

令和元年 9 月八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和元年 9 月 4 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和元年 9 月 4 日（水曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 64 号 八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 65 号 八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 66 号 八峰町簡易水道基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 67 号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 68 号 八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 69 号 八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 70 号 八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 71 号 八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 72 号 八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 73 号 八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 74 号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 75 号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 76 号 能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第 17 議案第 77 号 令和元年度八峰町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 議案第 78 号 令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 1 9 議案第 7 9 号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 8 0 号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 8 1 号 令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 8 2 号 令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 8 3 号 令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出算認定について
- 第 2 6 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 8 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 9 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 0 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 1 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 2 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 3 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 4 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 5 陳情第 4 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第 3 6 陳情第 5 号 町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情について
-

出席議員（12人）

1番 水木壽保	2番 山本優人	3番 奈良聡子
4番 腰山良悦	5番 須藤正人	6番 芹田正嗣
7番 見上政子	8番 菊地 薫	9番 笠原吉範
10番 芦崎達美	11番 皆川鉄也	12番 門脇直樹

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町 長 森田 新一郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 佐々木 高
税務会計課長 今 井 利 宏	企画財政課長 和 平 勇 人
福祉保健課長 堀 江 広 智	教 育 次 長 藤 田 吉 孝
産業振興課長 成 田 拓 也	農林振興課長 浅 田 善 孝
建 設 課 長 石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿 部 克 之
学校教育課長 山 本 節 雄	生涯学習課長 米 森 伴 宗
学校給食センター所長 田 村 高 夫	あきた白神体験センター所長 山 内 章
防災まちづくり室長 内 山 直 光	

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志	書 記 船 山 厚 子
-------------	-------------

---

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和元年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月29日、議会運営委員会を開き、8月15日付けで議長から諮問のあった令和元年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から13日までの10日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出や決議が必要となることから、意見書の提出等の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から13日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和元年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月23日未明から夕方にかけての大雨について報告します。

23日午前2時34分に大雨警報と土砂災害警戒情報が発表され、降り続く大雨により土砂災害等の危険が高まったことから、午前5時に「八峰町災害対策連絡部」を設置し、警戒にあたりました。その後、職員による河川及び道路等のパトロールを午前7時と午後2時に実施しましたが、幸い被害は確認されませんでした。

「災害対策連絡部」については、同日7時35分に土砂災害警戒情報が解除され、16時26分に大雨警報が解除されたことから、16時30分をもって廃止しております。

次に、「地域公共交通庁内検討会」についてご報告いたします。

この会議は、平成31年3月議会定例会においてご報告した、交通弱者にとって真に必要な公共交通のあり方について、高齢者や自治会など関係する方々からご意見を伺うための素案を作成するために設置したものであります。職員10名を委員として任命し、これまでに3回の会議を開催し、路線バス及び町が実施している町有バス運行事業、子ども園及び小中学校スクールバス運行事業及び公共交通空白地有償運送事業の運行状況などの現状と課題を共有するとともに、自家用車を所有しなくとも安心して暮らせる仕組みづくりに向けて、目指すべき姿と克服すべき課題などについて検討を行っております。素案のたたき台ができた段階で議会の皆様に説明するとともに、節目節目においても説明してまいりたいと考えております。

次に、岩館地区地上デジタル放送難視聴改善事業について申し上げます。

工事費の積算に必要な調査設計を実施した結果、工事費の見積額が約4,600万円となり、当初予算と比較して約1,000万円の減となりました。その主な理由は、新たに光ケーブルを敷設する区域において、新たな電柱設置が必要と想定していたところ、ほぼ既設の電柱を活用できたことによる電柱設置費の減であります。今後、速やかに契約手続を進め、できるだけ早い完成に努めてまいります。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開き翌日の7月13日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。開会セレモニーが行われた岩館地区の海浜プール周辺では、今年9月に本県で開催される「天皇陛下ご即位記念第39回全国豊かな海づくり大会」のプレイベント「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」を兼ねて開催したこともあり、早朝からの作業にもかかわらず、全体で例年より100名ほど多い約450名の町民の方々からご協力いただきました。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが465袋で約4,530kg、缶類などの不燃ごみが167袋で200kg、その他、粗大ごみや家電など4トン車1

台分のごみが拾い集められました。ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもありました。引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

また、能代市山本郡消防競技大会が7月28日に能代港下浜岸壁ふ頭で開催され、小型ポンプ操法の部に3チームが、ポンプ車操法の部に1チームが、規律訓練の部に1チームが、八峰町代表として出場しました。当日は、気温が30度を超える天候となりましたが、出場選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を存分に発揮し、小型ポンプ操法の部で第5分団がコンマ26秒のタイム差で惜しくも第2位となり、ポンプ車操法の部でも第12分団が第3位と好成績をおさめました。また、規律訓練の部では第4位となっております。

7月から、暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様、そして長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

八峰町戦没者追悼式は、8月23日、ファガスにおいて行われました。式典には、ご遺族やご来賓の皆様など32名が出席され、先の大戦で犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、戦没者を慰霊しました。年号も令和に代わり、終戦から74年目となり、戦争を知らない世代が多くなっていく中で、悲惨な戦争を二度と繰り返さないという決意を新たに、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないという思いを強くしたところであります。

次に、観光イベント等について申し上げます。

毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月12日、岩館海浜プールの「YOU遊海館」で安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故と多くの海水浴客で賑わうことを関係者とともにお祈りしました。

今シーズンの岩館・滝の間海水浴場の観光客数は、概算で2万5,400人と推計され、前年比で576人、2.3%の増となっております。シーズン中に大きな事故がなく終えることができたのも、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など多くの関係者のご尽力のお陰と深く感謝申し上げますとともに、海浜プールや海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも厚く御礼申し上げます。

また、御所の台オートキャンプ場については、利用者数が前年8月末との比較で40%近い伸びとなっており、これは、台風等の影響が大きかった昨年と異なり、今シーズン

は夏休み期間中の全般にわたって、特に週末の天候に恵まれたことが大きな要因と考えております。利用されたお客様からは、「海と山に近く、温泉や食堂もあってとても便利。雨の日でも体験センターでいろいろ楽しめる」などの評価をいただいたところでもあります。

今後も八峰町の自然の魅力を情報発信しながら、誘客促進に努めてまいります。

7月13日、14日の2日間、「八峰・深浦国境400年まつり」をハタハタ館駐車場の特設会場で開催しました。このイベントは、今年が秋田藩と津軽藩の藩の境界が決定してからちょうど400年になることを記念して開催することとし、八峰町と深浦町の商工会や観光協会などで組織する実行委員会の主催で行われました。両町の特産品のグルメ屋台などをはじめ、県境画定にまつわるエピソードの発表や両町の観光PR、さらには、「産直ぶりこ」の「さるなしソフト」の早食い競争、特産品が当たる大抽選会、両県出身の2組のお笑い芸人によるステージ、茂浦民謡同好会による踊りなどの盛りだくさんのメニューに加え、FM秋田とFM青森の2局同時の公開生放送という初めての試みにも新鮮なものを感じていただけたと思います。

本イベントは、青森・秋田両県で開催のPRを行ったこともあり、青森県八戸市など遠方からのお客様も多く、「初めて来たけど、とってもいいところですね」と喜んでいただきました。今回の交流イベントを契機とし、観光分野はもとより、様々な分野において両町の交流をより一層深めてまいりたいと考えております。

8月3日には、白神八峰商工会主催の「アワビの里づくり祭り」が開催されました。14回目を迎えた今年は、本年9月に本県で開催される「天皇陛下ご即位記念第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」の開催記念という役割も担って開催されました。

会場となった岩館漁港前には、およそ660人が来場し、アワビの稚貝3,000個を放流した後、アワビやサザエなどの魚介類のバーベキューを楽しみました。また、県漁協によるアワビとサザエの即売が行われたほか、アワビのつかみ取りやあわびケッコそば食い大会、のど自慢大会も行われました。町内外から8者が参加した「アワビカレーとギバサ料理コンテスト」では、鹿の浦の「矢作食堂」さんが見事県知事賞を受賞しました。さらに、今回初めて、商工会と町とが協力し、商工会の会員企業やその取引先の企業で働いている若手社員や官公署の若手職員など、能代山本地域の将来を担っていただく男女53名を招待し、まつりを楽しんでいただくとともに交流を深めていただきました。

運営スタッフの皆様のご労苦に深く敬意と感謝を申し上げます。

8月11日には、ポンポコ山公園において、「第15回ポンポコ山音楽祭」が開催されました。当日は、真夏の青空が広がる天候に恵まれ、町内外から12組のアマチュアバンドやゲストアーティストがロックやオリジナル曲を披露しました。会場内の屋台では焼きそばやビールなども販売され、訪れた家族連れや音楽ファンは、音楽を楽しみながら思い思いの有意義な日曜日を過ごしていました。

本音楽祭の企画運営には、地元出演団体の若手メンバーが中心となって携わるなど、地域が一体となったイベントとなっており、関係の皆様には深く敬意と感謝を申し上げます。

8月15日には、「第33回雄島花火大会」が開催されました。午後5時過ぎのオープニングセレモニーでは、八森子ども園児や八峰中学校生などによる和太鼓の演奏が披露され、会場を盛り上げていました。18店舗が出店した屋台では、焼き鳥や焼きそば、たこ焼き、綿あめなどを買い求めるお客さんで長い行列ができていました。午後8時、今大会より雄島花火実行委員会の新会長に就任された大山猛さんによる開会の挨拶の後、「令和元年開幕の響き」と題されたスターマインでスタートし、1時間にわたり打ち上げられた約1,000発の花火は、海の孤島雄島から打ち上げられたほか、海中花火や観客席の目の前の海岸から打ち上げられるなど、雄島花火ならではの演出で多くの観客を魅了いたしました。フィナーレを飾った超特大スターマインでは、観客席の頭上に大輪の花火が輝くと、観客席は大歓声と大きな拍手に包まれました。

八峰町における真夏の夜の風物詩「雄島花火大会」は、700人を超える町民の皆様をはじめ、関東ふるさと会員などの町出身者や、140を超える企業や団体等からの協賛金をいただいで開催しており、正に「おらほの花火大会」であります。これまで支え続けてこられました「雄島花火実行委員会」や「中浜ひとつ森会」の皆様をはじめ、最初から応援いただいている「秋南火工佐藤煙火工場」様をはじめとした関係者各位並びにご協賛くださいました皆様に、厚く御礼申し上げます。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

12回目となる今回は、プレミアム率は昨年同様の20%とし、額面6,000円の商品券を1冊5,000円で1万セット販売しております。購入限度額は1人6冊までの3万円とし、昨年に続き、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施しており、大変好評を得ております。

販売開始から8月16日までで、商品券は5,575冊販売され、全体の消化率は56%となっ



ており、昨年同期と比べて、冊数で164冊、消化率で1.64%の増となっております。

また、今年度事業においても、参加加盟店が独自のサービスを行う「Wサービス事業」に取り組んでおります。これは、9月と12月の2か月間に限り、各加盟店が商品券利用客に対して各種割引やプレゼントなどを実施するもので、「現金で買うよりもプレミアム付商品券で買うとお得になる」ことをアピールし、積極的な創意工夫により消費を作り出そうというものです。

なお、販売期間及び利用期間は令和2年2月8日までとなっておりますので、事業主体である白神八峰商工会とともに早期完売に努めてまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の作柄概況についてですが、東北農政局秋田県拠点は、8月15日現在の作柄概況を8月30日に発表しました。秋田県は「やや良」となり、地域別でも県北・中央・県南全てで「やや良」と見込まれております。

今年の生育状況は、田植え以降おおむね天候に恵まれ、初期生育が良好であったこと等から穂数は平年に比べてやや多く、1穂当たりもみ数もやや多いと見込まれることから、全もみ数はやや多いと見込まれています。また、登熟は、出穂期前後の天候がおおむね高温多照で経過し、順調に推移していることから、「平年並み」と見込まれています。

今年度は、春先の少雨の影響で水不足となり、農業用水の確保に苦慮された農家もおりましたが、その後は天候にも恵まれ順調に生育してきたところであり、このまま無事に収穫期を迎えられるよう願っているところであります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

今年度、4月18日に行われた全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果が7月31日に公表されました。今回、小学6年生は国語・算数、中学3年生は国語・数学・英語のテストが実施され、マスコミ報道にもありましたが、秋田県は今年度も、小学6年生、中学3年生とも全国トップ級の成績でした。

当町の各教科の平均正答率の状況を申し上げますと、小学6年生については、2校とも、国語・算数いずれも秋田県の平均正答率を大きく上回ってございました。また、中学3年生は、国語・算数は秋田県の平均正答率には若干及ばなかったものの全国の平均正答率を上回っており、また、今回初めて実施された英語は全国の平均正答率を1ポイント

ト下回る結果となりました。

次に、「第14回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は、全日本小学生女子ソフトボール大会が能代市山本郡を会場に開催されたことから、例年よりも1週間遅い、8月4日と11日に開催いたしました。大会には、当初18チームの参加申し込みがありましたが、選手が集まらないなどの理由で3チームから棄権の申し出があり、最終的に15チームでの戦いとなりました。

峰浜野球場の開幕試合では、新成人の小林瑞稀さんが始球式を行い、大会に花を添えてくださいました。両日とも気温は30度を超え、熱中症防止に注意しながらの試合となりましたが、随所に好プレーが見られる、レベルの高い熱戦が繰り広げられました。決勝戦は、昨年に引き続き目名湯ヤンキースと石川チームの試合となり、昨年の雪辱に燃える石川チームが、チームの4番が2打席連続でオーバーフェンスのホームランを放つなど善戦したものの、攻守に勝る目名湯ヤンキースが9対5で勝利し、連覇を成し遂げました。

猛暑にもかかわらず本大会の運営にご協力いただきました、八峰町野球連盟や審判部の皆様に心から御礼を申し上げます。

次に、成人式について申し上げます。

8月14日に八峰町文化ホールで開催した今年の成人式には、対象者69名のうち61名が出席しました。式典は、中学校時代の恩師による新成人の点呼に始まり、続いて私が「成人としての権利を得た一方で、社会の一員として義務という大きな責任を果たしていかなければならない。これからの八峰町を担っていくのは皆様のような若い世代。新たな出会いを大切に、努力を積み重ねて成長されることを期待する」と式辞を述べました。それに対し、新成人を代表して石上雄大さんからは、「大学に進学し、一人暮らしを始めて、改めてふるさとの素晴らしさを感じている。将来は世界というステージで活躍できるエンジニアになり、故郷に錦を飾れるよう日々学業に励んでまいりたい。」また、斉藤すみれさんからは、「大学で声楽を学んでいるが、相手に伝わるように表現することや他人の立場に立って考えるということは、音楽以外においてもとても重要なこと。将来この経験を生かし、社会に貢献できるよう、より一層精進してまいりたい。」と、力強い誓いの言葉が述べられました。令和最初の成人式にふさわしい、頼もしく立派な新成人の姿を拝見し、誇らしく思いました。

次に、給食センター設備改修工事について申し上げます。

7月16日に入札が行われ、能代市の株式会社協立が4,594万7,000円で落札し、工期は7月19日から1月31日までとなっております。夏休み期間中に調理場内にエアコン機器を設置し、現在は屋外の室外機設置工事を行っております。冬休み期間中に、現在製造している外気処理機を取り付けて完成の予定となっております。進捗率は4割程度で、給食業務に支障を及ぼさないように進めているところであります。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第64号「八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第65号「八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第66号「八峰町簡易水道基金条例の一部を改正する条例制定について」は、水道法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第67号「八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について」は、水道法及び水道法施行令の改正並びに消費税率、地方消費税率の引き上げに伴い、条例を改正するものであります。

議案第68号「八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について」、議案第69号「八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第70号「八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第71号「八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第72号「八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例を改正するものであります。

議案第73号「八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第74号「八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、10月から幼児教育・保育の無償化が始まることから、条例を改正するものであります。

議案第75号「八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の内閣府令の一部改正に伴い、利用者負担等の受領に

関する規定及び連携施設の確保に関する基準等を改めるため、条例を改正するものであります。

議案第76号「能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について」は、し尿処理施設において、能代市の区域のうち旧二ツ井町の区域及び藤里町から排出されるし尿と浄化槽汚泥の処理を受け入れようとするに伴う、能代山本広域市町村圏組合規約の変更に関する関係市町の協議について、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号「令和元年度八峰町一般会計補正予算（第2号）」は、1億4,902万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億3,090万2,000円とするもので、歳出の主なものは、八峰町中心経営体育成支援事業補助金、高性能林業機械導入補助金、冬季観光宿泊助成事業補助金などの追加であります。

議案第78号「令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」は、3,961万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億5,699万7,000円とするもので、過年度精算による償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第79号「令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、1,387万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億1,013万円とするもので、歳出の主なものは、漏水等に対応するための修繕料及び上川橋添架管実施設計委託料などの追加であります。

議案第80号「令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、1,449万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億1,660万6,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第81号「令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、319万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,432万円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第82号「令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、260万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4,730万4,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第83号「令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）」は、62万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を399万2,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第84号「平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について」は、平成30年度

一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第85号から議案第94号までの各案件は、平成30年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

報告第4号は、平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は31議案で、報告件数は1件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に「人権擁護委員候補者の推薦について」2件を追加提案する予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第64号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

次のページは条例改正文であります。

内容につきましては、別に提出しております議案第64号説明資料をご覧ください。

総務課資料1であります。

提出資料には、1番に改正理由、2番に改正内容、3番として新旧対照表を記載しております。

はじめに、条例を改正する理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等により、八峰町災害弔慰金の支給に関する条例を改正するものでございます。

次に、改正内容であります。災害擁護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況

を鑑み、低い利率での貸付けを可能とし、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等、被災者ニーズに応じた貸付けが実施できるように規定を改正するものとなっております。

改正内容の1つ目は、貸付け利率について、これまで措置期間経過後は3%であったものを、改正によりその利率を無利子とする。また、償還方法について、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加するものでございます。

2つ目は、改正により法第16条の報告等の規定が新設され、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するために必要であると認めるときは、収入又は資産の状況について貸付けを受けた者に報告を求めることができることとされたこととあります。

3つ目は、償還免除事由として、死亡又は重度障害の場合が規定されていましたが、これに加えて、新たに破産手続開始の決定又は再生手続の開始の決定を受けたときについても、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとなっております。

施行日については、公布の日から施行といたします。

説明は以上です。議員の皆様には、条例の改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながら見ていただきますようお願いいたします。それでは、ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 破産手続の場合も免除するということですけど、破産に至る原因ってというのは、災害の時は重々理解できますが、個人的な浪費で破産という状況もあるわけですね。それらも該当するのかどうか答弁ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

破産手続、再生手続開始の決定を受けた者については、その未済額の全部又は一部償還を免除することができるはず規定ではなっておりますが、これについても、今回、法第16条の報告という規定が新設されましたので、その中で収入、資産の状況に応じた報告を求めてからの決定となります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君）　　というのは、例えば破産手続ということは、財産がないっていう前提。それは決定になってから免除するということなのか、まあ放棄しない限り資産はあるわけですよね。裁判所の破産決定があつて初めて免除になるけども、手続開始の段階では免除ならないと思うんですが。まあ津波とかそういうふうのやつは、自然災害で困った時はそれは理解できるけども、その辺の判断というのはどこでやるのかっていうのを答弁願います。

○議長（門脇直樹君）　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君）　　議員のご質問にお答えいたします。

　　こちらについては、決定を受けた段階で今回の新設された報告等に基づいて免除するか否かの決定といたしますので、決定されてから、破産手続の開始の決定を受けてからの免除となります。

○議長（門脇直樹君）　　2番山本優人君。

○2番（山本優人君）　　お願いっていうか意見なんですけど、最近ですねやっぱり財産隠しをして破産手続に至るケースが結構あるわけですよ。ですから、それらをちゃんと見てですね、仮に破産手続が決定になったとしても、財産を分与しても相続、まあ財産をほかに移して破産をしている例が結構あるわけで、ですから安易にこれがなったからといってすぐ免除とかそういうふうなことにならないように、十分注意してこれを進めるようにしていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君）　　答弁求めますか。

○2番（山本優人君）　　はい。

○議長（門脇直樹君）　　答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君）　　山本議員のご質問にお答えします。

　　今回のこの決定につきましては、先ほども言いましたが報告等の義務がありますので、その中で慎重に判断しながら決定をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君）　　ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

　　これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第65号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の一部改正等に伴い、本条例を改正するものであります。

次のページは条例改正文であります。

提出資料には、第65号の提出説明資料をご覧ください。

提出資料には、1番に改正理由、2番に改正内容、3番として新旧対照表を記載しております。

はじめに、条例を改正する理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の一部改正等により、条例を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等は、消防団員となることができないとする規定を改正するものとなっております。

改正内容の1つ目は、「成年被後見人又は被保佐人は、団員となることができない。」を削除するものでございます。



2つ目は、語句の訂正であります。「禁固」を「禁錮」に改め、「免職」を「懲戒免職」に改めることとなっております。

施行日については、公布の日から施行といたします。

説明は以上です。議員の皆様には、条例改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながら見ていただきますようお願いいたします。それでは、ご承認いただきますよう、ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 新旧対照表にある懲戒免職の場合なのですが、この第7条に該当する場合というのは何なのか説明ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 山本優人議員のご質問にお答えします。

こちらの第7条の規定とありますが、条例の中身については、任命権又は懲戒免職処分とする懲戒、停職又は職免とすることができるという内容のものを、今回改めて「懲戒免職処分と受け、その処分から2年を経過しないもの」に改めることになっております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） よく分からないけど、懲戒免職というのは普通、公務員に対しての処分というふうに考えるんだけど、この7条の中身って何なのか具体的に出してもらいたい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） すいません、7条の条例文をお読みいたしますので、よろしくお願いいたします。

懲戒という、懲戒7条、任命権者は、団員が次の号にいずれ該当する時は、懲戒処分として、懲戒、停職又は免職することができる。

（1）消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。

（2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（3）団員としてふさわしくない非行があったとき。

2項として、停職は、1カ月以内の期間を定めておくという7条の規定になっており

ます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この欠格事項の1番、成年被後見人又は被保佐人、この事項を削除するということですが、ということは、成年被後見人又は被保佐人も団員となることができるということになるのでしょうか。

消防団員の仕事はですねやっぱり危険を伴うものですし、命に直結する仕事でありますけども、まあこれこういうことを規定することによって人権を阻害することになるという考え方から削除することになったと思うんですけども、でも実際の話、これ、こういう方たちが団員になって活動することはできるのでしょうか。私はちょっとその辺が不安ですけども。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 今のご質問にお答えいたします。

今回のこの法律の改正についてはですね、成年被後見人制度の一部の成人上の障がい等による法律行為における意思決定が困難な方々のその判断の能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護するという民法上の制度の改正もありまして、今回、成年制度の利用促進に関わる法律等の中身を見まして適正化等を図るための整備法律の改正でございますので、一応今回削除といたしまして、こちらの成年被後見人が消防団となることをまず認めるということの制度改正でございます。実際に今のご指摘のとおりできるかできないかというのは、いろいろまず、いろいろな擁護する制度でございますので、その辺を鑑みてですね一応これからも進めていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの答弁に若干補足させていただきます。

まず心配されてるのは、そういう方でも消防団活動できるのかと、こういうご心配だと思います。当然そのとおりでございます。ですけども、今、障がい者も含めてその人らしい活動をできるように、できるだけそういう受け入れをするというふうな形で関係法令改正されております。例えば女性消防団員でも、後方支援とか予防活動とか、実際男性と同じ活動でなくてもできるだけその人が活動できる範囲で配慮しながら活動していただくと、こういう受け入れの改正法律です。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第66号、八峰町簡易水道基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第66号、八峰町簡易水道基金条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町簡易水道基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。水道法の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

建設課資料をご覧くださいと思います。

基金条例の中の改正でありますけども、これは水道法第1条の目的規定の改正に伴うものであります。これまでの計画等整備という目的から、基盤の強化へとシフトするための目的であります。その文言については、この新旧対照表のとおり、「簡易水道施設を永遠に整備して管理するため」という表現を「簡易水道施設の基盤の強化及び管理をするため」というふうに改めるものです。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前11時05分 休 憩

.....  
午前11時09分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第67号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第67号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。水道法及び水道法施行令の改正、また、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

八峰町簡易水道給水条例の一部を次のように改正するものであります。

説明は建設課資料2でさせていただきます。

新旧対照表ですけれども、中段の本則の部分ですが、水道法施行令の改正に伴って条す

れの整備を行うものであります。5条を6条に変更するものです。

2つ目は別表1を変更するものですが、これは消費税率が8%から10%に上がるものに対して、適宜2%を加算するものであります。

次のページをお願いいたします。

ここでは水道法の改正ですけれども、指定給水装置工事事業者の制度が改正されました。というのは、更新制度、これまでありませんでしたけれども、これからは5年ごとに更新が必要だということになりましたので、更新の時の申請手数料を加えたものであります。これまでは新規で登録すると2万円の手数料を取っておりましたが、これについては変わりはありません。さらに5年ごとの更新について、その更新手数料を1万円として新たに追加するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） いよいよ消費税がアップするかどうか、10月からどうなるかちょっと分からないんですけれども、いよいよ町民の生活にこの負担が来たなという感じがします。この水道の負担率、負担に対して、大体当局では1世帯当たり平均してどのくらいの値上がりになると見積もっておりますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。

○建設課長（石嶋勝比古君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時09分 休 憩

.....  
午前11時09分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの負担率のアップについてお答えいたします。

一般家庭で平均で使用する使う量ですけれども、これについては20㎡程度と考えております。そうした場合に、2%ですので60円前後の値上がりになるのかなと、平均ですすね考えております。

以上です。1か月当たりです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これがあらゆるところで値上がりに繋がっていくと思うんですけども、今現在、八峰町で井戸水を使ってる件数はどのくらいですか。これを新たに水道引かなくちゃいけないとかあると思うんですけども、いろんなことが加算されてきて大変ですけども、何件と把握してますか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいま井戸水のご質問を受けましたけども、簡易水道の方では直接井戸水とは関わりございませんので、そこまでの調査把握はしておりません。ただし、下水道に関して井戸水を併用して使ってる世帯があった場合には、それは申告していただくことになっておりますが、現在は下水道加入の方で併用しているという届け出はありません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ケースによって水の使い方が違うと思うんですけども、やはりこれは消費税の値上げによって町民に負担がかかり、また、これ営業とかいろんな面でもこれも影響が出てくると思いますので、私はこの値上げに反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第68号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第68号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例。

八峰町公共下水道管理条例の一部を次のように改正する。

これは先ほど説明したとおり、消費税率及び地方消費税率の改正に伴って、使用料について消費税アップ分2%を引き上げるものでございます。額については、使用料1,260円が1,650円、162円が165円となっております。

この条例は、令和元年10月1日から施行するということです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 消費税が上がることによっていろんなところに影響が出てくる、この最先端だと思います。先ほども言いましたけれども、当局では大体1件当たりどのくらいの値上げを考えておりますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 先ほどと同じく、20㎡であれば70円前後と考えております。以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） じわじわじわじわと値上げが町民の生活を脅かしていく、こう

ということになると思いますので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第69号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第69号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を改正するものであります。

八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例については、先ほどの公共下水道の消費税アップと金額が同じですので、内容は省略させていただきたいと思っております。

この条例は、令和元年10月1日から施行するというので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この条例に反対をいたします。

先ほど言われたとおり説明は同じだと思いますので、やはり1世帯当たりの負担増になる、これが積み重なればいろんな面で物価の値上げに繋がっていく、こういうものだ



と思いますので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第70号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第70号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を改正するものでございます。

八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例についても、公共下水道及び農業集落排水条例と併せて金額が同じですので、内容を省略させていただきたいと思います。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 当局の説明は同じだと思いましたが説明を求めませんでしたけれども、やはりこれは漁業生活者の皆さんのためにも負担が多くなる、そういうようなこともいろんな面で消費税値上げすることでいろんな影響が出ることが言われてます

けれども、第1番目に下水道料金が影響するという事で大変だと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第71号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第71号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を改正するものであります。

この説明については建設課資料の6の方でご説明したいと思いますので、そちらの方をお願いいたします。

合併浄化槽の場合は、月額で定額となっております。この表にあるとおり、5人槽、それから6人から7人槽、また、8人から10人槽、11人槽以上という区分になっておりまして、さらに使用料について、住宅等と、それから事業所等というふうな6つの区分となっております。これについても、この表にあるとおり全てこれまでの基本料金に8%の消費税だったものを10%に変更すると、改正するというものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今まで消費税のことについて反対してきましたけれども、またここでもまた合併浄化槽、これがまた町民の負担に繋がり、ひいてはいろんなものにこれが影響してくるということで、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第72号、八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第72号を説明いたします。

八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由ですけれども、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例を改正するものであります。

次のページは改正文であります。

八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例。

第5条は手数料の額という文章でありますけれども、本文中「100分の108」を「100分の110」に改めるというものであります。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これの説明資料はないのでしょうか。この第5条本文中「108」の「110」というこれ、どういう手数料、診断書とかいろいろなものがあると思うんですけども、中身を教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 資料は準備しておりませんが、第5条の条例のこの文章については後ほど提出したいと思っておりますけれども、第5条のその手数料の中身は主に診断書等の金額をうたっているものでありまして、大体1,000円から3,000円の範囲内の手数料ということになります。後ほど資料は提出いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町営診療所ってというのは、特に峰浜地区の高齢者の人たちがよく利用していると思うんです。まあほとんどが年金生活者。本当に年金生活者の中でも、見た感じで判断するのは悪いんですけども、こういう生活者の人たちが診断書とか、それから介護の認定受けるための資料とかいろいろ、いろんな高齢者になればいろんな手続が必要になってくると思うんですけども、そのために消費税が上がったからといってこれも値上げされるというのは、これはやっぱり高齢者にとっては大変でないかなと思います。診断書のほかに何か、介護とか何かそういう必要な書類というのはどういうものがあるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ずっとその対象となるもの13ありますけれども、主に先ほど来話ししております普通診断書というもの、簡易なものが1,000円、複雑なものが2,000円というようにあります。その他、死亡診断書等13ありますので、後ほど資料は提出いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まさに消費税の値上げがこういう高齢者の人たちにも及んできている。少ない年金の中からようやく病院に来て、それで払っているお金にまた加算されなくちゃいけない。こういうことはやはり町民に負担を強いるということで、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第73号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） それでは、議案第73号についてご説明いたします。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、10月から幼児教育・保育の無償化が始まることから、公立保育所の保育料を規定している本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例。

八峰町保育所条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、議案説明資料、学校教育課1でご説明申し上げます。

提案理由でございます。国の子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まることから、公立保育所の保育料を規定している本条例を改正するものでございます。

内容でございます。八峰町保育所条例の一部改正となっております。公立保育所の保育料について、下記の児童の保育料を無償化するというものでございます。

1つは、3歳以上の児童について無償化する。

もう一つにつきましては、3歳未満児の市町村民税非課税世帯に属している児童、こちらを低所得者対策ということで無償化するものでございます。

下に※がありますが、八峰町の場合は、既に平成27年4月から3歳未満児の保育料につきまして半額の減免をしております。そして3歳以上児の園児につきましては、全額を免除ということで既に少子化対策ということで進めてございます。

下に改正前の保育料表が載っておりますので、こちらの方をご覧ください。

保育料につきましては、その世帯の所得によりまして第1階層から第7階層という7段階に分かれて保育料をいただいております。そしてなおかつ、今現在でありますと3歳未満児の保育料が設定されておまして、3歳以上児の保育料も設定されてございます。なおかつ同じ3歳未満児であっても、標準時間、こちらに関しましては保育の時間が11時間、短時間、こちらに関しましては保育の時間が8時間という形で、それぞれ時間に応じて保育料が設定されておるわけでございます。これが今回の国の無償化ということになりまして、3歳以上児の保育料が無償化ということで3歳以上児の保育料の部分が削除されるということで、次のページをご覧くださいと思います。

こちらが改正後の保育料表になります。徴収できる園児に関しては3歳未満児ということですので、3歳未満児の保育料がそれぞれ標準時間の保育料、短時間の保育料ということで、これまでどおり第1階層から第7階層までのそれぞれ所得に応じて保育料が設定されるということになります。

下の※の表記につきましては、この標準時間と短時間保育の内容を説明したものでございます。

そしてまた下の方に表が載っておりますが、保育料の場合は母子世帯に対しまして軽減する保育料を設定してございます。こちらに関しましては、階層区分が第2階層、第3階層及び第4階層の一部の部分に関しましてそれぞれ保育料が設定されておまして、この部分に関しましても3歳以上児が無償化ということでございますので、3歳未満児の保育料を載せた新たな保育料表が作成されるということでございます。

最後のページになりますが、この施行の期日であります。公布の日としまして令和元年10月1日から適用するというものでございます。

経過措置としまして、改正後の規定は、令和元年10月分以降の保育料に関して適用し、令和元年9月分までの保育料につきましては、これまでどおりということでございます。

以上、ご説明は終わりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 要するにですね、安倍首相が言ってる保育料の無償化っていうのは3歳から5歳までの幼児教育の無償化ということを出してございまして、そちらの方で、あと給食費は自己負担ということで言ってますけれども、当局、こっちの方ではもう無償化、まあ全国そうですけれども、とても国基準では保育料払えませんし、ほとんどの自治体は減額したのを徴収してると思うんですけれども、この保育料に、未満児の保育料に関しては非課税世帯がゼロになったっていうことだけの変化ではないでしょうか。そして保育の国基準というのはどのくらいの金額なのか、ちょっと教えてもらえればいいなと思います。国基準は第5段階までですか、その未満児の国基準の保育料はどのくらいになっているのか教えてもらいたいです。

未満児の保育料というのは、決算書にもありますけれども使用料の中で負担金が216万1,000円、これ児童福祉費に入ってるのがこの未満児の負担金ですよ。お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今回未満児に関しましては、国と第2階層によりましてこちらがゼロになるということとありますので、こちらのゼロに該当するということとあります。八峰町につきましては、既に未満児に関しましては半額免除として持っているものでございます。

そして今ご質問にありました国基準ということに関しましては、今ちょっと資料持ち合わせてございませんので、後ほどご説明いたしたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 国の方では、ここまで保育料等について無償化するということで具体化されたわけがございますけれども、まだ時期少し早いかもしれませんが、あとうちの方の場合、残り少ない人数が保育料を支払っているという現状だろうと思っております。近い将来、全部無償化にする考えはございませんでしょうか。町長答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回の一般質問の中にも同じような質問出されてますので、その時に十分検討した中で答弁させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 3歳未満児の保育料は、ほとんど変化がないんです。町の方で負担もいろいろしてますので、3歳以上児の方の保育料の方で今これから出てくると思うんですけども、もっとやっぱり町の方で子育て支援を積極的に進めていくべきではないかと思います。消費税を値上げするから、福祉の方に回すから保育料をいかにもその聞こえよく無料にするということを言いましたけれども、現にこの未満児の保育料は国の方では手をつけておりません。一番手をつけなくちゃいけないのは、この未満児の対策ではないかと思います。子どもを生む気になるためには、やはり産休明けからしっかり子どもをできれば無料で引き取ってその子育てをしてもらえるんだという、こういう環境を整えていかななくてはならないと思います。消費税増税をうたって、いかにもいいこと言ってますけれども、現にこれは全然恩恵を受けてないということになります。

それと、本当に町の方でも負担、やってるんですけども、未満児の方にもっとやっぱり手厚い、例えば双子ちゃんが生まれた場合とか年子が生まれた場合、本当にもう大変な状態になります。こういう人たちのためにも、もっと負担額を、保育料の負担額を少なくするというこういう手立てが必要ではないかと思いますので、私は、この国の政策と、それからこの町の保育料のことについて、もっと積極的にやってほしいということとで反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。



日程第14、議案第74号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） それでは、議案第74号についてご説明いたします。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、10月から幼児教育・保育の無償化が始まることから、認定こども園の保育料を規定する本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例。

改正文が載っておりますが、これにつきましては、議案説明資料、学校教育課2に基づきましてご説明いたします。そちらをご覧ください。

制定理由でございます。国の子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まることから、八峰町立幼保連携型認定こども園の保育料を規定している本条例を改正するものでございます。

説明の内容でございますが、八峰町立幼保連携型認定こども園、こちらは現在、八森子ども園の場合でございますが、認定こども園の場合には、幼稚園部分の保育料と保育所部分の保育料ということで、2つ条例で規定されてございます。で、下の表が、こちらが認定こども園の幼稚園部分の保育料を制定しているものでございます。こちらに関しましては、それぞれその世帯の所得に応じて第1階層から第5階層まで分かれてございます。こちらの部分に関しまして、結局3歳以上児、幼稚園というと3歳以上児でございますので、こちらが無償化になるということで、改正後の保育料につきましては、それぞれ第1階層から第5階層までそれぞれゼロと、ゼロ円ということになるわけでございます。

続いてのですね第2表の保育料に関しましては、先ほど制定しました八峰町の保育所条例と全く中身が同じでございますので、説明の方は割愛させていただきます。

ただ、別表第2の下※の部分につきましては、3歳未満児の保育料については、町

の子育て政策により平成29年4月より半額減免ということ載せておりますが、こちらはこの条例ができた日時がですね平成29年4月からということでありますので、そちらの関係でこちらの表現を変えているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの課長の説明の中で私もちょっとうっかりしてましたけれども、八森は認定子ども園、八森認定子ども園なってますよね。峰浜の方は認定子ども園、できてから認定子ども園になるのか。保育料違うんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

峰浜地区の統合子ども園につきましては、統合後にですね認定子ども園という形で開所する予定となっております。そして子ども園の保育料につきましては、八森子ども園の場合も峰浜沢目子ども園の場合も埴川子ども園の場合も、同じ表を使って保育料をいただいております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国の方から保育料の無料化ということで査定されますよね。で、全保育園に保育料を無料にしてください。で、副食費は実費をもらいなさいということで。それで、交付される国基準のその保育料で1人当たりいくら、まあ3歳以上だと1人当たり国から15万円だったら15万円来るうちのその中の保育料っていうのは、国基準の中の保育料を算定して、それでその保育料は無料なので、無料にするので国の方でこのくらいお金をやりますよ。で、マイナスして副食費4,500円、これは実費をもらいなさい。その分は4,500円を引いた金額で交付しますよという、そういう計算になると思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

副食費に関しましては、この後の条例制定の際にご説明いたしたいと思っております。

で、国からの助成がどうなのかというお話でございますが、今回ですね、この国が保

育料の無償化をするに当たりまして、国と地方の負担分をそれぞれ予算化しております。地方の負担分というのが、今年度の場合は2,349億円が地方負担ということで国が予算化してございます。それでですね、実際じゃあ各市町村、県とか各市町村がどのぐらい負担してどのぐらい交付されるのかという部分に関しましては、この後ですね国の方から各市町村へですね、例えば所得階層別の児童の数ですとか、対象支給の児童の数とかという基礎数値などの部分を問い合わせることになります。それに応じて町の方ではそれを計算して国の方に出すわけでありましたが、その基礎数値ですね、基礎数値をもとに国は2,349億円という額を全国の市町村、県の方に按分配分するという形で、それが決まるのが大体、来年度の3月頃ということでありますので、まだそちらの額はどれくらいになるかというのは定まっていない状況であります。これからのことになります。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ということはですね、この保育料の無償化ということで、町では今まで保育料無料にしていますので、その分持ち出しも非常に多いということは分かるんですけども、これについて新たに町で何かを負担するというのではなくて、かえって交付金を予算したよりも交付金が入ることになりますよね。そうすると、やはりそのお金は何らかの形で子どもたちに還元していかなくてはならない。まあ無償化になってますのでそれはありますけれども、ただこれによって持ち出しが多くなったというわけでもないの、例えば給食費を完全無料化するとか、先ほどの3歳未満児の負担率をもっと軽くするとか、こういうところに新たに入った交付金について回すべきではないかと思いますが、お考えありますでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） そういう内容の一般質問出されてますので、その中でやっぱりお答えするべきだと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これが正に安倍首相の言ってる幼児教育の無償化であります。

（「見上さん、賛成討論か反対討論か先に。」と呼ぶ者あり）

○7番（見上政子さん）　まず反対です。

それで、消費税が値上げするから保育料の3歳以上児を保育・教育費を無償化するということをうたってますけれども、実際はなかなかその恩恵を受けてるところがないということでもあります。で、当局でも、もっとやっぱり交付金が入ることが分かっていますので、これを別な形でも子どもたちに還元する、こういう手立てをとっていくのが見えませんので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君）　ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君）　起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第75号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君）　それでは、議案第75号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の内閣府令の一部改正に伴い、利用者負担等の受領に関する規定及び連携施設の確保に関する基準を改めるため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これにつきましては、議案説明資料、学校教育課3におきましてご説明いたします。

制定理由であります。こちらにつきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、特定教育・保育施設等の運営基準を「八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」で定めております。これが今回内閣府令が改正されたことにより、町の条例を改正しようとするものでございます。

1番の幼児教育・保育の無償化についての改正でございます。令和元年10月から開始に伴う所要の改正ということであります。

2番目につきましては、特定地域型保育事業における連携施設の確保に関する改正ということでございます。

下の方に参考として書いてございますが、特定教育・保育施設というのは、認定こども園、幼稚園、保育所のことでございます。そしてまた特定地域型保育事業というのは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育ということで、こちらにつきましては、町内に該当する施設はございません。

内容につきましてであります。

幼児教育・保育の無償化に関する改正ということで、施設が徴収する利用者負担額（保育料）の改正ということであります。保育料については、施設が保護者から徴収する旨規定しているが、徴収する保育料は3歳未満児に関わるものとする改正であります。こちらに関しては、3歳児以上を無償化にするという内容でございます。

次の（2）であります。3歳以上児の食事の提供に要する費用に関する改正ということで、食事の提供に要する費用を施設が徴収する旨規定しているが、無償化に伴い、下記のとおり徴収できる項目を改正するということあります。これに関しましては、1号認定、こちらに関しては3歳以上児の幼稚園又は認定こども園の幼稚機能を利用する園児の場合でございます。現在、八峰町には該当するお子さんはございません。これについて、これまでどおり主食と副食を徴収できることになるということでございます。で、2号認定、こちらの場合は3歳以上児の保育所又は認定こども園の保育所機能を利用する子どもについてであります。これまでは、主食につきまして保護者からの提供でありまして、いただいております。で、副食費については、保育料に含まれていたのでございます。これにつきまして、保育料が無償化になるということで副食費を実費徴収することができるという内容の改正でございます。しかしですね、保育

料がせつかく無料になっても副食費を徴収するとなりますと、新たな保護者の負担が発生することになりまして、この対策としましては、この後、町では副食費に関する規定を制定しまして、1号認定の子ども、また2号認定の子どもについて全額助成する予定となっておりますので、副食費はいただかない方向で考えてございます。全県の各市町村の状況を見ますと、やはり同じように副食費に関しては全額助成という方向で今話が進んでいるようでございます。

その次の※の部分につきましては、①、②につきましては、これは低所得者対策と多子世帯の軽減対策ということで、副食費を徴収できない場合を定めているものでございます。

(3)の子ども・子育て支援法の改正に伴う字句の改正というものもございまして、それぞれ法が改正されたことにより、字句の訂正又は無償化に伴う読み替えの規定等も行っております。

次、2の特定地域型保育事業における連携施設の確保に関する改正ということでございますが、こちらに関しましては、先ほども申し上げたとおり八峰町には該当施設がないわけでございます。ただ、平成27年4月に、この条例を制定する際に国にならって制定したものでありますから、同様の内容がこの条例に載っております。その関係で今回、内閣府での改正に伴い関係部分を改正するものでありますので、ご理解よろしく願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これに反対するものではありませんけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、特定地域型保育事業、これは地方の町にはない保育ママさんとか、それから事業型とかそういうのはないんですけれども、もしこれをやるとしたら、これはどこで認可して、町はどのようにこのできたところと関わっていく、どういうふうな仕組みになってるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの7番見上議員のご質問にお答えいたします。

実際町にはこういった施設がないわけではありますが、実際基準を設けて施設をつくるとなりますと、やはり県条例とか国の法律に基づいて施設ができることになると思いま

すので、そちらの方での対応になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時02分 休 憩

.....  
午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16、議案第76号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） 議案第76号についてご説明いたします。

議案第76号、能代山本広域市町村圏組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町協議の上、能代山本広域市町村圏組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。能代山本広域市町村圏組合のし尿処理施設において、能代市の区域のうち旧二ツ井町の区域及び藤里町から排出されるし尿と浄化槽汚泥の処理を受け入れようとするに伴う、能代山本広域市町村圏組合規約の変更に関する関係市町

の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。  
次のページをご覧ください。

規約の一部変更に伴う改正文であります。

3号、第11号中「能代市の区域のうち旧二ツ井町の区域及び藤里町に係るものを除く。」  
を削るものでございます。

理由につきましては、能代市二ツ井地区及び藤里町のし尿、浄化槽汚泥の処理を現在  
行っている北秋田市周辺衛生施設組合が、令和2年3月31日をもって解散する予定であ  
ることから、令和2年4月1日より、広域市町村圏組合が運営するし尿処理施設、中央  
衛生処理場において、当該区域のし尿、浄化槽汚泥を処理することとし、これに伴って  
規約の一部を変更しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議ください。お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可  
決されました。

日程第17、議案第77号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題としま  
す。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,902万3,000円を追加し、総額  
を65億3,090万2,000円とするものでございます。



第2条の地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、過疎対策事業債充当事業のうち、社会資本整備総合交付金事業につきまして、当初計画事業を発注した際に生じた入札差額により交付金対象事業費に余裕を生じましたので、道路改良工事1件を追加することに伴い、地方債を700万円追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、9・10ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書7ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお開き願います。

まず歳入ですが、14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金につきましては、健康管理システムで管理する乳幼児健診に関する情報をマイナンバーと連携させるためのシステム改修を当初予算で計上しておりましたが、本年7月に国の母子保健衛生費国庫補助金交付要綱が改正され、当該システム改修が補助対象となったことによる補助金79万4,000円の追加補正でございます。

なお、補助率は、補助基準額の3分の2となっております。

18款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計及び下水道4事業の各特別会計からの繰入金、合わせて2,211万9,000円の追加補正でございます。

9・10ページをお開き願います。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正1億1,911万円でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

11・12ページをお開き願います。

はじめに、2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費2目文書広報費につきましては、町の一般会計及び特別会計の決算状況につきまして、毎年広報へ特集記事を記載してまいりましたが、より詳しい情報を求める住民からの要望や、かねてから入湯税及び地方消費税交付金の使途状況について、広く住民に周知するよう国、県からの要請があったことに配慮し、各会計決算状況を解

説した冊子を作成し全戸配付するための作成に係る印刷製本費28万4,000円を追加補正するものでございます。7目電子計算費のうち13節委託料につきましては、ハタハタ館に設置している売上管理システム及びホテル管理システムに係る消費税率引き上げ及び軽減税率に対応するためのシステム改修費162万円の追加補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、秋田県町村電算システム共同事業組合が本年10月から実施する介護報酬改定に係るシステム改修費及び令和2年度から稼働する次期内部情報システムにつきましては、提供事業者が現行事業者と異なることから必要となるデータセンターとの通信回線整備費に対する町負担金102万円の追加補正でございます。

次に、6款農林水産費についてご説明いたします。

1項農業費3目農業振興費につきましては、今年度より実施した中心経営体育成支援事業補助金につきまして、年度当初に希望者を募集いたしましたところ、当初予算額を超える要望がありましたので、不足額325万4,000円を追加補正するものでございます。

2項林業費2目林業振興費につきましては、白神森林組合が国庫補助金を受けて購入する高性能の林業機械につきまして、能代市山本郡の各市町が協調してかさ上げ補助を行うための補助金312万4,000円の追加補正でございます。

なお、各市町の補助金額は、事業費から国庫補助金を控除した森林組合負担金の2分の1の額に対し、各市町区域内の私有林のうち杉人工林の面積割合で按分した額であり、その負担割合は約26%であります。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

商工費は、11・12ページの下段から13・14ページの上段にかけて記載しております。

1項商工費3目観光費につきましては、町内宿泊施設9か所が冬期間の宿泊客数の落ち込み対策として、宿泊客にハタハタ館及び白神温泉ホテルの浴場利用を無料でサービスする冬の湯めぐり事業を実施することになり、町としましても事業者の取り組みと協調し冬期間の集客を後押しする目的で、1泊1名又は1室当たり2,000円を助成する冬期観光宿泊助成事業を実施することといたしました。事業実施に係るクーポン券作成費、広告料及び補助金、合わせて272万1,000円の追加補正でございます。

13・14ページ中段ですけれども、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費2目道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業につきまして、当初計画事業発注した際に生じた入札差額により交付金対象事業費に余裕を生じたので、町道カッチキ台中央線道路改良工事を追加することとし、工事請負

費700万円を追加補正するものでございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

3項基金費1目財政調整基金費につきましては、平成30年度一般会計決算により2億5,010万1,000円の剰余金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、1億3,000万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それから、ひとつ補足させていただきます。

先ほど町長の行政報告にありました岩館地区デジタル放送視聴改善事業設計図について、iPadの方へ資料をつけておりますので参考にしていただきたいと思います。これは補正とは関係ないですけれども、行政報告にありましたので、資料の方ご参考にしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） ちょっとお伺いしたいんですけども、この商工費の冬期観光宿泊助成事業、これは今年度というか、これ初めての事業だと思うんですけども、対象になるのはハタハタ館と白神温泉のほかにあったら教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

この冬期宿泊促進モデルの事業は、今年度、今回初めて実施するものです。先ほどの副町長の説明にもありましたけれども、八峰町にあります温泉宿泊施設、あきた白神温泉ホテルと八森いさりび温泉ハタハタ館さんのご協力をいただきまして、町内の全宿泊施設に泊まっていたお客様が両施設の日帰り入浴を無料で提供できるというキャンペーンを実施するということになりました。それにあわせまして、町としまして、長年冬期の観光客の伸び悩みという課題を町としても後押しすると、したいということから、町の公共の施設を除く全施設を対象に、9施設になりますが、来年の1月と2月の2か月間、宿泊されるお客様に1泊2,000円のクーポンを提供して、この冬期間の宿泊増を後押ししながら町の観光全体の波及効果を狙っていきたいというような内容でござい

ます。

(「施設は。」と呼ぶ者あり)

○産業振興課長(成田拓也君) はい、施設の名前を申し上げます。三四郎旅館、あきた白神温泉ホテル、八森いさりび温泉ハタハタ館、民宿いがわ、農家民宿観海荘、農家民宿花みずき、民宿十三夜、CRANDS、それから公共の施設ですが、観光協会さんへ指定管理をお願いしておりますポンポコ山公園バンガロー村、以上の9施設となります。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番(笠原吉範君) それで、これは町主導で冬場何とかしたいからということではなくて、ハタハタ館さん、白神温泉さんの方から、冬期の落ち込みのために何とか策をとるというような形で、民間から声が上がったというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長(成田拓也君) 笠原議員のご質問にお答えいたします。

この事業の始まりは、観光協会さんが最初、宿泊施設さんにお声がけして宿泊部会というものを開催いたしました。そして町内の観光宿泊施設さんの方から、現状、経営の問題だとかいろいろな経営上の意見交換をしたところでした。その中で、やはり夏場はいいんだけど冬期になるとガクッと減るよなというような話が共通の課題だなというふうに、その場で話し合われました。その中で、是非冬の町の魅力である温泉と、それから冬場の日本海のハタハタやタラなどのおいしい食、そういったものを組み合わせてやっぱり冬の誘客も進めないといけないなという話が出たわけです。で、ハタハタ館さんと白神温泉ホテルさんの方では、そしたら町の施設さんに泊まったお客さん、うちの方のホテルの日帰り入浴、無料で提供してもいいよという話がありまして、そういった民間の頑張りに町の方でもですね積極的に応援したいという考えを持ちまして、じゃあ宿泊の助成クーポンというのをやって、で、どういった結果になるかというものをきちっと見極めて、町の冬場の観光というものを考える材料にできるということで事業を立ち上げたいと考えたところでございます。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番(皆川鉄也君) 8款の土木費についてお伺いをいたします。

カッチキ台中央線の道路改良工事ということでございますが、もう少し具体的な内容

教えていただければありがたいです。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

町道カッチキ台中央線につきましては、自治会の方から、国道から入った約、直線区画150から200m区間、以前からだいぶ路肩が傷んだり亀裂が入ったりして、補修していただきたいということで町でこれまで簡易的な補修をやってきておりました。ただし、全体的にやはり上層路盤から舗装の打ち替えが必要だろうということで、今後のこの予算確保できた場合には次の事業として取り組む、舗装工事業として取り組みたいという考えを持っていたわけですが、先ほど副町長の方から説明ありましたとおり、ほかの事業が設計を見直していろいろ検討した結果、安くあがったものですから、その分を交付金事業の枠の範囲内でできる工事を探していましたところ、これが最適だろうということで、今回、今年度中に舗装を進めて改善したいということで補正させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

管理職の皆さんにお願いがあります。もうちょっと答弁は大きな声で自信を持って答弁するようにしてください。よろしくお願いたします。

日程第18、議案第78号、令和元年八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,699万7,000円とするものであります。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費負担金2節過年度分に34万4,000円を追加するものです。これは平成30年度の事業確定による精算です。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金、前年度繰越金に3,926万9,000円を追加するものです。これは平成30年度事業確定による精算であります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節役務費51万7,000円の増ですが、第8期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の郵送料であります。

1款総務費3項介護認定審査会費2目認定審査会負担金19節負担金補助及び交付金、歳出1の負担金14万7,000円の増は、広域で行っております介護認定審査会運営費が確定したものであります。そのために増となっております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金23節償還金利子及び割引料、細節1の国庫支出金等過年度分返還金は、平成30年度事業の精算による国、県への各事業に対する償還金699万3,000円の増であります。

6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金28節繰出金は、平成30年度事業の精算による国、県等への各事業に対する償還金119万8,000円の増であります。

8款予備費1項予備費1目予備費についてですが、歳入歳出調整のための3,075万8,000円の増であります。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第79号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第79号をご説明いたします。

令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,387万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,013万円とするものです。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」に記載してあります。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。1、追加。起債の目的、上の川橋梁添架管更新工事。限度額は400万円でございます。

7ページ・8ページをご覧ください。

歳入でございます。3款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金66万9,000円の追加です。これは歳出の補正に伴う財源補填でございます。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度からの繰越金として920万4,000円の追加であります。

6 款町債 1 項町債 1 目町債400万円の追加でございます。これは上の川橋の添架管実施設計業務委託料の財源として、支出で今説明しますけども、これの起債として簡易水道事業債が200万円、過疎対策事業債が200万円、合わせて400万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1 款管理費 1 項総務管理費 1 目一般管理費460万3,000円の追加です。これは簡易水道基金への積立金、前年度繰越金の2分の1を計上しております。

1 款管理費 2 項施設管理費 1 目の八森地区施設管理費と 2 目の峰浜地区施設管理費、これはいずれも水道管の劣化等による修繕料を補正するものでございます。今年度に入ってから例年より多く漏水が発生しておりますので、今回も既に修繕で支出した予算が残額が不足したため、それぞれ追加するものでございます。八森地区については、需用費の修繕料150万円、役務費の手数料50万円、漏水修繕原材料費として30万円でございます。また、峰浜地区に関しては、修繕料として一括して190万円を追加しております。

2 款事業費 1 項施設改良費 1 目八森地区施設改良費507万円の追加でございます。内訳は上の川に添架している水道管の設計業務でございますけれども、前後の埋設状況がよく分かりませんので、そこを試掘するための手数料として100万円を追加してあります。そして、その試掘後に委託料として橋梁添架の設計を委託するもので、407万円を追加しております。今年に入って、この橋については5月と8月に二度、夜間に突然吹き出して漏水して、急きょ夕風団地の全域に一時水を供給できなかったという事例がありましたので、今回急きょこういう形で補正させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可



決されました。

日程第20、議案第80号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第80号をご説明いたします。

令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出3億1,660万6,000円とするものであります。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。5款繰越金1項繰越金1目繰越金1,449万5,000円の追加でございます。これは前年度の繰越金が確定しましたので、この分を一般会計へ2分の1ですが繰り出すための補正でございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第81号、令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第81号をご説明いたします。

令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,420万円とするものでございます。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。5款繰越金1項繰越金1目繰越金319万6,000円の追加でございます。これも前年度繰越金の確定により2分の1を一般会計へ支出するための歳入補正であります。

歳出、1款事業費1項総務費1目一般管理費、補正額319万6,000円です。一般会計繰出金として319万6,000円です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第82号、令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第82号をご説明いたします。

令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,730万4,000円とするものです。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。5款繰越金1項繰越金1目繰越金260万3,000円の追加でございます。これも前年度繰越金です。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。1款事業費1項総務費1目一般管理費、補正額260万3,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第83号、令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第83号をご説明いたします。

令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ399万2,000円とするものです。

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

2、歳入です。3款繰越金1項繰越金1目繰越金62万7,000円を追加するもので、前年度繰越金であります。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。1款事業費1項総務費1目一般管理費62万7,000円を追加するものです。これも一般会計への繰出金として追加するものであります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第6号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正志君）

発議第6号

令和元年9月4日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

#### 決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。平成30年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するためでございます。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、「地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による。」ものでございます。

目的が「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第84号、平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第94号、平成30年度八峰町当診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計10議案についての認定についてであります。

設置の期間は、令和元年9月4日から同年9月13日までです。

委員の定数は、11名です。

平成30年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町当診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名します。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時45分 休 憩

.....  
午後 1時46分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第25、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第26、議案第84号、平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第85号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第86号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第87号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第88号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第89号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32、議案第90号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33、議案第91号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34、議案第92号、

平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35、議案第93号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36、議案第94号、平成30年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第37、陳情第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定されました。

日程第38、陳情第5号、町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を

省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) この陳情に対しては反対いたします。

まずはじめに、新屋に配備されるというだけで、この防衛システムイージス・アショアを反対するというのはですね、日本国民として国防に対する無責任感が出ているということでもあります。住宅地に近いという意味ではそれなりに分かるところはあるわけですが、それについては趣旨採択という方法もあるだろうというふうに思います。

そこで、陳情理由についても疑問があります。まず1つ目は、日常的に電磁波が発せられると、それが人体に発せられると。それから、飛行機や船舶、ドクターヘリの運航に支障を来すというふうなことが書かれておりますけども、本当にそうなのかどうか立証されていない中でこういうふうな内容が書かれている。次には、機関銃なので武装した部隊が常時監視体制をとっているというふうな状況になるんだということを書いておりますが、あまりにもこれは飛躍した考えだろうというふうに思います。

そういうことで、秋田の新屋以外ならいいんだとも読み取れるこういうふうな陳情はですね、じゃあ青森県だったらいいのか、例えば八峰町だったらいいのか、そういうことをひとつも触れない、そういうふうな無責任な陳情の内容であるということは明白である。それによって、この内容は不備がある。もしこれが本当に駄目だとするんだったら、イージス・アショアを真っ向から反対するという、国として反対するというふうな陳情にすべきであろうというふうに思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 陳情に賛成の討論をします。

このイージス・アショアの莫大な防衛費というのは、トランプ大統領と約束を交わしてきたものであって、閣議決定したもので法的な根拠はありません。それで、この世界的に今ミサイル攻撃が行われる、核の可能性が非常に大きいということで、イージス・アショアを狙うとしたら、専門的な人はまずその周辺を先につぶしてから狙って、そのイージス・アショアここにありという世界に宣言しているこの場所の中ではできないと。それと銃撃を、撃ち落とすこともこれは不可能なものであるのに対して、安倍首相は、



この爆買いをしている、その莫大な国民の負担を強いるこの予算の中でこれをやろうとしている。これは本当に、核ミサイルやってはいけない、これをまず止めなくてはいけない、必要がないということで、私はこの陳情に賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 陳情に賛成の討論をいたします。

このアショアの配備は云々として、今現在、国が考えている秋田新屋地区に配備すると。あの国有地の周辺には振興住宅が今広がっております。皆さんも通ったことがあると思いますが、あの国有地の道路、そして海側から見た後ろ側に大変大きな住宅地があります。そして小学校も中学校もあります。周辺の方々は大変な心配をしている、そのように心情を察するわけであります。そこに、国有地だからといってあそこに配備する。全く私は大反対であります。

今、某国のロケットがですね、着地地点、目標の着地地点からの誤差が5 kmあるそうであります。有事の場合、その相手国からロケットが発射されて秋田市の中心街に落ちることも十分可能なわけです。アショアをあそこに配備することによって秋田県の中心地が全て壊滅する、そういう危険性も含まれております。私は電磁波云々よりも、この有事の時のその危険性、大変怖いものがあります。まあイーゼス・アショアが配備される、それは今、見上さんが言った安倍さんとトランプさんの経済的な不均衡、それを是正する、そして二人の友情を堅く結ぶ、その目的も十分あると思います。しかしながら、やはり秋田県全体のことを考えると、電磁波よりも、戦争がもし万が一起きた場合、このアショアは戦争が起きた場合にロケットを撃ち落とす、連射された時にどのぐらい落とせるか、それは防衛機密で発表されていない。この連射された時のことを考えた時ですね、私は秋田県が一番打撃を受けるというふうに思います。そう考えると、周辺地域は本当にあれが配備された場合、もう大変な心配事が起きてしまう。それを考えた時に、私は絶対に反対したいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私は、この陳情に賛成の立場から討論に参加します。

新屋といいますと秋田市でありまして、正にこのアショアの問題が秋田市の課題、そう捉えてきたことも最初に私もあったわけでありましたが、しかし、国のですねその配備に対する誠意ある対応というのがなかなか裏切られてきた。そういう状況の中で、この

陳情にもありますが、選挙もこの前あった際にも少なからず影響があった。そもそもこの陳情が秋田市のみならず、たぶん秋田県全域だと思うんですが、そういう方向に陳情が出されてきている。もはや県民の課題といっても、これは過言でないと思います。そういう中で、やはり秋田市がどうのこうの、青森が山形がどうのこうのとは別にですね、仕切り直しといえども全くもって誠意がない、そういう状況の中では、私はこの新屋というもの、要するに秋田県というものに対する配備というものは私は否定したい、このように思います。そういうことから、この陳情には賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、町議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月11日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

---

午後 2時02分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7 番 見 上 政 子



令和元年9月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和元年9月11日（水曜日）

議事日程第2号

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
八森子ども園長	大坂 江利子	沢目子ども園長	秋田 裕紀子

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	船山 厚子
--------	-------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様には、足下の悪い中、お運びいただき誠にありがとうございます。

議席番号9番笠原吉範、通告に従って、本日は1問質問をさせていただきます。

ハタハタの里観光株式会社の経営改善について質問をいたします。

ハタハタの里観光株式会社、いわゆるハタハタ館は、開業以来初めて売り上げが2億円を下回り、2期連続で赤字計上をするなど、厳しい経営が続いている状況です。2015年9月現在、総務省調べで第三セクターの事業体は全国に7,754あり、うち40%が赤字になっているそうです。60%の黒字についても経営がうまくいってるとは言えず、全体の43%に自治体から補助金が拠出され、約56%の自治体から委託事業を得ており、行政の資質によって黒字化しているのが現状のようです。正に、ハタハタ館はこの資料どおりであったわけですが、2期連続で赤字を計上してしまいました。早急に適切な改革を実施しなければ、いずれ町のお荷物となり、経営が立ち行かなくなり、多くの第三セクターのように破綻寸前に陥ってしまいます。

そこで、次の3点について伺います。

①町長は2年連続で赤字を計上したことに対し、6月定例会行政報告において、これまでにない考え方を取り入れ改革を実現する。」としているが、その具体策を示してください。

②「4月から館長の上に「常務」という新たなポストを設け、適任者を採用した。」としているが、町民から疑問の声が出ている。町民に対し、納得できる説明をお願いいたします。

③経営改善には、官よりも民の考え方や行動力が不可欠である。公募による社長の選

出など、民間から経営手腕のある人物を社長にするべきである。町長の考えをお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。足下の悪い中、また、朝早くから傍聴の皆さんには本当にありがとうございます。

それでは、ハタハタの里観光事業株式会社の経営改善に対する笠原議員の質問にお答えいたします。

1点目のハタハタの里観光事業株式会社の経営改善の具体策についてであります。

先の6月議会定例会における行政報告において、各部門の目標設定と従業員全員による経営状況の共有、営業努力による団体客の獲得やレストランメニューの見直し、SNSの活用やホームページのリニューアル、多彩なイベントやきめ細かなサービスの企画、おもてなしの研修や各部門の横断的な応援体制の確立などを進めるとご報告いたしました。より具体的に申し上げますと、5月から宴会・レストランで改元記念サービスとしてドリンク等の無料サービスや改元記念弁当の販売、7月から生ビールフェアやビアパーティの開催、8月下旬からご入浴のお客様向けに八峰町産カミツレを使用したカモミールティの無料サービスを行っているほか、11月には日本酒パーティを企画しております。また、新たなプランとメニューの開発にも力を入れており、6月から旅行観光サイト「じゃらんネット」に独自の体験プランとして、「入浴と漁火弁当」、「入浴と海鮮丼」、「岩盤浴と薬膳鍋」など8つのプランを掲載したところ、同ホームページの8月末の人気ランキングで、北海道・東北の風呂部門で34位に、県内では3位という実績を上げるなど好評をいただいているところであります。さらに、レストランメニューのリニューアルでは、八峰町産生薬を活用した薬膳だまこ鍋定食を6月から販売したところ、バスの団体お客様より予約を多数いただいているほか、秋からは、連泊されるお客様やお子様向けとして、従来の海鮮を主体としたメニューに加えて、能代牛などもセレクトできるようお客様のニーズに応えたメニューを用意することとしております。加えて、英語が堪能なスタッフを7月から採用し、外国人のお客様とのコミュニケーションをスムーズに行える体制づくりに努め、今後増加していくことが見込まれるインバウンド対応も強化しております。また、キャッシュレス対応として、Pay PayとAli Payを6月下

旬に導入したほか、各種クレジットカード、電子マネー、クイックペイ、QR・バーコード決済への対応についても今月末までに完了する予定となっております。

会社内部の動きとしては、幹部会議をこれまで11回定期的に開催し、月ごとの経営状況や課題、改善策等について協議するとともに、各部所においてこれらの情報を共有しながら、全社員一丸となってサービス向上に繋げる体制をとっております。また、新たに従業員提案制度を創設したところ、従業員の募集方法や雇用環境の改善についての提案が自発的に行われるなど、社員の経営に対する意識の変化も見られるようになっております。

これまで申し上げてまいりましたように、今年度においては、これまでにない様々な改革を進めているところでありますが、現在の一番の課題は従業員が不足していること、特に収入源の柱となるべき「宿泊」、「宴会」、「レストラン」部門の社員の確保が喫緊の課題となっておりますので、ハローワークへの求人に加え、友人や知人への働きかけなどにも力を入れているところであります。

2点目の「常務の人選について、住民からの疑問の声が出ている。納得できる説明を。」についてお答えします。

「常務」というポストについては、昨年度決算の赤字計上が、社長である私が町長職1年目で、町長職が忙しすぎてハタハタ館の経営に目を配れなかったことや、様々な改革の司令塔になるべき館長が宴会や設備管理など多くの現場を担当し多忙を極める状況にあったことなどが要因であったと考え、ハタハタ館の経営改革を進めるポストとして設置したものであります。さらに、社長に就任してから1年間が経過し、経営体制をはじめ、社員のおもてなしや経営に対する意識、営業企画力など様々なハタハタ館の課題を知ることができ、その解決に向けては、経営改革の先頭に立つ者が、創業以来勤務しハタハタ館の現場を知り尽くしている館長や他の部門のチーフと力を合わせる 것이重要であると考えたところであります。

常務の人選に当たっては、こうした観点から、若くして産業振興や企画財政、総務などの各課長職を歴任した行政のエキスパートであり、また、ハタハタ館のことをよく知っていて、館長や各部門のチーフの信望も厚く、さらに実行に移されていなかったものの「ハタハタ館の再生プラン」を取りまとめたという経験を評価し、取締役会に相談しながら採用したものであり、私としては適任者を採用できたものと考えております。

3点目の「経営改善には、官よりも民の考え方や行動力が不可欠であり、公募による



社長の選出など、民間からの経営手腕のある人物を社長にすべきである。」についてお答えいたします。

今年の6月議会の山本優人議員の「外郭団体の代表の職について」のご質問に対する回答の中で、「第三セクターだから町長が代表となるという考えは持っていない。」、「ハタハタの里観光事業株式会社の定款に基づき取締役会で選任されたもの。」、「その時期については、私に代わって経営改革を進めていく体制を強化したところでもあり経営の動向を見極めてから。」とお答えしたばかりであります。

公募による民間出身の社長の採用については、笠原議員が提案する趣旨は理解できませんが、その一方で支払わなければならない高い報酬はどうするのかなどの課題もありますので、今後、取締役会において協議してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） まず1点目について質問をいたします。

この、これまでにない考え方と、もう本当に私は愕然としてがっかりしております。これはハタハタ館にこれまでなかつただけの考え方で、民間の会社であればこんなものやってますよ、みんな。今までなかつたんですよね。それをやるというだけの話じゃないですか。それが、「これまでになかつた考え方」という表現がよく分かりません。メニューとか何かいろいろ行政報告にあるとおりですね、SNSやホームページのリニューアルとか多彩なイベントとかですね、こんなこと民間の会社だったらやってることでしょう。それをこれまでにない考え方で改革するって言われても、これで改革できるんですか。答弁お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、笠原議員が「民間の会社であればとっくにやっている話だ。」と。だけれども、何十年もやってきてる会社で、それすらもやられていなかったんです。だから、その部分から一歩ずつ改革っていうのは進めていかなければ、いきなり全部、今までやってなかつた、従業員があつて初めてそういう改革が進んでいくわけありますので、一つ一つの段階を上っていかないと改革っていうのは進めていかないといけないと思いますので、ご指摘はもっともだと受け止めますけれども、ハタハタ館でこのようなこともやってなかつた。だからそれをこっからやっていきますと、そういう意味でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○ 9 番（笠原吉範君） そんなに時間かけてる余裕があるんでしょうか。私は大幅な改革が今すぐにでも必要だというふうに思っております。

ここで一つ私が調べた例をここで紹介したいと思います。兵庫県の篠山市というところに株式会社夢こんだというところがあります。これはハタハタ館と同様の温泉施設であります。5年間赤字経営が続いた後に、急激に黒字に伸ばした例があります。それはどういうふうにしたかっていうのをちょっとここに私持っています。これ全部紹介するともう時間いっぱいになってしまいますので、かいつまんでハタハタ館の例に合ったようなものだけを紹介したいと思います。

これは篠山市のですね経営審査委員会というのを立ち上げました。夢こんだが赤字なので、そこに8人の委員がおります。弁護士、税理士、そして市民委員。市民委員の中には公募によって選ばれた方もおります。ハタハタ館とよく類似している点が多々ありますので、紹介したいと思います。

中間答申の概要です。経営状況悪化の原因。1、多大な設備投資。本来指定管理者である夢こんだが実施すべきでない多大な設備投資を次々と実施し、その都度、借入・立替金による資金調達を実施したこと。2、事業計画の甘さと安易な資金計画。各設備投資を実施する際、事業計画、採算性、債務の返済計画などが適切に検討されておらず、市に対してもリスク要因となるノンバンクからの資金調達などを安易に実施するなど、会社全体にコスト管理の意識が欠如していた。3、機能していない取締役会と無責任な経営体質。宴会場建設時の取締役会の記録などからも明らかなように、設立当初より取締役会はその機能を発揮していたとは言えず、各取締役に経営者としての自覚と責任が欠如していたと言える。また、特に専門的知識を有する最初の支配人が退任後は経営能力が低下し、経営状況の更なる悪化を招いた。4、チェック機能。取締役会、株主総会、監査体制など、本来経営状況を監査すべき機能が発揮されず、有効に働いていなかった。5、入湯客数の減少。オープン時、予想以上の入湯客があったにもかかわらず、年々入湯客数が減少し続けており、その要因の把握と営業努力等の対策が十分でなかった。6、指導管理体制の不備。篠山市は、市の出資法人、指定管理者、そして株主としてなど施設の運営、経営状態など、それに対し幾度となく適切な指導監督が実施できる立場にありながら、それを適切に実施していなかったということです。まずこれが経営悪化の状況というふうにこの委員会が指摘しているわけですが、さらに責任の所在はどこにあるのか。1、夢こんだ。夢こんだの経営状況悪化の最大の責任は、多大な設備投資と安易

な資金調達を繰り返し、かつ有効な対策を講じることができなかった株式会社夢こんだの経営陣にある。2、篠山市。夢こんだを指導監督・監視を実施できる立場でありながら、それを適切に実施せず、結果的に経営悪化に歯止めることができなかった責任は重い。3、市議会、監査委員会。夢こんだは市の出資法人であり、公の施設の指定管理者でもあることなどを考えると、今回問題になっている経営状況の悪化に陥るまで市と同様に様々な機会を通じて監視する機能、機会が、議会そして市の監査委員にはあったものと考えられ、その機能が有効に働いていたとは言いがたい。今後、本来有すべき機能を発揮されることを期待しているという、これを受けてですね次の年黒字になってるんですよ。

町長、もし同様の答申がされた場合は、町長どういうふうにして来期黒字にします。お伺いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この兵庫県の篠山市の事例ですけれども、その部分とハタハタ館とは、例えば過大な設備投資、そういう部分に関してどういう設備投資したか分かりませんが、5年間も赤字が続いていって、そして、その翌日からV字回復するっていうのは、これはその赤字になっている原因が明らかだった場合はそういうこともあり得るんですけれども、今現在のハタハタ館の赤字の一番の要因は従業員の確保の部分と、それから幅広く企画やっている主要の部分のレストラン、それから宴会、今年頑張って今好調なんですけれども、宿泊部門、そういう部分が主として落ち込んでいることが大きな原因でありますので、篠山市の部分については、これはそういう結果が出た施設ということで大変参考にさせていただきますし、この後も調査してみたいと思いますけれども、ただこの部分が即ハタハタ館に当てはまるかということ、そういうわけにはいかないと思います。ハタハタ館は、これまで、昨年の1,500万円、平成30年度が1,600万円、平成29年度が1,500万円の赤字ですけれども、その前は入湯税、その部分が実質的な補助金みたいな感じになって、その部分で黒字が続いてきたわけでありまして。だから、この部分が大きく赤字になった部分については、こういった原因があります。例えば、ほかの施設に負けてる部分。ほかの施設は個人部屋もあって、あるいは値段も安く、そういういろんな部分で競合に負けてる部分もありますので、一概にはこういう形にいきませんが、まあこういう形の部分の答申が出れば、そういう部分は尊重していかなくちゃいけないと思います。

例えば、その篠山市の部分。今のお話だと、そこの社長さんは、全く夢こんだの部分には市長さんはタッチしていなかったんだと思われまますので、そういうところとうちの方の場合の私が社長になってる部分と、まあ違うところもありますので、ただいずれV字回復したみたいな話ですので、そういう部分は是非、なぜそういうことができたのかの部分は調べてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） ここに篠山市周辺のV字回復した、5年ぶりの黒字に導いたという新聞記事があります。その要因が書いています。町長調べなくても、私が今言いますので。

杉尾社長、杉尾社長、市長でもないし、元役場職員でもありません。杉尾社長は改善実績として、重油を競争入札し、燃料代約830万円減、節減に取り組み、電気代約290万円減、平日は警備員を配置せず約225万円の減をあげ、ほかにも設備やリース料金などを見直し、計約1,660万円の経費を節減した。そのほか、市の入湯税の50円引き下げや入湯料を100円値上げしたことなどで、約640万円の増収に繋がったとなっております。

どうですか。サービス向上も分かります。メニューの開発も分からないわけではありません。イベント等も分からないわけではありません。でも経営としてはですね、こういう、売上げが上がらなかつたら節約しなきゃいけないんですよ。そういうところに何も切り込まずにですね、どこの施設でもやっているようなイベントやメニュー開発だけでV字になるとは、右肩上がりになると私は到底思えないですけども、その辺はどうでしょう。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の部分については、まあいわゆるコストの部分はどう下げられていく部分に切り込んでいたというふうなお話だと思います。ハタハタ館も新しい常務が電力会社と掛け合って、10月から電気料が大幅に安くあがることになっています。それと新源泉、温度が高すぎて、そこに関する水で埋めなきゃいけないんです。その水道料が大幅に伸びております。そういう諸々の部分がありますので、経営の節減の部分については職員の給料は10年間上げておりませんでした。これも私自身はこれおかしいという感じがありましたので、今年は少しだけ上げさせてもらいました。それと昨年、ボーナス、職員に支払うことができないというか支払わなかった。これもやっぱりおかしいってということで、やっぱりかける分はかけて、そのかわり職員に頑張ってもらわな

ければ、収入の面で頑張ってもらおうというふうなそういう形で今回やらせていただいております。先ほども申し上げましたとおり、V字回復したっていう部分がそう簡単にできれば、今先ほど一番最初に笠原議員がおっしゃったように、全国で流行りになった部分が、市町村がそれこそ有利な起債制度ができた時にこういう観光施設、観光宿泊施設に事業に手を出して全国でいろんな問題が起きてるのは事実でありますので、そういう部分が、ごく一部、篠山市の部分でそういう奇跡的なことが起きたとすれば、これはやっぱり非常に参考になるし、是非もう少し勉強させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 続いてですね、この篠山市のことをもう一点だけ言いますけども、経営が悪化していた第6期までに取締役10人中6人が退任した。で、新たに社長、副社長はじめ3人の取締役を含む5人体制にしたと。いらぬ取締役はいらぬと。何もできない取締役はいらぬということですよ。まず経営陣が改革しないとですね、下で働く人たちにだけ改革を求めても、営業開発をしろ、笑顔で接客しろなんて言ったって、経営の体質が変わらなければ何も変わらないわけです。私はそう思います。我々ここ12人議員いますけども、その中の半数以上が法人の代表であったり、個人事業主であったりしてるわけです。先ほどの最初の町長の答弁は、みんな腹の中で笑ってるんじゃないかなと思うぐらいの答弁でして、まずは経営陣が変わらなければ体質は変わらないと私は言いたいですが、それに対して一言お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員は、今期だけでなく前期も議員としてハタハタ館の質問いろいろされてきたと思います。私の場合は昨年、ここの部分で1年間その部分を見てきました。経営陣、経営体制、ここの部分も、まあそもそもハタハタ館立ち上げられた時に出資した人たちのところで取締役っていうふうな形になっています。で、実際1年間やってみて、なかなか普通の会社の取締役会ではないなという思いは持っております。ただそれを今笠原議員が言うように、すぐこうその人方をまた新たに、じゃあどういう人方を入れればいいのかっていう部分の問題もまた一つ大きく出てくるわけです。だからその部分については、いずれ今回、それから前回もそうですけれども、議員の皆さんからいろいろ指摘を受けている部分もありますので、私の代でありますからその私の部分で、今の取締役会のところと十分相談してまいりたいと思います。

いずれこの部分については、私自身も思うところはあるんですけど、現実問題としてこ

れまでずっと続いてきたことでもあるので、そこの部分をどうやって直していくかっていう部分は、すぐには、私が社長が決断すればできるとかってそういう問題ではないので、その辺は少しご理解をいただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○9番（笠原吉範君） 1問目は終わります。①は終わります。

○議長（門脇直樹君） 1点目だから。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 失礼いたしました。続いて②のことについて伺います。常務のことについて伺います。

先ほど町長も言ったようにですね、6月定例議会の山本議員の質問に対してもこのことが出まして、行政経営が豊かであると。産業振興課長も歴任したと。ハタハタ館をどうすればいいのかよく分かっている。ハタハタ館の上に立つ方と親交があってツーカーの仲であるという答弁をしております。行政経営の豊かな方が会社経営できるんでしょうか。まずそこが一番の問題であります。産業振興課長時代に、なぜじゃあハタハタ館をもっとよくなるように指導しなかったんですか。そういう能力があるんだったら、産業振興課長時代に指導するべきではないでしょうかね。

まずその前に一言言っておきますが、これは私の質問は個人攻撃をするものではありません。一般論として言っております。産業振興課長だから経営ができるという、ハタハタ館を立て直せるんだというその意味が私は分かりませんので、ご説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず産業課長時代にどうやって改善しなかったかっていう部分の質問ですけど、いわゆる赤字っていうふうな形で出てるのは平成29年度の部分からなんです。して、それまでの部分は、まあ入湯税の部分は決して、補助金みたいな形なんでその部分だから黒字でよかったんだという部分ではないんですけど、いずれそういう黒字が続いてきた会社だからだというふうに思っています。それと私の中で、これは笠原議員とほかの議員の皆さんとの認識も違うかもしれませんが、このまず庁内の中でこういう私に代わって、先ほど申し上げましたように本来であればやるべき、やっているはずのことであってもやっていないようなそういう会社に対して、まずその一からやっていく部分に対しては幅広い知識と、それと私自身は、館長とかチーフ長がいますけど、そういう人方の力を引き出すことがやっぱり会社を立て直す第一だと考えましたので、

その部分をうまくリードできる人。全く違う人が来て、その部門長がこういわゆる背を向けてしまうと、それはまた改革できないという、それは私の経営に対する甘さかもしれないけれども、私はそういうふうを考えて適任者を探して、今の常務を採用したということであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 普通であればですね、普通の会社などであれば、業績が伸びている普通の会社であれば、上司が来るとですねピリッとして無駄口もなくなって背筋が伸びる、そういう会社でなきゃ上向きませんよ。上に立つ人と親交があってツーカーの仲。ツーカーの仲っていいことですかね。馴れ合いともとれますよ。私は、この人事について、3人の町民から「天下りではないか。」という言葉を書き寄りましたが、それに対して町長はどのように答えますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員が「天下り」という言葉をどのようにして使っているかわかりませんが、普通言われている国の職員の天下りとかってというのは、まあいわゆる自分が在職した時の給料よりも高いところに勤務して、かつ短期間勤務した中でものすごい通常では考えられないような退職金をもらうような、まあそういう部分が天下りだと私は理解してはいますが、私は、そのハタハタ館っていう部分がどういう会社であるかっていう部分を1年間で見えてきて、館長にもいろいろ指示したけれども動けなかった。そういう部分を見て、まずこの組織の部分を一丸となる体制が大切だということ考えた。その時に、馴れ合いっていうお話でしたけれども、違う人が来てあれやれこれやれって、いわゆる経営的な部分の感覚であれやれこれやれって言って動けば、こういう状況にはなってません。だからその部分から問題があるので、そういう部分を一つ一つ階段を上っていかないと、今の職員いなくなります。だからそういう本当に難しい問題があるんです。こうまあ私自身がね、こう何十年もやってればそれはそういう形にはならないんだろうけれども、ただいずれ来てみてそういう形受けた時には、議員おっしゃることはもっともなんですけど、だけでもそういう形にならない会社もあるということ、これ私はやっぱりこれから変えていかないといけないというそういう思いで、まあいずれ庁内の中でどういう人がいるのかっていうまあ私の中でいろいろ1年間見てきたんですけど、今の常務が一番適任ではないかなというふうな形で考えた結果です。決して天下りとかそういう部分でやったわけではありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私が先ほど言ってるのは、一つ一つ階段を上っていく、時間的な余裕はないということですよ、町長ね。日本白神水産が業務停止、八峰白神自然食品が廃業、そしてハタハタ館は2年連続の赤字。もしハタハタ館が破綻したら、階段上がってるうちに転げ落ちたらどうします。もっともっと急務に、何て言うのかな、民間の会社だったらもう潰れてるんですよ。そういう状況で何か設備投資をするとなると、修繕するとなると、町のお金をつぎ込んでここまで来てるわけですよ。せつかく町長代わったわけですから、今までと同じようなやり方でいくと間違いなく破綻に向かっていきますよ。もっとですね本当にこれまでにない考え方で切り込んでくださいよ。もう本当に今の町長の答弁、先ほど来から聞いてると、これまでにない考え方はどこにもないですよ。そう思いますけど、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今のハタハタ館、施設的な部分に関してものすごく大きな課題があります。例えば宿泊部門。個人部屋はありません。造った当時はそういう時代背景の中でグループ旅行とかそういう部屋があれば大丈夫だったんでしょうけれども、個人部屋がないし、また、外国のお客様来られた時、部屋にシャワーがない。そういう数々の施設的な欠点が、欠陥があります。ただそれは町の施設として、町がいわゆる多額の投資をしながらリニューアルしていけるのかっていう部分に関しては、私自身迷ってる場所なんです。もしそういう、今例えば今の人たちに合うような形で施設改造ができれば、それはまた別な局面になると思いますけれども、その多額の投資をしてもいいのかどうかは非常に今迷ってます。だからそれを皆さんにもまだ提案してません。だからその部分については、この後取締役会でも相談しながら、果たして莫大な投資をした後でその部分が回収できるのかという部分も考えていかなければならないと思います。

いずれ小手先の部分で改革、改善、V字回復はできないかもしれませんが、ただいずれ社員が一丸とならなければ新しい事業体制にはならないので、改革が進まないで、その部分は今、まあ遅いと言われるかもしれませんが、まず社員一丸となることから始めて、あとは社員の確保、ここの部分と、それから今宴会の部分というのは営業をかけてるからです。そういう部分に力を入れながら収入増と、それから先ほども申しあげましたように電気料、電力会社と掛け合って10月から安くなります。そう



いうコスト減、そういう形を組み合わせていきながらやりたいと思います。

あと、赤字部門をどうするかという部分が最後残ると思います。三セクでレストランとか売店、赤字部門あります。その部分やめてもいいのかっていう部分があります。で、普通の会社であれば赤字部門を切り離すってというのがまず常套手段なんですけれども、そうしていいのかっていう問題もあります。それは三セクだからであります。だからその部分の不自由さもいろいろある。そういう認識もあります。

ただいずれ議員がお叱りになってる部分は、私自身は分かります。分かりますけれども、なかなかそういう形にもいけないという部分も、こう難しいというところもお考えいただければというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先ほど、今町長が言った大幅設備投資。私は絶対に反対であります。体制が変わらなければ設備投資をするだけ無駄であります。

ここにですねビジネス事業家の木下 斉さんという方がいました。検索すればすぐ出てきますけども。この方がですね、自治体が三セクで失敗を繰り返す3つの理由っていうのがあります。これネットで見ればすぐ分かるんですけど、その3問目、ちょっとかいつまんで言います。

役員には事業をしたこともない役所絡みの人が就き、事業計画はコンサルタントに外注。資金調達については、補助金だけでなく、自治体から直接借り入れ、もしくは損失が出た場合の補償を自治体にしてもらおう条件で銀行から融資を受けたりしてしまう。そもそもこうした三セクでは、本来は経営責任を負うべきなのに、経営責任を持たない、あるいは事業をしたことがない人が行うことが大半です。そのため、他人に任せるにしても誰に任せたらいいのかすら分からない。損失が出ても、結局は自治体がどうにかしてくれると思っている。まともな経営ができないわけです。そもそも事業も資金も全てにおいて責任が不明瞭なわけですからというふうに言っております。

どうですか。ハタハタ館の体制に近いものがあるんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあそういうふうと言われると、ハタハタ館だけでなくて全国の三セク、同じような状況はあると思います。基本的に行政がこういう観光施設に乗り出すっていう部分が一時期流行った時代がありましたので、まあそういう部分が今、そのつけが回ってきてる部分はあります。その部分をどうやって改善していくかについ

ては、私も考えなければいけませんし、そして本当に皆さんから、今笠原議員から提言された部分も含めて、やっぱりこう無くさないように、ハタハタ館、この後も続けていけるような形で頑張っていきたいというふうに思います。

確かに今、株主さんには多大な迷惑をかけています。まだハタハタ館、ハタハタの里観光事業株式会社、借金はありません。借金はありませんけれども、これは株主さんの株券の価値を下げて、そこの部分でやってるからであります。そこの部分の責任も感じながら、まあこの2年連続の赤字、それと現在もなかなかV字回復ほど、去年よりもいいとまだ言えませんので、まあそういう状況も含めながら経営陣、取締役の人方とも相談しながら、是非こう昨年以上の形で決算が打てるように頑張っていきたいとは思いません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 続いて③について質問いたします。

町長は、このハタハタ館の社長についてですね、新たな社長を設けると給料を払わなければいけないと、それが一番大きな問題だというふうに再三話していますが、給料のない社長だから改革できないんじゃないですか。多大の報酬を払ってもですね黒字にできる人がいたらそれでいいんじゃないですか。先ほど来の問題をね、本当にビジネスに精通した人をスカウトしてきたらね1年でV字回復できますよ。その人物によっては。私はそう思いますけど、町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） そういう形の方がいるかどうか。まあいわゆる、まあ直接の例を出して悪いんですけど、男鹿に新しくオガーレという施設がありましたけど、そこの責任者になってる人は、こう1本の矢を立てて、そして市長をはじめ再三再四お願いに行き行って認めていただいたというふうな方ですけども、そういう形の方が来ればまた違うとは議員おっしゃるとおりだと思います。ただそういう方をどうやっていわゆるこう呼ぶのかと。で、全国でそういう公募したりして民間の社長さんを来てるんですけど、それでも秋田県の中でもそういうことをやってる会社いっぱいありますけど、でもそれだってなかなか改善できてないというのが実例、例がありますので、まあそういう形の部分でどういう人がいるのか、もし本当であれば教えていただければ取締役に諮りながら、どういう条件であれば来てくれるのか。経営改善、普通に東京に暮らしてる方が八峰町に来る場合に、例えば四、五百万円で来てくれるかって、来てくれないと思います。

だから1,500万円、1,600万円の赤字を出してる会社が、その部分に例えば多額の投資をして、その分きちんとやってくれるかどうか。その辺はやっぱりきちっと見極めていかない限りは、なかなか難しい問題だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 町長も言っておられるとおりでして、例えば由利鉄とかですね、埼玉から、公募して埼玉から社長が来て、まあ先日再任されましたけれども、そういう例たくさんあります。そしてまず身近な例ではですね、大潟村ですよサンルーラル。テレビに出るような料理人を連れてきてシェフにして、その料理を食べようと全国から来るわけですよ。給料以上に儲ければそれでいいんじゃないですか。で、彼の残した加工品、ドレッシングとかがですね未だに売れ続けてるんです。それを受け継いだ彼の弟子たちがですね、実においしい料理をサンルーラルで今でも提供しております。そういったですね思い切った発想がなければ、そういうのがですねこれまでにない考え方なんですよ。ちまちましたことじゃないんですよ。大本が変わらなければ、大本が変われば従業員も変わります。私はそう思います。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ハタハタの里観光事業株式会社という会社なんですけど、中身の社員、今39名いますけど、全部正社員ではありません。正社員は五、六名です。で、そういう会社の中で、それでもまず従業員の確保が今一番の課題なんで、そこをどうするのかっていう部分が悩ましい部分なんです。で、お客さんの使いたいっていうニーズがあっても、そのサービスする人がいなければその注文を受けられないんです。だからそういう問題もあります。大潟村のシェフ、料理の鉄人に出た方です。私も何度も泊まりましたので分かります。だけれども、そういう形の人に来てこう新しい看板となって、していろんな料理メニューも作ってという形は大胆な発想で、それはそれですばらしいと思います。ただその部分をハタハタ館に当てはめた時に、まあこういうふうになりましたっていうふうな形の部分になった時に、やっぱりこう、そういう人がまずこういうハタハタ館のような小さいいわゆる宿泊部門が8室しかないそういうところに来てくれるのかどうか。まあそういう根本の問題もあるかと思えます。ただ、今笠原議員言った部分は、本当にほかで成功している部分の例をお話なさっていますので、一つ一つ私にとりましては本当にそのとおりだとは思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、本当にですね、先ほど来言ったように八峰町がですね、アワビが駄目になり、塩が駄目になり、そしてハタハタ館はこういう経営状況だということが非常にですね、これから八峰町の観光とかそういったものにですね大丈夫なのかなというふうに心配しているところであります。それから、町長がこれからこれまでにない考え方で改革に取り組んでいくというので、大変期待をして見ていきたいと思いますが、万が一ですねV字回復とまでいかななくても、赤字解消とまでいかななくても、本年度の業績が右肩上がりにならなかった場合は社長としてどのように責任をとりますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 逆にどのような、そういうふうにならない形で、少なくとも1,500万円から1,600万円の赤字になりましたので、その部分はいわゆる底を打つような形の努力はしていきます。ただその時に、1,600万円を超える赤字が出ていった時にどういう責任をとるかって、その部分については取締役会で相談したいと思います。現実問題、私自身が前にもしゃべったように、社長に固執しているわけではありません。けれども今すぐここで「はい、辞めた。」ってなれば、私は楽でありますけれども、そういうわけにはいかないんであります。行政の部分には継続っていう部分もありますので、それをどのような形でバトンタッチしていけばいいかという部分も私の責任の中でもありますので、簡単にはいかないと思いますが、まず今期の部分は、今、去年の赤字よりも大きくなならないような部分でこう現場とも、なかなか意見交換できないんですけど現場ともよくお話ししながらやっていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 是非ですね頑張ってください、少しでも赤字を解消してですね軌道に乗せるように頑張ってくださいと思います。もし業績がこれ以上悪化が続くようであれば、また再度質問させていただきます。

以上で終わります。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） 5分間休憩いたします。10時57分から再開いたします。

午前10時51分 休 憩

午前10時56分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

洋上風力は、男鹿沖から沢目駅、目名潟まで5事業で382基が計画されています。いずれも環境影響評価が評価手続中です。能代港洋上風力発電事業20基は、準備書手続を終了しており、ほかの4事業は、八峰・能代海域の八峰・能代沖洋上風力発電事業20基と、能代・男鹿海域の秋田県北部洋上風力発電120基、八峰・男鹿海域の日本風力発電172基は、方法書手続中です。能代・男鹿海域の住友商事50基は、環境アセスの手続だけ行っております。いずれも超巨大大型風力発電で、八峰・能代沖は9MW、9メガというのは千単位をメガってということで、9,000Wを9MWと言います。火力発電の煙突と同じくらいの高さです。住友商事の50基は、男鹿・三種・能代沖でさらに大きく、火力発電の煙突よりも80m高く、1基10MW、1万2,000kW、超巨大風力発電です。2.5km沖から4km沖までこんなに大きな洋上風力ができたら、海の生態系、白神の麓での動物にも動植物にも影響がないとは決して言えません。

洋上風力発電に関しては、国家で「原発にかわるエネルギーが必要である。火力燃料による温暖化を防ぐためにも必要である。」として、全会一致で法律が通りました。しかし共産党は、大手ゼネコン大企業が超大型洋上風力を乱立計画することに利益優先事業であるとして、国会で質しております。

県は、秋田県沖洋上風力の最も適したところとして特区指定しました。町長と議長は洋上風力推進期成同盟会に参加することを全員協議会です承して、会費1万円を税金で払っています。しかし、議員の方々は、超巨大な風力発電が男鹿八峰沖に400近く立つということは想定しなかったと思います。当町は住民に洋上にどのような状況で建設されるのか、説明する義務があるのではないのでしょうか。住民との話し合いや環境アセスが十分に機能しているかどうかは疑問です。漁師が立ち行かなくのではないのでしょうか。町長はどのようにお考えですか。

全国豊かな海づくり大会に寄せて、マスコミ、新聞で漁師にインタビューした記事が連載されています。特に八森の若い漁業関係者が何人も取り上げられ、反響を呼びました。若い人が漁業関係の仕事で頑張っているのに感動したという声を私も耳にしております。テレビでもインタビューで、秋田県の魚といえば皆さんが口々に「ハタハタ」と言っております。このハタハタの名物をなくすることはできません。横間の漁師に聞いてみました。「海上で5基やぐらが建てられているけれども、頼まれればやるんだ。そ

れとこれとは違う。おら方は6割、7割はみんな反対だ。」50代のその人は高校生、大学生がおり、長男は船川水産高校へ行って、今、三陸で働き、横間に帰ってきて漁師をするのを家族全員が楽しみにしている、こういう家族であります。またある人は、「泊方面から男鹿半島の景色は最高。やっぱり地元に戻って良かった。しかし、この計画ができると男鹿半島が見えなくなってしまう。」と言っています。またさらに、夜は風力発電のネオンで海が銀座になってしまいます。生態系に与える影響は素人でも考えられます。今後協議会が開かれますが、町長はどのような心づもりで出席されますか。町民の代弁者としての考えをお聞かせください。

次に、陸上風力発電について伺います。

現在、八峰風力発電7基が稼働しています。巨大なもので、3.2MWです。一番近い住宅は何キロあるとお考えですか。2.5km、4km沖が問題になっている中で、陸上風力発電は民家近くに立つことは恐怖です。

先日、洋上風力を考える会が、ポンポコ山公園の浜側に立てられた巨大風力発電7基並んでいるところの一番手前の風力を見学しました。改めてその大きさに驚きました。地中に埋められたケーブルがどこまで伸びているか分かりませんが、地中から発する電磁波、低周波が非常に体に害を及ぼすと言われております。私は心臓を知らず知らずのうちにさすっついで、どうしてかなと思ったらだんだん息苦しくなってきました。みんなに「早くバスに乗れ。」と言われてきたけれども、感じる人はいます。現在稼働してしまったものについては、低周波測定器で定期的に検査して住民に知らせることが町の安全を守る防波堤になりませんか。低周波測定器を購入する考えはないでしょうか。

幸和リース横に立っている風力には「2号」と書かれて、「大森建設」と書かれています。2.4MW、合わせて4.9MWです。7.5kMWにならず、環境アセスの枠から外れています。地権者との貸借関係で建設することができます。ところが故障中で、設置したドイツ人がいないと稼働しない。また、海光苑の後ろにも2基風力発電があります。あと1基、土台だけ建設するところが残っております。稼働していません。工事中、県の所有である路肩を壊したので、そのままにしているということです。ここには事業者も出力も書かれていません。これも地権者だけの了解で済みます。このようなことが頻繁に起きるのはなぜでしょうか。建設業者は補助金と工事費だけ入れればあとはどうなってもいいのが今の現状です。町独自の環境アセスがないことから、高齢者近くだろうが何だろうがお構いなしに立てられている。こういうことについて、町長どう思いますか。

町独自の環境アセス、条例、規則が必要ではないでしょうか。壊れても何しても地権者にお金が入ればいいということを認め続けるのですか。これらのことを調べていく中で、新たに海岸沿いにポンポコ山に続けて8基、内陸に10基建設予定があることが分かりました。大森建設らが事業主のようですけれども、1基の発電出力、民家からどのくらい離れているのか、これから環境アセスの手續と住民説明があるのでしょうかけれども、町で分かっている情報を教えてください。

洋上風力、陸上風力は全て峰浜地区に集中しています。しかし、峰浜地区の問題だけではありません。町全体の問題です。陸・洋とも大型、超大型風力発電は、機材は全て外国から運ばれます。大手ゼネコンと日立、住友など大企業が何兆円という補助金に風力発電は利用されています。地元雇用、地元還元はありません。送電線で仙台まで電力は運ばれ東京方面に利用されるとされています。再生可能エネルギーの先進的な運用をしているところがあります。健康被害や環境破壊に繋がらず、住民が運営して地域活性化に繋がる、こういうのが自治体の役割ではないでしょうか。町長の再生可能エネルギーに対する考え方をお聞かせください。

次に、保育料の無料化について伺います。

国は消費税を値上げするかわりに社会保障に回すと言いましたけれども、保育料無料を10月から実施するとなりました。中身は3歳から5歳まで幼児教育の無料化で、比較的経費がかからない年齢が対象になりますが、当町にも100%園児数に合わせて交付されます。全国どこでもそうですけれども、国基準の保育料で徴収しているところはありません。各自治体がかなりの持ち出しをして保護者負担を軽くしています。国が言う副食費4,500円、自己負担する、してもらおうと言ってますけれども、これをやったらかえって高くなってしまいます。ということで昨日私初めて見たんですが、お知らせ版で、すこやか子育て支援の中で県の方が副食費を負担すると書かれてましたけれども、このような情報についてもちょっとお知らせください。

当町は以前から3歳以上無料になっています。副食費が町負担になることで、そのまま無料になります。未満児保育は非課税世帯に新たに無料になり恩恵がありますけれども、ほかの未満児には何らの恩恵がありません。保育料も段階がありますけれども高くなっております。この制度により保護者に新たなメリットが生まれません。一番経費がかかり、保護者が保護者負担も最も多い未満児保育に還元すべきではないでしょうか。子どもを生み育てたいが、産休明けから預るところがない。また、お金が一番かかるの

は未満児保育です。交付税を還元して2歳未満児の保育料の無料化、そして多胎児の補助、双子ちゃんですけれども、とか、完全無料とか、いろいろこういうふうに戻元することが考えられるのではないのでしょうか。町長の考え方をお聞かせください。

次に、里山対策について伺います。

近年、国道、県道沿いで荒れ地が目立っています。視界に入る山も鬱蒼として、人が近寄りたがいない様子をしています。山が整備されてないと、いろんな悪影響が出てきます。ナラ枯れもその一つです。発見困難、整備されないと、伐採もできない、こういうふうには町から伺ってまいますが、県によっては1本でも発見したらすぐ連絡をしてほしいという県もあります。白神山地の麓として自信をもって案内できるものになっているのでしょうか。留山は観光としてあまり勧められないようではありますが、すばらしいところです。ガイドの方がトイレを掃除したりして頑張っていることも聞きました。途中の道の整備をもっとするべきではないのでしょうか。ぶなっこだらけや三十釜を気軽に散策できるようにする。鬱蒼とした山を明るく見通しのあるものにして、看板倒れにならないようにする必要はあるのではないかと思います。考えを伺います。

また、八峰の豊かな山には、アカシアの木やトチノキが豊富で養蜂に適していると言われております。本館では8箱しかやっていませんが、良質なものができて全国から取り寄せ要望があります。ブルーベリーもしかりです。同じく石川でもブルーベリーをやってる人がおります。養蜂もやりたい人がいるのですが、全国から蜜集めに来ている大手養蜂業者、まあ200箱までは制限があるそうですけれども、30箱置いて占拠してしまいます。すると石川地区では2km圏内に入ってしまうので、養蜂やりたくてもやる事ができません。こういうのを優先して里山に適した事業を進める、これが里山づくりではないのでしょうか。耕作放棄地は景観上も有害駆除をする上でもいいことはありません。道路沿いの日当たりのいい場所は放棄地としてもったいないと常日頃思っております。そこに適した植物がないか、専門家に指導を仰いで対策をとる考えはないのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 事前に通告された部分とかなり違うところもあるんですが、まず事前に通告があった部分に対してのお答えをいたします。

まずは、「洋上風力発電について懸念するものはあるか。」とのご質問であります。



ご指摘の計画は、「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」が計画している八峰・能代沖洋上風力発電事業であると思います。洋上風力発電事業が実施されるためには、再エネ海域利用法に規定する「促進区域」に指定される必要があります、そのためには同法に規定する周辺市町村及び漁協を含む利害関係者で構成する協議会が設置されることが必要となります。本年7月30日に国が発表した「再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けた有望な区域等の整理」において、八峰・能代沖は、他の10区域とともに「既に一定の準備段階に進んでいる区域」とされましたが、「協議会の組織等の準備を直ちに開始する有望な区域」には選ばれませんでした。県からの情報によれば、国では「有望な区域」第2弾の整理に向けて、今年末までに県から改めて情報収集する予定であると伺っております。

洋上風力発電事業につきましては、これまで申し上げてきたとおり、住民の暮らしや漁業に影響を及ぼさないとともに、自然環境や景観に配慮した計画であることを基本としており、今後協議会が設置されることになった段階で懸念される事項がある場合は、懸念が払拭されるよう協議会の場において意見を申し上げてまいりたいと考えております。

次に、「陸上風力発電が町民に与える影響」についてであります。

1つ目の「環境アセスの認可を受けた陸上風力発電の概要」についてであります。国が定めた環境影響評価を終了しているのは、「八峰風力開発株式会社」が運転管理している竹生川から能代カントリークラブ南側までの海岸線に3,200kW風車7基、合計2万2,400kWを建設した「八峰風力発電所」であります。本日提出いたしました「八峰風力発電所」の送電経路図によりますと、発電された電気は発電所から沼田地区を横断し、能代市朴瀬地区にある変電所まで地下ケーブル等により送電されております。また、送電ケーブルと最も近い住宅地までの距離は約10mであり、送電ケーブルを流れる電気は、最大1万9,950kWとなっております。

2つ目の「環境影響評価対象外の小型風力発電」についてお答えします。

はじめに、小型風力発電設備の設置状況であります。町が把握している総発電量にかかわらず事業者が自主的に環境影響評価を実施した発電所としては、「ウェンティ・パル八峰合同会社」が運転管理している目名潟地区大沼から蝦夷倉までの海岸線に2,450kW風車2基を建設した「峰浜風力発電所」、「株式会社市民風力発電」が計画し、建設工事中である目名潟地区佐之助河原の海岸付近に2,300kW風車1基を建設する「八峰

目名瀧風力発電所」の2つであります。

また、「町独自の設置・運用基準を定めた条例制定」についてであります。県内の風力発電所立地市町村に照会したところ、条例制定している市町村はありませんでしたが、建設等に係るガイドラインについては、能代市、男鹿市、潟上市、にかほ市及び由利本荘市の5市で策定しており、秋田市、鹿角市、三種町及び本町の2市2町が未策定という結果でした。

「無秩序に風車が乱立する懸念」については、国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」において、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努めることや、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、配慮すべき地域住民の範囲や具体的なコミュニケーションの方法について自治体と相談するように努めること等が定められており、このガイドラインに即した対応が事業者の責任においてとられることとなっております。

町といたしましては、陸上小型風力発電については、FIT法による固定買取価格が年々下落していることから事業者の参入は少なくなっていくものと見込んでおりますので、現在のところ、新たに条例を制定する考えはありませんが、他市町の動向を注視しながら柔軟に対応してまいります。

3つ目の「今後の峰浜地区における風力発電事業計画」についてであります。現在までに町が把握している計画は、「白神ウインドパワー株式会社」が計画している能代カントリークラブから水沢川手前までの海岸線、大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線及び内荒巻から石川地区大野周辺の農地に、2,000から4,000kW級風車を合計13基建設する「（仮称）能代山本広域風力発電事業」であります。環境影響評価の手続きは、現在準備書の作成に向けた現地調査を実施中と伺っております。

4つ目の「低周波測定器を購入して、町民に与える影響をチェックする考えはないか。」についてであります。風力発電から発生する低周波音と健康への影響については、これまで何度かお答えしていますが、環境省が平成28年11月に公表した「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告書では、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとしております。また、私が昨年11月13日、14日に行った、過去に風力発電所の低周

波音等による健康被害があったとされる自治体でのヒアリングにおいても、低周波音等と体調の変化との間に因果関係は確認できなかったと伺っております。町内においても、沼田地区に7基建設し、本年2月から商業運転を開始した「八峰風力発電所」及び目名潟地区に2基建設し、本年5月から商業運転を開始した「峰浜風力発電所」がありますが、現在まで近隣住民から騒音や体調の変化に関する苦情は寄せられていない状況にあります。

議員ご指摘のとおり、低周波音と健康への影響については、科学的解明が完全になされたわけではなく未知の部分があることは承知しておりますが、私といたしましては、ただいま申し上げたような事実を重ね合わせますと、低周波音と健康との因果関係は小さいと思いますので、現時点において低周波測定器を購入する必要はないものと考えております。

次に、保育料の無償化についてお答えします。

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設の利用に関する給付制度を創設し、この10月より実施することとしております。その内容は、認定子ども園・保育園の保育料が3歳以上児が無償化されるものであり、また、3歳以上児の無償化に伴い、これまで徴収していなかった副食費を徴収することとなっております。しかしながら、当町においては副食費は保育料の一部に含まれ、3歳以上児については平成27年度から副食費を含めた保育料を全額免除しているところであり、副食費を別途徴収すれば保護者の負担増となりますので、町といたしましては、「副食費の助成に関する規則」を制定することとし、保護者の負担増とならないよう努めてまいります。

また、「国の保育料無償化をきっかけに全園児の保育料無償化を考えないか。」についてお答えします。

町の保育料については、平成27年度から令和2年度までの6年間、3歳以上児の保育料を全額、3歳未満児の保育料を半額免除とする子育て世代の負担軽減政策を実施しているところであります。このたびの国の「子ども・子育て支援制度」については、地方自らが先行して実施してきた支援策よりもかなり遅れて打ち出してきた政策でありますが、地方負担が軽減するのは確かなことであります。

当町では、これまで子どもの人権や主体性を尊重し、一人一人の子どもの最善の利益

のために発達に合わせた養護と教育を行い、保護者や地域社会とともに児童の健全な育成に努めることを柱に、豊かな心と健康な体を持ち、何にでも挑戦しようとする意欲的な子ども、話をよく聞き考える子ども、地域を愛する子どもの育成のために取り組んでまいりました。来年10月には峰浜地区の統合子ども園が開園し、保育の環境もより一層充実したものとなります。その一方で、出生数の動向を見てみると、ここ10年間の平均で25.6人、ここ5年間の平均で21.0人と少子化が急速に進んできております。これらの状況を踏まえ、子育て世代の更なる負担軽減と子育て環境のより一層の充実のため、来年度当初予算に向けて全園児の保育料無償化について検討してまいります。

次に、里山対策についてお答えします。

まず、我が町の里山の現状等について申し上げます。

町内のナラ枯れは、平成27年度に滝の間と本館地区で初めて確認され、その後被害木は拡大し、平成29・30年度には合わせて5,411本のナラ枯れが確認されました。町では、被害木のうち道路沿いの景観に配慮したもの約560本について、国や県の補助事業を活用し、伐倒・くん蒸処理や薬剤の樹幹注入などにより対応してきましたが、被害本数が余りにも多いことや道路もなく機械が入れない場所、急斜面で作業的に危険な場所などが多いこともあって、残念ながら駆除できるのは限定的というのが現状であります。観光面においては、県立自然公園指定区域内に、八森ぶなっこランドのある真瀬溪谷三十釜園地やブナやミズナラの巨木が生い茂る留山、みこしの滝浴びで有名な白爆などが里山周辺に存在しております。これら里山周辺の豊かな自然景観は、町民の憩いの場として、また、観光地として毎年多くの方々から利用いただいている場でありますので、県立自然公園であることを念頭に置きながら、必要な整備に努めてまいります。

また、町内の養蜂事業の状況を県に確認したところ、今年、八峰町内で蜜蜂飼育をすするため届出を県に提出したのは、町内の個人3名と県外の企業1社となっております。県外の企業は町内5か所で150群数の蜜蜂を飼育していますが、町内3名の方々の飼育群数は、1名の方は6群、残り2名の方々にあっては3群以下と趣味的飼育にとどまっているのが現状であります。県内で蜜蜂を飼育する場合は、地域振興局にその旨を届出するとともに、蜂の群れの距離が蜂の群れの適正配置という観点からおおむね2km以上離すことや、巣箱は、住宅、学校、公園など、人が常時出入りし、通行し、又は集合する場所から、人に危害を及ぼさない距離を保って置くこととされております。また、新聞等で、今年はブナの実が大凶作と見込まれる旨報道されました。本町における今年の

熊の捕獲頭数は、8月末現在、18頭と昨年の4頭を大きく上回っております。そのため町は、熊等の有害鳥獣対策として、猟友会による緊急出動や目撃情報の多い箇所へのオリの設置と併せ、林地や原野での見通しを良くし、熊の出没を抑制するため除伐を行う「緩衝帯等整備事業」や、収穫されない柿や栗など放任されている木を町で伐採するなどの対応をしてきたところであります。

これらのことから、議員ご質問の「地元の人を優先した養蜂業の支援」については、住民から養蜂についての相談もなく、また、新聞で報道されましたように蜂蜜が熊の大好物でもあり、設置場所をどうするかという問題もありますので、町としての支援は難しいものと考えます。

いずれにいたしましても、「里山」は将来にわたって守るべき八峰町の大切な資源でありますので、訪れる方々が快適に楽しめるよう必要な整備を行い、「里山」の付加価値を高めていくとともに、そのすばらしさを県内外に発信してまいります。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず、洋上風力について再質問を行います。

町長の方から、ジャパン・リニューアブル・エナジーの20基のことについてのことではないかというふうにして言われましたけれども、私が発言したのは、通告文書にもあるように男鹿沖から八峰町までのこの間に382基、まあ400基近くが立てられるんですけども、立てられる予定になってますけれども、このことについて、まずひとつ町長は、懸念するところが全くないとお考えなんですか。これは漁協とかそういうのには全く問題がないと思われませんか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 通告の部分では、「沢目駅から直進の海岸線2.5km沖に8基、その後列に4km離れて能代港から目名潟沖まで2列12基建設予定となっている」から始まっていたので、そのようにお答えをいたしました。で、382基全体の部分につきましては、これはまだ私どものところ、促進地域にはなっておりませんので、一つの促進地域に複数の事業者が建設したいという形に手を挙げても、そこは協議会の場で1社に絞られますから、この382基が今計画されている全ての会社の風力発電の基数の合計だとすれば、この382にはならないです。制度上そういうふうな形になってます。

それから、懸念が全くないかという部分については、これはこれまで何度も議論してきたとおりであります。いわゆる暮らし、健康、景観、漁業、そういう部分に対して、

これは今までは、この再エネ海域利用法できるまでは地元とか関係者のみとの形でやりとりされてきましたけれども、今度は法律に基づいた協議会ができるわけですから、そこに利害関係者が皆出てくるので、その場で議論できますので、今その分でどういう懸念があるかどうかという部分をお答えするんでなくて、その部分に出された計画が果たして漁業に影響がないのか、そしてまた景観に影響がないのか、その場で話し合っていきたいというふうなそういう答弁であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 協議会に出席するにあたり、利害関係者とか各市町村の首長とかいろいろ出席することになると思うんですけども、やはり八峰町の代表として行くのであれば、まず海の関係がどうなのか、海の景観がどうなのか、この会社が絞られてこの予定どおりにはいかないってことですけれども、超巨大なその風車が立つということについて、影響ないということはあり得ないんですよ。漁業にしても植物にしても。で、まあ私の方から見れば、景観は二重三重に海に広がって海岸沿いにまた今7基から8基、海岸線沿いに陸上にもう出ることによって夜の景色が全く違ってきます。で、文章にも述べましたけれども、もう男鹿沖が見えなくなってしまうのではないかっていうそういうふうな心配もあります。そういう意味からして、町長は何かしらこの辺はちょっと危ないのでこの辺についてはこうするとか、何か考えはないものなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これまでも何度かお答えしてる話ですけども、私、町長選挙に立候補する際に自分が考えてることを政策パンフレットとしてまとめております。その中で、やっぱり八峰町における強い風も八峰町の資源だと。できればこれは生かしたい。ただし、私の頭の中には、八森町って旧八森町、2つの県立自然公園があります。そういう風光明媚な町ってのはなかなか全国でもないんで、そのこの部分の景観は守らなきゃいけないというふうな形で考え、八峰町の部分を全ていわゆるこう風力とかそういう部分で元気に繋げていくっていう部分をゼロにするのであれば、私のその政策のパンフレットの中にはそういう言葉は盛り込まないはずなんで、私の中では、峰浜地域を中心とした部分については十二分にその風力発電の可能性はあるんじゃないかなという形に思ってます。ただし何度も申し上げてますけれども、住民の健康、それから景観、それと漁業、その部分については、今回初めて法定の協議会できますので、そういう部分を申し上げてまいりたいというふうに思っております。

あと、漁業関係者も必ず出る。今までは漁業関係者は漁業関係者だけ。今回は、まあどういふメンバー入るかまだ決まってませんが、少なくとも県、それから関係する町、漁協の代表、そういう方々が出ますので、そこでは漁業関係の部分については組合員の意向を踏まえた、その出席者がその部分については私以上に強く述べるはずだと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 八峰町の首長でなければ発言できない、こういう部分があると思います。やっぱり漁業関係者もこれも見ていると思います。で、秋田市の県漁協の秋田市運営委員の人がですね、この説明資料を見て、これは絶対駄目だということで、秋田市の方にはもう入らせないということを発言したということを新聞で報道されております。こういうこともありまして、やはりどこの漁師の人たちもそれが一番のやっぱり魚がとれないのではないかと、そして今、横間から岩館地区の人たちは本当に若い人たちが漁師をやって、これから夢と希望を持って漁師をやりたいというふうなこういうことも報道されてますので、これに裏切らないようなこういうふうなことを是非町長の方からお願いしたいと思えます。

そしてですね、小型風力発電ということでウェンティ・パル八峰合同会社、今動いてないんですけども、これは2,400kWですので小型とは言えないんですよ。小型風力、これも外国からもうドイツの方から来てる、見ても分かるとおりに本当に大型の風力発電です。こういうことが、1基が7,500のそのあれに入っていないからといって、3,000とか2,000kWの大型のその外国からの風力が陸上に地権者だけの交渉で立つ可能性はこれから十分あると思うんです。それはやはり町の方で規制しないと、地権者だけの問題ではないので、この点について町長もう一回答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今議員がお話しなりましたウェンティ・パル八峰合同会社、2,450kW風車2基ですので、これは7,500kW以下ですから環境アセスの対象にはなりません。それから、株式会社市民風力発電の2,300kW風車1基、これも7,500kW以下ですから対象にはなりませんが、ここの会社は2社とも環境影響調査で決められた部分の段階を踏んでから建設されたものであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7,500kWのアセスの枠外だからといってですね、外国から運ば

れてくるようなこういう洋上風力を許していいのかということをおは町長に聞いているんです。もしこういうふうなことが乱立されるようであれば、まあこれから立つ18基は一事業ですので、一事業所ですので環境アセスの方にも住民説明もあると思うんですけれども、7,500kW以下、4,000とか5,000の巨大な1基立つのを地権者だけの交渉でいいと思ってますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどもお話ししましたけども、この2社がいわゆる環境アセスしなくてもよかったんですけど、ちゃんとその段階を踏んでからつくってますので、住民説明会等もしっかりやった結果でこういう形になっています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町ではどのような、町の方には全然そういうふうな説明とかなかったわけですね。地権者と住民説明だけですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 手続されてる時期は私が町長になる前の話ですから、直接は私は受けておりませんが、環境アセス法に基づいて配慮書、それから方法書、準備書、評価書、そういう段階を経てここまで建設にこぎつけた、そういう認識であります。したがって、こういう事業を始めますよといった場合には町の方には当然その事業計画を説明に来てるはずですし、また、それぞれの部分の縦覧の部分についても町の方でやってるはずであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今のは7,500の環境アセスの点の説明だと思います。現在動いてないのはどうしてなのか、町の方で把握してますか。海光苑の後ろと、それからこの2基が動いてないっていうことは。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず前段の方ですけど、本来法的にやらなくてもいいやつをやったってということをお話ししたかったことです。

それから、今、目名瀉の方の2基動いてないのは、海外から取り寄せてる部品がちょっと海外取引してる会社が少しトラブルってます、その関係で部品がここに来なくて保守点検がうまく完璧なものできないということで運転を取りやめて、停止しているというふうに伺っています。



○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） そういうことが起こり得るので、条例、規則、こういうのが必要だと思います。

時間がありませんので、次の方に移らせていただきます。洋上風力、陸上風力については、また今度の議会で追及していきたいと思っております。

2点目の保育料の問題ですけれども、まあね、国の方と、それから県の方で、これ私、お知らせ版に入ってたので、昨日入ってたのかな、分かったんですけれども、すこやか子育て支援事業として県の方で副食費の負担をするということですか。それによりますと、県の方から副食費の交付金と国の方から保育料の交付金が出ることになりますよね。それで地方負担の軽減を果たしたっていうふうに町長は言われたと思うんですけれども、この交付金で負担を軽くした分、子どもたちに回す考えはないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、今回の国が遅ればせながら子育て支援の方に親御さんたちの経済的負担軽減策を打ち出してきていますので、その部分で町としての持ち出しが減ることは確かなので、その部分を踏まえて、町の方で給食費の負担、徴収できるって国では指定してますけれども、それを町がこれまでどおり負担していくというふうなそういう答弁をさせていただきました、園児について。しかもさらに、ゼロ、2歳児未満の方についても、町が規則をつくってその部分を親御さんの負担が増えないような形の措置をしていきたいという、それは今すぐからでなくて、いろんな手続がありますので来年度当初予算に向けてそういう方向で検討してまいりたいというふうな答弁をいたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 課長、これ見てますか。

○教育次長（藤田吉孝君） はい。

○7番（見上政子さん） ということは、県のすこやか支援事業が町に交付されるということですね。確認です。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。藤田教育次長。

○教育次長（藤田吉孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の3歳以上児の無償化に伴いまして副食費を徴収できることになっておるということは、先の4日の日の条例説明の際にも申し上げました。それで、国の定める副食費

の額というのは4,500円となっております。そして秋田県ではですね、この4,500円に對しましてその世帯の所得に応じましてそれぞれ2分の1、4分の1を助成するというようになっております。そして、ひとり親世帯に関しては2分の1助成ということで、こちらの方は決定しておりまして、町の方といたしましては、残りの4分の1、2分の1に関しまして規則を定めて助成していくということでもありますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 確かに町の負担が少なくなる、これは確かなことです。そういう意味でも、2歳児未満の保育というのは本当にお金が、町でも国でもお金がかかる事業、またそれ以上に親御さんの負担が非常に重くかかることで、子どもを生むか生まないかっていうことは本当にここら辺が充実してるかしてないかということで生みたくとも生めないということが出てくると思います。そして、町では補助はないんですけれども、多胎児、双子ちゃんの場合は特別な補助をすとかそういうことを改めて考えるべきではないかと私は思っております。どうかよろしくこの辺検討していただきたいと思っております。答弁はございません。

次に、里山対策について町の考えを伺います。

町もやっぱり三十釜とか、それからぶなっこランドとか、こういうところは憩いの場として必要だということを町の方でも改めて認識されているようです。是非ですね、もっと明るい感じの、鬱蒼とした山ではなくて、明るい感じの、そして熊の通り道、猿の獣道をこう見えなくするような、人が通れるような明るい森づくりといたしますか、そういうことが必要ではないかと思っております。今後もこういうことに力を入れてほしいなと思っております。

それとですね、養蜂の方なんですけれども、この前、熊の被害があつて8箱のうち1箱ちょっと被害を被つてひっくり返ってしまったということであれなんですけれども、養蜂の方の責任もありますけれども、それ以上にやはり山を整備して熊の被害から住民を守る、そういうふうな立場に立ってですね養蜂の方を支援してもらいたいなと思えます。この石川の方が養蜂するにあたって県の方といろいろやりとりをして、県の方からも説明に来てたそうです。それで、何で自分たちが養蜂できないのかということも十分承知した上で質問したんですけれども、町の方もですね、いつ頃その県の方に養蜂やりたいということを許可すれば出るのか。もう全国回ってる、200箱まで許されてるってい

うその全国の大手の養蜂メーカーの人に先を越されてしまうと、地元ではできなくなってしまうというこういう例がありますので、いついつ頃からやった方がいいですよとか、こうした方がいいですよというふうな指導をするべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず里山の整備の方は、ここ県立自然公園内ですので、いろんな規制があります。勝手に木切るわけもできませんので、そういう形の中で必要な整備を行っていきます。

あと養蜂の部分については、先ほどもちょっと触れたんですけど、これはやっぱり地域住民からとってみれば、もし熊がそれを目当てに来た場合にどうするかっていう部分は、やっぱり地元住民からするとかなり問題がある事項だと思います。じゃあその部分を町が電気柵でぐるっと囲むとかそれがやれるのかっていうと、なかなかそこまでの理解ができないので、そういう意味で難しいという形で答弁させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 八峰町の山はアカシアとかたっぷりあって、それがすばらしいからやはり全国から養蜂の人が来ると思うんですね。蜜がいっぱいとれる、いい蜜がとれるということで来てるはずなんです。その人たちがとれるのに自分たちが何でとれないのかっていうふうなことがありますので、その辺は町の方でもよく考えてほしいと思います。答弁ありましたらお願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁はいらない。

○7番（見上政子さん） ありましたらお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） やっぱり今回の新聞記事で、すぐ自分のうちのそばにある部分については、これはやっぱり問題あると思います。で、住家のそばに置けないことにはなってますので、それをじゃあ山奥に行くかというのと、今度それを蜜を回収しに行く時にその人の安全をどう守るのかっていう部分が問題になりますので、これは簡単に促進していくっていうわけにはいかないっていうのが私、町としての考え方です。

○議長（門脇直樹君） これで時間となりましたので、7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時51分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 思考力が少し低下している時間帯ですが、議席番号2番山本です。これから通告に基づき、一般質問をしたいと思います。

はじめに、道徳教育について質問いたします。

京都アニメーションの放火殺人事件、川崎19人通り魔殺傷事件、相模原障がい者施設殺傷事件など、数えるといくらでも思い出す残忍で凶行な事件が起きています。報道によると、その動機は身勝手に理解不能な動機のようにあります。このような悲惨な報道を見るたび、なぜこんなにも荒んだ心の人が出現するのかと考えてみました。自分が子どもの頃は、悪さをすれば親に怒られ、怒鳴られ、叩かれることが当たり前で、そのような痛さの経験の数々を経て、やってはいけないことの判断力が身につき、脳に記憶され、今こうして生きてきたと思っています。私が考える荒んだ心の方は、成長期に親にも他人にも先生にも怒られることもないほか、まして叩くという体罰を受けたこともないことから、他人に危害を加えた時、相手に与える傷害の認識や想像ができないのだろうと。今、世論は体罰が絶対禁止でありますけど、人も動物である以上、成長過程で脳に記憶された行動体験との比較で自らの行動を判断するものだと考えます。犬がほえるのと吠り、それでもやめない時は頭を叩くことで止めさせるというしつけをします。体罰を容認するわけではないですけれども、成長期においては、やってはいけないことや、やっては駄目なことをしつけという体現の手法は、一定の限度内で行われる上では道徳上必要だったと思います。

自分の子どもの時代、学校帰りに通学路近くのさくらんぼをとったり、友達といたずらで授業の妨害をしたりして先生に怒られるなど苦い思いの学校でしたが、今思うと学校という存在は極めて大きいもので、知識や友達はやはり学校へ行かないと得られないという場所であったと思います。ところが今は、学校へ行かなくてもインターネットなどで調べれば大抵のことはすぐに情報が得られてしまう時代です。また、あちらこちらに学習塾など数多くあります。知識という点に関する限り、子どもにとって学校教育の持つ意味はどうしても以前より薄れてきているのではないのでしょうか。もしそうだとすれば、現代の学校の存在意義についてはどのようなところに見出せばよいのでしょうか。

私は、学校の存在意義というものは、学校というコミュニティの中でしか育めない人間性、道徳性など、つまり人格形成に関わることにあるのではないかと思います。家庭での教育も当然必要なことですが、学校教育における道徳教育のあり方について、教育長として考慮することはどんなことでしょうか。

今、子育て環境は、少子化の進行により子どもの数が減少し、子ども同士で遊ぶ機会が少なくなったことは、子どもの仲間関係や規範意識の形成など発達に影響し、核家族で地域との繋がりが浅くなり、子育ての知識、方法の未熟なままの子育て、さらに共稼ぎによるストレスなど家庭教育環境は厳しい状況にある中、道徳教育にあたって学校教育に関する問題や指摘事項など家庭教育に何を求めているのでしょうか。このような家庭環境の中、豊かな人間性を育む教育を柱とした反面、道徳教育は家庭で行うべきものであって学校で指導するものではない。道徳性は自然に身につくものだから取り立てて指導するものではない。生活指導を十分に行っているので道徳の時間は必要ない。学校ではやはり教科書指導が最優先であるなど、道徳教育の本質について理解しないまま指導を怠っているとケースが指摘されています。また、先生たちの悩みは、道徳教育の指導方法に不安を抱え、自信がない教師が多い中では心の教育はできないと思いますが、学歴社会を生きてきた教師が主知主義、知性や理性ですが、前提にあるため、多くの教師が道徳教育に苦慮していると言われていています。教員の資質、姿勢に対してどのように考えていますか、答弁をお願いします。

次に、空き地の草対策についてであります。

近所で雑草が繁殖してるが、放置されているために人の健康を害したり、火災の誘因となったり、見通しが悪くなり交通の妨げになったり、生活環境に悪い影響を及ぼしている空き地が見られ、私のところへも隣人からの苦情が増えております。住居の周りが空き地で雑草に囲まれているような家もあります。空き地の状況をどのように把握されているのか、解決策を検討しているのでしょうか。

伸び放題の雑草が火災の要因になるなど、枯れた雑草と乾燥する今頃の季節は特に心配であります。消防署の対応もどういふふうになっているのかお聞きしたいところであります。

近隣の空き地の増加により雑草の繁殖が進んで、やむを得ず無許可でありながらも草刈りをしなければならないことがありましたが、私ばかりでなく私の友人もその費用は自己負担で行っております。このことから、地域の生活環境の改善のため自治会内の空

き地の草刈りに対して援助して、きれいで環境のよいまちづくりをする考えはないかお尋ねいたします。

以上、2つお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 山本議員の1つ目の道德教育については私の方からお答えします。

昨今の人命を軽んじる事件の報道を見聞きするたびに大変心が痛みます。そのような事件の加害者は、そこに至るまでの人生経験の積み重ねがあったと思います。そのどこかの段階で、学校教育、特に道德教育がより良い人生の修正に寄与できたかもしれない、そういうふうを考えております。

さて、道德教育についてですが、従来、小・中学校では「道德の時間」が週1回設けられていましたが、他教科に比べて軽視されがちであったことなどから、道德教育をもっと実のあるもの、効果的なものにしていこうということから、2015年の学習指導要領が一部改正され、「特別の教科 道德」として年間35時間の授業を行うことが義務付けられ、主たる教材として検定教科書を使用した授業を行い、児童生徒の良い点や進歩の状況などを評価することとされています。

この「特別の教科 道德」の目標は、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることであり、扱う内容として「善悪の判断、自律、自由と責任」、「親切、おもいやり、感謝」、「規則の尊重」、「伝統文化の尊重、郷土を愛する態度」など22の項目が示されています。これらの項目について各校の実態や課題、児童生徒の発達の段階や特性に応じて指導内容の重点化を図り、全体計画を作成して指導に取り組んでいます。また、学校における道德教育は、この「特別の教科 道德」を要として各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施され、人や社会、自然などとの関わりを通して道德性を育むことができるよう、様々な体験活動を意図的・計画的に取り入れております。

子どもの教育は学校だけで行われることではありません。子どもの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ社会全体で取り組むことが不可欠です。家庭教育は全ての教育の出発点です。子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる、

例えば家族内での挨拶、毎日朝食を食べる、早寝早起きを心がける、手伝いの習慣付け、学校での出来事を親子で話す、親子で話し合っただけテレビやゲームの時間などのルールを決めるなど、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力は家庭において培っていただくことが重要です。町ではコミュニティ・スクールの取り組みとして、学校・家庭・地域が協働で子どもたちの体験活動を推進したり、地域住民との交流を図ったりしており、道徳性を高める上で大変有効であると考えます。

道徳教育に関する教員の資質や姿勢については、県総合教育センターでの研修受講や教育事務所の指導主事訪問等での道徳教育推進の研修を行っています。また、各校において道徳教育推進教諭を中心に道徳教育の全体計画を作成し、教科道徳の授業改善や学校の全教育活動による道徳教育に意欲的に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 次に、私の方から「空き地の草対策」についてお答えいたします。

空き地等は、できる限り有効利用を図ってその解消を図ることが基本であり、その利用は土地所有者が考えるべきものでありますが、未利用のまま放置され管理されていない空き地に雑草が生い茂り、また害虫が発生するなど、近隣に悪影響を与え、地域のイメージを低下させている例が見られるのも事実であります。こうした事例の増加は、誰も経験したことがない極端な高齢化がもたらす問題の一つであり、独り暮らし高齢世帯の見守りや冬期間の雪寄せなどとともに、将来にわたって住み慣れたところで安心して暮らしていくために守っていかなければならない地域コミュニティの一つであると考えております。現在、こうした認識に立って各自治会との「語る会」を開催し、更なる高齢化が進んでも安心して暮らせる仕組みづくりについて問題提起し、意見交換しているところであります。

私としては、自助・共助・公助という考え方の中で、共助については、これまでの無償ボランティアという発想を変えて、有償ボランティアという考え方で、それぞれの地域で安心して暮らしていくための地域コミュニティを自治会の力で守ってもらえないかと考えております。山本議員ご提案の「空き地の雑草対策」については、こうした考え方に立って秋の行政協力員会議に問題提起してまいります。現時点における基本的な

考え方としては、全ての空き地を対象とするのではなく、所有者と連絡が取れないケースや所有者が遠くに住んでいて管理できないケースなど、対象をある程度絞った支援策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 教育長の答弁、正に教育委員会が発表してる内容そのもので、まあそれはいろいろ立場上しょうがないにしても、もう少し自分の気持ちの心の中から答弁を願いたいと思っておりました。

要は私らの、古い人間なので私らの時代はですね、やはり自然体験、そういうふうなものからいろんなことをこう体得してきたのではないかなど。例えば、子どもの時代には親の手伝いで、当時は私も薪を運んだり、のこくず、ストーブであったので、のこくずを運んだり、それを捨てたりですね、で、まあ農家でもあったので落ち穂を拾ったりですね、そういうふうな農作業でいろんな手伝いをしたわけですよ。今考えてみますと、学校、今の学校はですねそういうふうな農業体験もまず見たことはないし、せいぜい何だ、さつまいも堀り、そのぐらいはやってるといふふうに聞いてますが、その程度であって、本当に農業というもの、まあ水産も含めてですけども携わる、その体験がほとんどないのではないかなどというふうな状況。それと、学校でどういふふうに伝えているか分かりませんが、やはり家の手伝いをさせるということは非常に大切なことではないのかなど。今、子どもにやっぱり勉強させる時間を与えにやねということで家の手伝いをさせないというふうな親が何か随分増えてるように聞こえてきているわけですけども、この辺、私は家の手伝いはですね、まあ家業であれば農業、農家の手伝いとかですね、そういうふうなものが重要だと思うんですが、その辺については教育長どう思いますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 山本議員の質問に対してお答えしたいと思います。

今の議員がおっしゃったような体験、豊かな体験というのは大変重要だと考えています。例えば家庭でのお手伝いだったり、それから学校でのいろんないわゆる農作業だったり、そういったこともこう体験になると思うんですが、やっぱり子どもたちがいろんな体験をすることによって、あっ、こうやって気持ち良かったとか、こうやったら人に喜ばれたらとか、こうやったら大人に怒られたとか、そういった体験をいっぱいしてもらうことが子どもたちにとって必要だと思います。そのためには、学校もそうで



すが、家庭だったり、それから地域だったり、いろんな形でいろんな場所で体験をさせて、体験した時に一人一人考えが違ふと思います、受け取り方が違ふんです。いっぱい体験したけど今日は疲れたって終わったり、あっ、こういうことやったらすごくこう喜ばれて良かったなというふうに思ったり、そういったいろんな体験をやっても子どもたちが受け取り方が違ふケースがありますので、そういったことを話し合う時間が「特別な教科 道徳」という時間になります。その道徳の時間でいろんな体験について、あっ、この人こんなことを感じたのかなっていうことを感じたり、そういったことの積み重ねが心を育てていくと考えています。ですので、今山本議員のおっしゃったような体験をたくさん学校でさせたいと思つてます。

ちなみに、例えば峰浜小学校では、梨の収穫の体験したり、それから米づくりも体験したり、あと、ラベンダーを取ってサシェで売ったりというふうなそういった体験もしております。八森小学校の方でも、ジオパークのこととか海のこととかいろんな体験をしています。それぞれの学校によっていろいろ体験を工夫しています。そのためには、学校だけでなく家庭、保護者、それから地域の人方の協力が必要ですので、これからもそういう点でいっぱい体験させて心豊かにしたいと私は考えます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 先日ですか、子どもみこし、八森小学校やったわけですけども、ああいうふうなやっぱり地元の祭り、行事に関してはですね大いに参加させてやった方がいいと思うわけですよ。やはりああいう体験っていうのは、まああの暑さの中で担いだということは忍耐力、それから我慢強さ、そういうふうなものと、あとは協調性というふうな感じ、あれらがこう体現によって脳に刷り込まれていくと。そういう意味では、今回のみこしの行事というのは非常に有意義だったかなとは思いますが、やはりああいうふうなことの行事は地元地元であるわけですから、それに積極的に参加させるというふうな、学校からも強力に進めてほしいなと思つてますよ。まあ子どもらもクラブとかスポ少があつていろいろ忙しいと思つてますが、その中でも月に2回休みなつてるとかね今、練習、まあそういうふうな機会とか合致したらですね、なるべくそういうふうなものに出るといふふうな指導というふうなことでやってもらいたいなと思つてます。

あともう一つ気になつてゐるのはですね、最近不審者が多いということで、なかなか小学生、まあ子どもらに話しかけようとしても何かこうちょっと構えられるというふうな

状況があるわけですね。ですから、決して全員がそういうわけではなくてですね、大人がですよ。やはり道端で「今日頑張ってきたか。」とかがって声かけられるぐらいの余裕のある子どもらになってほしいなというふうに思うわけですよ。それが今この不審者ばかり多いので知らない人には声かけられれば駄目だとかっていうふうな教え方するから、「あっ。」と構えられてしまうというふうな思いがあるわけですね。ですから、その辺はやっぱりちょっとこれは行き過ぎているのではないかなと私は思っているわけですよ。ですから、まあ道徳教育の教科書あるでしょうが、その道徳教育の中の内容っていうのは、ある一定のシナリオがあってそこに終着点があるんだろうけども、それがてらいちめんとか画一的に同じような意見になってしまうことがおかしいわけであってですね、やっぱり様々な子どもがその感受性豊かであれば、まあおめど違う、あんたと違うというふうになって初めていろんな考えがあって、で、なおかつ子ども同士でそれ言い合になってけんかすると。まあけんかするって言葉のけんかですが、そういうふうなものが出てこない、その子どもっていうか、その自主性っていうか、そういうふうなものが出てこないと思うわけですね。ですから、その辺の画一的な指導になってないのかなというところも含めて、2点の質問をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今幾つかご指摘ありましたけども、行事への参加については、私も実は先日その場でお話ししたんですが、地域には本当に伝統文化を守ってる人がいっぱいいるんだよ、みんなも時間あったらそういったことを参加してくださいっていうことは子どもたちにも話しましたし、先生方にもできるだけそういった地域行事には参加するようにということでお話しております。まあそういったことも私はすごく大事だと思ってますので、是非これからもそういったことで進めていきたいと思えます。

2つ目、不審者についてですが、やはりある時期から不審者ということで大変子どもたちの安全を心配する面がありますけども、ある例なんですけども、地域の人がそれこそ子どもに声かける時、不審者と思われるかもしれない。それは知らない人だからなんですね。ですので、地域の人と子どもたちが交流を深めることによって、それが知らない人じゃなくなれば十分声はかけれると思うんです。ですので、私はコミュニティ・スクールっていうことを通じて地域の人と子どもたちの交流をいっぱい進めたいと思えます。それによって、あっ、この人は地域の人なんだなということであつちかける、声かけて不審者でなくて、この人は知ってる人だになっていうふうになりますので、私としては

これからも子どもたちと地域の人との交流を深めることによってそういったことが少しでもなくなればなというふうに思っております。

さらに、教科書についてですが、教科書を今使って授業やることになりましたけども、教科書にはとても高い道徳的価値が示されています。それをまず読んでその高い道徳価値に触れること。そしてそれについて自分の考えを持つこと。その自分の考えを持つ時、一人一人が生活経験から考え方違う捉え方します。ですので、その主人公の気持ちを話させても、その子の自分の体験からの言葉が出てきます。それを引き出します。その引き出した個々の意見を、先ほど話したけれど、あっ、この人はこういうふうな考えを持っているんだということに触れること、それが道徳の時間の大切な役割になりますので、決して通り一遍なことではなくて、その価値について子どもたちがいろんな意見を自分の考えということを出し合いながら、正解を出すのではなくて自分の気持ちを出すことによって、そのほかの人との違いを考えさせる時間というのが道徳の時間ということになりますので、そういったことで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今、道徳の授業のことなんですが、これはほかの教科と違って点数、1から5だっけか今、そういうふうな点数をつけないというふうに聞いてますが、そうすれば子どもに対するその評価というのはどういうふうな表現で記載されるのかなっていうことをちょっと紹介ください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今新しい指導要領で道徳についても評価しなきゃいけないというふうなことになりました。学校の方でも大変こう困っているわけです。というのは、道徳の時間で今日授業やったから明日変わるっていうのは、まずそういった期待はできない。変わるかもしれませんが。そういったことで、道徳の授業やったからすぐ行動が変わるとは思えないので評価がなかなかしにくいというふうなことはあります。そこで、今回の学習指導要領での道徳の評価については、こういった道徳的且つ例えば決まりを守るとか友達を大事にするとか、そういった行動について、そういった行動がありましたっていうふうな文章で表現することを評価としています。ですので、例えば毎朝遅刻しないで学校に来てますというのも、それも道徳の評価になるということになります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） あんまりよく分かりませんが、表現でその評価をするということになるっていうのはなかなか先生としてもつらいのではないのかなど。結果が見えない分だけ、まあ常に子どもらの行動なり考え方を把握してないといけない話ですよ。だとすれば先生の負担というのは非常に大きいものがあると。その中で教職員でちょっと具合が悪い人がいたりした例は今まであるのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 確かに道徳の評価というのは大変難しいわけですので、全ての面で評価するということは難しいと思いますので、たぶん例えば1学期に一つ二つの評価を蓄積して全体としての評価するということになります。そういった道徳の授業において負担のために体調を崩したというふうな、例えば道徳の時間とか指導によって体調を壊したっていうふうなことは私は聞いておりません。むしろ別の面で体調崩した面では聞いておりますが、例えば道徳なり教科指導の中で悩んでっていうふうなことは私としては把握しておりません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ道徳に限った授業で具合悪くならなくてもですね、ほかの面で、まあ私生活においてもですね、やっぱり聖人君子ってには言わないにしても精神的にストレスを感じている先生が道徳の教育なんかできるわけではないと私は思うわけです。まあ時には、先生であっても生徒に不満をぶつけることも一つかもしれません。私は極端に言えば、先生と生徒がけんかしてもいいと思うわけですよ。その中でお互いにやっぱりその考え方の価値観というものはお互いに感じるのもであって、それも一つの教育ではないかなと私は思います。

まあそれにしても私が言いたいのは、自然体験、まあそういう農業体験も含め、例えば海での海水浴、まあプールだけ使ってますが、実際に海難事故というのは浜に行つて崖から落ちて泳げなかったりしてですね、やっぱり海の厳しさ、山の厳しさ、農業の厳しさ、そういうふうなものをやっぱり体験させることが将来的に成長した時に体と脳に染み込むものだろうというふうに思いますので、その辺をまあ重点的に学校の方から指導していただきたいと思いますが。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○2番（山本優人君） はい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 山本議員のおっしゃるとおり、子どもたちに体験は不足しているかなというふうに思いますので、是非とも多くの豊かな体験をさせたいと思います。そのためにはやっぱり学校だけでは体験させることできませんので、例えば家庭と一緒に海に行くとか、地域の人たちと一緒に山に行くとか、やっぱり地域との、学校、家庭、地域、みんなで子どもたちを育てるというふうな感じで子どもたちに体験させたいというふうに思います。その点でコミュニティ・スクール、これからも推進したいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） 質問はありません。1問目はありません。

○議長（門脇直樹君） 2問目について質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 空き地の問題で、昨年、私の経験では1件、近所の、これは所有者が分かって連絡ついて、じえんこ出すから草刈ってもらって処理はできたわけですが、全然連絡とれない空き地も増えてまして、ところがその空き地の隣の家がですね家の前に草かぶさってきて大変困ったりしてるわけですが、私も頼まれた手前やったことはあるんですが、何回もまた来られて私もなかなか忙しくてまだ行けないわけですが、そういう場合、例えば私の代わりに行った人が、頼んでる、私がお願いして何とかということでやってもらったやつ、せば俺がじえんこ出せばやったが。油代出せばやったがやちやくちゃねぐなってるわけだけでも、頼む方もやっぱりそういう思いがあっていろいろ物買ってくるわけですよ。確かに人の家の草刈って自分がじえんこ払うっていうやつもまたどうせばいいのかなっていう感じがするわけですが、いずれにしても近所で迷惑かかっているのは現実なわけですが、せばお互いに黙ってればいいのかなってなると今度また草でなくて木になってしまう、これもまた大変だということですね、私は今現在考えてるのは、所有者は分かってるけれども連絡もつかないような、なしのつぶてなようなところに除草剤かけたいなと思っているんですよ。だからそういうふうな除草剤を例えば町で買って、まあ欲しかったらもらいに来てそれをまくとかですね、例えば草刈り機は持ってますので、刃ね、草刈り刃を供給するとかですね、その程度のこ

とを支援してやってもいいのではないのかなというふうに思うわけですよ。これは勝手にやればまた、個人の感覚でばかりやればいろいろ問題起きるので、例えば自治会を通して了解得たらそこ刈るとか除草剤をかけるとかですね、そういうふうな仕組みで自分の住んでるところをきれいにしたいというふうに思うわけですが、その辺についてお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私が住んでいるところにもそういうケースがあるんですが、そこは幸いその空き家だった持ち主が自分の近くに田んぼを持ってまして、その田んぼを小作している人に年3回草刈りをしてくれという部分の約束をしながらやっていますので、まあこう今朝も見てきたんですけど草ぼうぼうなってるんですが、そういうケースもあります。で、それ以外にも、今はまだポツポツと見られるところかもしれませんが、この後相当出てくる可能性が私はあると思ってます。それで先ほど答弁させてもらったのは、その状況が一番よく分かるのは自治会の皆さんでありますので、そこで今度の秋の行政協力員会議の時に問題提起しながら、私としては今大変いいアイデアをいただきましたので、私はその刃を、今2枚で1,000円ぐらいのやつも売ってますからあれですけど、それと除草剤とか、除草剤はねやっぱりちょっと抵抗ある人は抵抗あるんですよ。まあその部分とかいろいろやり方あるんですが、いずれ地域でほったらかしにしておくっていうのはこれはよくないので、何とかそこ、個人の財産でありますけれども、ある一定の条件をつけて、要するに連絡つかないとか連絡してもなかなか応じてくれないとか、まあそういう方々の部分については何らかの支援を自治会の方に提示して自治会の方で有償でやってもらえないかなと、そういう考え方を持っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この前の……配付のチラシで、防災課だか、今、空き家の調査やりますよね。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 今やっています。

○2番（山本優人君） あっ、今やっていますか。あの調査の段階で、各自治会の中に存在する空き家っていうか、空き家の所有者までは確認するという段取りまで考えているのでしょうか。その所有者と、たぶん所有者は分かると思うけども、その連絡がつける状態なのか、もしくはその所有者を管理する地元の人がいるのかどうか、そこまで空き家の調査の時にやってもらわないと、自治会内で本当にこう誰に連絡すればいいのか、連

絡つかない家なのかそれすらも把握できないと困るので、その辺、今の状況、どこまでやるのか答弁ください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 山本優人議員のご質問にお答えいたします。

9月の広報に今掲載しております空き家の実態調査ということで、各自治会長から空き家の調査を今実施しております。実は平成25年から平成27年度にも一応調査いたしまして、その後空き家になっている状況が増えておりますので、今回全部の自治会を調査する調査であります。その中で一応、今会長と進めてるんですが、実際に1か月に1回戻ってくるという状況もありますので、空き家の管理されてる方とかも含めて一応聞き取り調査をいたしております。そしてその中で空き地の部分も、実は草刈りが、草が生い茂ってるところがありまして、その中の管理をどうするかということで実際に自治会の会長さんに聞いたところ、実際に何か月か1回帰ってきてる方がほかの人に頼んで空き地の草を刈っている事情が話しされました。そして今回調査した空き地について、再度空き地の所有者に今後どうするかっていうアンケートを実施いたしまして今後の空き地の調査ということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いやいや、その空き地の連絡先まで調査するという事なのかどうかっていうことですよ。連絡先が。要は連絡できる空き地、空き家と連絡できない空き地、空き家の分け方をはっきりしてもらわないと。地元で分からなければ困るわけです。だからそこまで聞くのかっていうの今回、聞いたのかっていうことですよ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 所有者の情報だと思うんですけども、基本的に固定資産評価されて課税されている部分については、役場の方でその所有者、現在誰の管理、誰のもとで納税されてるのかというのか分かりますので、そちらの情報と今回調べる空き家の情報については当然リンクさせるということになります。

○2番（山本優人君） 連絡先はつかめるということですね。

○総務課長（佐々木高君） はい。今管理されてる方の住所は把握してるので、そちらの方とリンクは必ずさせます、はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、午前中に引き続きどうもご苦勞様です。ひとつよろしくお願ひします。

4番腰山良悦です。通告によりまして質問させていただきます。1問質問させていただきます。

今後の観光振興について質問します。

町では今日、盛大に” んめもの” まつり、アワビの里祭りを、いろいろなイベントを行っております。開催日は多くの人でにぎわい、それなりの売り上げ効果や町のPRにはなっていると思います。しかし、必ずしも本来の目的とする普段の誘客に結びついていないとは考えられません。多くの労力、金もかけております。これらはあくまで手段であって、厳しい見方をすれば目的にはなっていないと考えられます。ハタハタ館を訪れる観光バスもトイレ、一時休憩が主で、町の観光、特産品を求めての客とは言えません。町には世界自然遺産白神山地の二ツ森や、今力を入れているジオポイントなどがあります。海岸線の景観もすばらしいと思います。ハタハタ、アワビなど新鮮な海の幸もあります。まだまだこれらを十分に生かしてきていないと考えます。

そこで、次の3つの視点から伺います。

1点目は、これからは体験型観光のニーズがますます高まると思います。いろいろな課題はあるが、グループ、個人を対象とした農業、漁業などの体験メニューを充実させ、官民一体の取り組みにより積極的な受け入れ体制を整える必要があると思うが、町長の考えはいかがでしょうか。

2点目は、町内には手を加えることにより今以上に感動や楽しめるポイントがあります。御所の台などもその一つです。環境整備をもっと力を入れる必要があると考えるが、町長のお考えは。

次、3点目は、町を代表するアワビや力を入れていた塩の特産品がなくなり、残念な思いです。今新たな開発に取り組み中の人や検討されている人もいます。特産品を充実させることが必要です。新たな特産品の開発に町の支援がこれからも重要と考えるが、町長お考えをお伺ひします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。



森田町長。

○町長（森田新一郎君） 腰山議員の質問にお答えいたします。

秋田県の観光は、観光入り込み客数が平成24年から平成28年まではおおむね3,200万人前後の横ばいが続いておりましたが、「ねんりんピック秋田」が開催された平成29年に3,300万人を超え、さらに平成30年には3,400万人を超えるなど増加傾向に転じております。一方、八峰町の観光は、観光入り込み客数が平成29年が約42万6,000人、平成30年が約39万3,000人と7.7%の減となるなど、厳しい状況が続いており、より一層の観光振興に取り組んでいく必要があると認識しております。

1つ目の「体験型観光への官民一体となった取り組み」についてであります。観光振興に向けては、他地域と差別化できる観光的な魅力が大切になりますので、「体験型観光の充実」は観光振興の大きな柱であると考えます。

当町は、世界自然遺産白神山地や八峰白神ジオパークや2つの県立自然公園など、豊かな自然環境に恵まれており、二ツ森登山や留山散策をはじめ、シーカヤックや磯釣りなどの海辺の体験、白爆や真瀬溪谷三十釜などのジオサイト巡りに加え、そば打ちや白神こだま酵母を使ったパンづくり、豆腐づくりなど、多様な体験が可能です。さらには、ハタハタ館やポンポコ山公園、御所の台ふれあいパークなどの観光レクリエーション施設を活用した魅力ある観光コースづくりなど、他の地域と差別化できる魅力ある観光資源がたくさんあると考えております。しかしながら、地形的な特性や交通アクセス、宿泊施設不足などにより、これらの資源を十分生かされていないのも事実であります。

こうした八峰町における観光の現状と課題や多様化している観光客のニーズを踏まえれば、今後の観光振興に向けては、八峰町だけでなくもっと広い範囲で売り込むこと、いわゆる広域観光の推進が大変重要であると考えます。このため、本年4月に立ち上げられた能代山本地域の地域連携DMO組織「一般社団法人あきた白神ツーリズム」をはじめ、青森県・秋田県の6市町村で構成する「環白神エコツーリズム推進協議会」、青森県深浦町と鱒ヶ沢町との「ルート101観光連絡協議会」との更なる連携を図りながら、広域観光の取り組みをより一層加速させてまいります。

2つ目の「御所の台などの環境整備」についてお答えします。

御所の台周辺は、元気な八峰町づくりの北の拠点であり、観光面では北の玄関口であります。中でも「御所の台ふれあいパーク」は、昭和の時代から桜の名所として多くの

方々から親しまれているところであり、町では、昨年と一昨年の2か年において、多くの町民の方々などからボランティアとして参加いただきながら、数十種類の桜の苗木360本を植樹しております。一方、開設から30年以上経過したこともあり、オープン当初から営業していたテニスコートが老朽化と利用者の減少という理由により昨年より休止しているほか、グラウンドゴルフ場も数年前に廃止し、利用不能となった遊具類を一部撤去するなど、誘客機能の低下が見られるようになっていきます。

このため、今年度において、「御所の台エリアの利活用に関する検討会」を開催することとし、現状と課題等を踏まえつつ、関係者の皆さんと意見交換しながら、効果的な整備計画について協議してまいりたいと考えております。

3つ目の「新たな特産品の開発に対する町の支援が重要」とのご質問にお答えいたします。

町では現在、企業活動を支援するため、新たな特産品開発を行う際に、その開発研究費や開発した商品の販路開拓、販売促進に要する経費に補助する「ものづくり支援事業」や「販路開拓支援事業」を実施しております。最近の実績では、町特産の菌床しいたけを原材料としたオイル漬け等を製造販売する事業者が、本制度を活用し、町内はもとより県内の「道の駅」や空港の土産品売り場、県外にも販路を拡大したところであります。さらに、今年度から新たに「八峰町地域産業活性化専門家招聘事業」を創設し、町内の複数企業からなる異業種交流から生まれるビジネスチャンスの発掘とその実現に向けた課題解決のため専門家を招いた際、専門家への交通費と謝礼金に対して助成することといたしました。例えば、地場産品を活用した商品開発や6次産業化などをテーマにした講演会やセミナーの開催をはじめ、商品の加工や製造、生産方法、デザイン、マーケティング、販売方法などに関するアドバイスを受ける際にも活用することができます。

このほかにも秋田県や公益財団法人あきた企業活性化センターにも多種多様な補助金制度が用意されておりますので、新たな特産品開発にチャレンジする際には、いつでも町に相談していただければ、必要に応じて白神八峰商工会等とも連携しながら対応してまいります。

○議長（門脇直樹君） 4番議員、再質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 1点目について再質問させていただきます。

いろいろ体験もやっていないわけではないのですが、何かいつも同じようなパターンといますかメニューで新鮮味がないといますか、まだまだ引きつける要素が少ないと

思います。やはりもっといろいろと考えて増やしていくべきだと思います。例えば農業体験であっても、しいたけの摘み取りとか収穫をやるとか、まだまだ考えればあると思います。また、漁業体験でも、今回豊かな海づくりですか、祭りで何か乗船して、それは乗船だけでしたかね、船に乗せて釣りの体験させたり、それを見学させたりというそういう体験もまだ考えればあると思います。まずいろいろ考えて、まずこれから増やしていくことが大事だと私は考えております。

あとそれから、いろいろと広域でこれから取り組んでいくと、そういうような話がありましたけれども、確かにそれも必要だとは思いますが、それでは、それが果たしてこの町の観光に繋がるか、繋げていけるかという問題があります。やればいっていいというわけでもないと思います。やはりやるからにはそれなりの町に対する効果がなければいけないと思います。その点よく考えて頑張ってくださいたいと思います。その点について、町長の答弁をお願いします。考え方をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員今お話になったように、アイデアはたくさんあると思います。菌床しいたけの摘み取り体験、これは今摘み取る人が足りなくて困ってる状況もありますので、そういう部分の組み合わせは十分可能であります。まあそのほかにも、例も先ほどたくさんありましたけど、我が町にはそういう体験をしていただくような素材がものすごくたくさんあるのは確かでありますので、そういう部分については、こう観光協会とか商工会とかそういう部分の人方の意見も聞きながら、やっぱりこれからちょっと掘り起こしをしていきたいと思います。

2点目の広域観光という形になると、ほかの方にお金が落ちて八峰町自体にメリットがあまりないのではというご質問だと思いましたが、まず私としては、観光という自分が逆の立場で観光客で考えた場合に、一つのところだけ、八峰町なら八峰町だけで来るという人はほとんどいないと思います。来る時にやっぱりこういうメニューが、例えば八峰町でこういう体験をし、次に深浦でこういう体験をし、次、鯨ヶ沢でこういう体験できるとか、そういうこうもっと広い形の部分でPRしていくことによって、まずこの地に、八峰町に来ていただく。そのためにどうするかという部分も考えていかなきゃいけないと思ってますので、その時に来ていただいた人がどうやればお金を落としていただけか。お金を落としていただく一番大きいのは宿泊施設なんですけど、それが不足してる中でどうやってお金を落としていただくか。ここがこれからの一番の大切

なところだと思います。現実問題として、ハタハタ館に観光客の大型バス来ます。けれども、ぶりこあります。産直ぶりこ。ハタハタ館にも売店あります。ですが、添乗員は重点道の駅の方に連れていこうとしてます。こちらで、ここで買わないでくださいっていう声が聞こえたそうです。ですからそういう部分もあるので、もっともっと私たちがこの地の部分にある特産品を、観光客の人が買い求めていただけるようなものを何とか工夫をしながら、まあそういう大型バスが来るところでも販売できないのかなというふうなそういうことも今考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 町長あのですね、確かに広域で来ていただいて、それがまた八峰町のPRに繋がるというか、それも確かなんですが、やはり人を頼るということではなく、ほかに頼るということではなく、やはり自分のところで一生懸命こう知恵を出し合って、そしていいものを作って、受け入れ体制も盤石にしてですね、そして自分の町だけで頑張るというようなやはりそういう気構えがなければ駄目だと思います。せっかくいい素材もあることですね。まあそこら辺は、あとは町の考え方でやるかやらないか。要するにやる気があるかないかの問題だと思います。そういうことで1点目はまず終わります。

次、2点目。続けてよろしいですか。どうもすみません、どうも。

次、2点目なんですが、御所の台ですが、確かに今はもうは桜の名所で知れ渡っております。ただ私、前にですが一般質問で取り上げたことあるんですが、もうあそこは花見、それからツツジですか、が終わればあと何もありませんよ。それで、せっかくのあの場所、あとはずっと投げておいたんではもったいないと思います。そしてやはり八峰町の御所の台、ハタハタ館に来るお客さんから見れば、本当にハタハタ館、風呂のあるハタハタ館しかないんですよ。何もありませんよ、あそこ。そう思いませんか。私はそう思います。毎日あそこを通ってるんですけども、何も、本当に何もありませんよ。だからみんな来るバスもみんな素通りで、買う物もない、楽しむところもない、そういう現状ですので、やはりそういうことを考えた場合、周りの環境といいますか、あそこを整えていく必要がまだまだあると思います。例えば四季の花を咲かせるとかいろいろあると思います。いろんな花があると思います。それをこう、一度でなくてもいいので年次計画みたいな感じで整えていければ、また来る人方が、あそこを通る人方が感動、来る人方に感動を与えることができると思いますが。前に、ハタハタ館の前にもコスモ

スの花が咲いて植えてあった時期も一時ありました。やはりそれを見ると、あそこを走って歩けば「おっ、きれいだな。」と思う。それだけでもまた八峰町の良さというか、そういうあれを感じ取ってもらえると思います。そういうことで頑張っておそこの整備に力を入れていただきたいと思います。その点、今後いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員が今お話になったように、私も御所の台エリア、やっぱり八峰町を元気にするための北の拠点になりますので、観光面でも北の玄関口になりますので、まあ桜、ツツジ、それ以外の部分も含めて、何とかそこの機能を生かしながら、できるだけ多くの人を訪れるような仕掛けは作りたいというふうな考え方は同じであります。今現在はパターゴルフ場とか、昔はグラウンドゴルフ場もあったようでありましてけれども、まあどういう形の整備がすればいいのか。先ほども答弁させていただきましたけれども、そういう問題意識を持ちながら、御所の台エリアの利活用に関する検討会を開催しながら、どういう整備をすればいいのか。先ほど議員がおっしゃった花中心の、四季の花が咲き、四季ごとに半年は咲き乱れるとかそういう形がいいのか、こういういろんな意見が出てくると思いますので、そういう部分を参考にしながら、あそこに人がいっぱい集まれるようなそういう形の仕掛けは考えていく必要があると思っております。現に深浦町と一緒に400年祭りやりました。とても多くの方々に来てくれました。で、来てくれたことによって周りの経済的な影響も多々ありました。そういう形の部分を何とかいろんな場面場面で開催できるようにすることもまた一つですし、今議員がご指摘になりました御所の台エリア、ここの部分を核としながらやるというのもこれも一つでありますので、いずれこの検討会の部分でいろんな意見が出されると思いますので、それを尊重しながらやっていきたいと思っております。

いずれ広大な芝生も私自身は非常な魅力はあるんですけども、それだけだと、あそこに行く時に道路がちょっとかなり曲がりくねっていかなきゃいけないという部分があって、ハタハタ館から駅を通っていくことはできるんですけど、まあそういういろんな部分の問題点もありますので、そういう部分をこの検討会でいろいろご指摘いただきながら環境改善に努めていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） これからまず頑張りたいと思っております。

それで、ちょっと一、二点付け加えますけれども、岩館に灯台あります。あそこは非

常に景観のすばらしいところでもあります。そしてやはり観光客がいくらかは立ち寄っているようです。それで今は草ぼうぼうで草刈りもしておりますけれども、あと何もありませんよ。まず景観を見てもらえるだけでもよろしいんですけれども、やはりあそこに誘導するような、ここにこういういい場所があると。海見ても山見ても、そういうような観光客にね来て体感してもらえる、体感でねぐ感動してもらえるような、そういうようにあそこをもうちょっとやっぱりできれば整備してもらえれば、整備っていいですかね。例えばベンチを設置するとか、そういうような感じ。東屋をできればあった方がいいような感じもないわけでもないですけども、いくらかたまたもう少し手を加えて整備した方がいいと私は感じております。あとあそこはあれですね、テレビでよく八峰町は風が強いところという、あれはあその灯台のあそこで測定されているようですね。何かそういうようなあれして、もう少しあそこ潤って、あそこに滞在してもらえる、滞在っていいですか、ちょっとの間でもあれしてもらえるようなそういう場所にしてもらえればいいのではないかなと私感じております。

それからあと一つですけども、今回の海浜プール、プールの中改修してもらうことにまずなっております。それでまず結構なことですけども、問題は昔はあれですね休み場所が何箇所もあったんですよ。今まず1か所しかないわけですね。それで来た人方が、若い人方はまずテントを持ってきたりしてるようですけども、じいちゃんばあちゃんが付き添いで子ども方の、子ども方を連れてきている場合、休むところがないんですよ。1か所あるそこらまず離れてるしね。もしできればですね、砂場にテントを2つでも3つでも張っておくとか、そういうようなもてなしっていいですか、心付けといいですか、そういうのもまず今後必要になってくるのではないかなと私は感じております。そういう点もしできたなら、できるようでしたらよろしく検討してみてください。以上です。

以上ですが、町長ひとつどうぞ。

- 議長（門脇直樹君） 腰山議員、海浜プールは通告にありませんが。
- 4番（腰山良悦君） いや、それも環境整備ということで、まず関係するところで。
- 議長（門脇直樹君） 今、2点目の御所の台の環境整備の質問ではありませんか。
- 4番（腰山良悦君） いや、まずな。それはそうですけども、やはり全然関係ないとは言えないと思いますけれども。通告にはないですけども、それくらいは答えてくれればいいんじゃないですか。どうでしょうか。
- 議長（門脇直樹君） 町長、答弁いたしますか。分かる範囲で、答えれる範囲で答弁し

てください。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 調べてみないといけない部分もあるんですが、チゴキ灯台のところ、県立自然公園になってるはずですので、私もあそこ魚釣りに行くところなので何度も立ち寄りますけど、あそこから見るとチゴキの先端で魚釣ってるかどうか、いる人が見えるので、あそこに寄ってから、いないと行くんですけど、まあただあそこは先ほどの議員の質問の中にもありましたように風が強いところです。で、どういう形の建物かによって大変危険だというふうに私は直感で思いました。あそこは逆にいくところ県立自然公園の中なので、規制が厳しい中でそういう東屋を建てる場所ではちょっと難しいかなという感じで思いました。まあいずれ看板とかもどうするのか、それもまた難しいところがあるんですけど、いずれあそこの部分が夕日を見るにしても風景を見るしてもすごくいい場所であるということは私も思ってますので、そこの部分についてどういう生かし方ができるかちょっと考えてみますけれども、今議員提案した部分についてはなかなか難しいなという感じが今受けました。

あと、海浜プールの部分は、ちょっと私自身も細かい部分分かりませんので、これは後でまた担当課長の方から答えていただきたいと思います。今日でない、今日以外の部分で。後で相談しながら答えたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○4番（腰山良悦君） 3点目の質問あります。

○議長（門脇直樹君） 4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） それでは、私が3点目として取り上げました点について再質問させていただきます。

この塩や、そのアワビの特産品がなくなったことにより、何と言いますか、やはりちょっと、ちょっとというよりだいぶやはり特産品の魅力というものがなくなったような感じを受けております。この前ハタハタ館に行ってみても、あそこの特産品コーナーには何点かしかありません。ちょっとあれではちょっと町の特産品を売ってるハタハタ館としては本当に何と言いますか、恥ずかしいような感じがしております。やはりもう少し、別に今あるのが問題があるということではないんですが、やはりもう少し魅力のある特産品を開発と言いますか、そして販売していく方向に持っていくことが必要ではないかと思っております。そして新たな特産品を作ることによって、またふるさと納税にも大いにプラスになると思っております。そういうことで、これから、確かにいろいろ町でも相談を受けられ

ばやるといいますけれども、町の方から率先して業者といいますか、そういう事業所さんに声をかけてお互い力を合わせて頑張っていたいただければなと思いますけれども、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 通告された質問の部分が特産品の開発に対する町の支援というような形で受け取りましたので、ちょっとかみ合ってなかったところもあります。

町自体が確かに今、塩と白神アワビの話されましたけれど、それ以外にやっぱり町の部分の特産品は何といっても白瀑のお酒であります。これ自体は能代のある店しか行かないと買えない状態あるんですけども、あれが一番の今、ふるさと納税の部分でも目玉商品になります。それ以外でも生薬を活用した新しいメニュー、ハタハタ館の部分でもだまこ鍋、あと白神カフェとか八峰道のレストランとかハナミズキとかいろんなところで開発された部分が、またそこでお客さんが来ているという話も伺ってますので、そういう部分はそういう部分として町と観光協会等と一緒に開発も進めていきますし、あと新たに産業として開発をしようとしていく方については、菌床しいたけのオイル漬け作った事業者については、そういう支援制度を活用して秋田空港に八峰町産のそういう新しい商品が並んでるというふうなそういうことも実現したわけですので、支援制度は揃ってるので、その部分は相談していただければ支援はしてまいります。あと特産品の開発自体も、生薬を材料とした食品の部分だとかはこれからもまた町としてもやれる部分を観光協会等と連携しながらやっていきたいと、そういう考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） これから積極的に頑張っていたきたいと思います。

あと質問ありません。どうも。

○議長（門脇直樹君） これで4番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。2時25分より再開いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時26分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

11番議員の一般質問を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 11番皆川でございます。傍聴の皆さんには、本朝早くから午



後まで大変お疲れ様でございます。そんなに時間は要しないと思いますので、どうかひとつ最後までお聞きいただければありがたいと思います。

それでは、一般質問通告に従いまして行いたいと思います。

今回は人口減少問題について、自分なりに考えてみた部分を3点に分けて質問してみたいと思います。

まず最初に高齢者対策であります。高齢者の長寿も人口減少対策の一つと考えられますので、これらについても当局の考えをただしてみたいなというぐあいに思っております。

まず、町の方では老人福祉計画や7期の介護保険計画、あるいは健康はっぼう21など様々な施策を講じながら高齢者対策を推進しております。しかし、高齢者の核家族が進む中、介護が必要になった時、介護する側も高齢化をしている場合、いわゆる今流行りの言葉で言うと老老介護とかという言葉で表されているようであります。このような時やはり最後に頼りになるのは、施設入所や介護であります。先に申し上げた7期の介護保険計画などでは、私ども団塊の世代の人口に合わせた計画等を策定しているようでありますし、さらにこの後、今申し上げたような介護を必要とする方々が増えてくるような気がいたします。現在、施設入所を希望されている方で待機されている方どのくらいおられるのか。あるいはまた、今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に定住の対策でございますが、これも定住することが普及することによって人口減少対策に結びつくということからこれを取り上げてみました。

若者支援や子育て支援、さらには結婚支援など様々な定住対策を実施しておりますし、それなりに充実はしているというぐあいに理解をいたしております。しかし、町内事情を見る時に、空き家が増え、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあるように思われます。これらは、いずれも後継ぎがないからであります。かつては長男・長女が後継ぎとして残った時代もありましたが、社会構造が変わった現在、定住対策を考える時、今後跡取り対策をどう進めていくのか大変問題があるというぐあいに思います。これらについての町の考えをお伺いをいたします。

次に、道德教育についてお伺いをいたします。先に2番議員の山本優人議員から一般質問がありましたので、かち合う部分もあるかと思いますが、自分なりに考えておる道德教育についてご質問いたします。

お盆を過ぎ去ったわけでございますが、お盆には帰省客で大変にぎわったところであ

ります。お墓参りも行ったわけでありますが、多くの家族の方々がお墓参りに見えておりますし、うちの前では家族団らんのバーベキューを楽しむ姿も見えられました。大変微笑ましく、普段もこのようであればなというぐあいに思ったところであります。いつもあのように家族が和気あいあいと生活できる環境がいつか到来すればなというぐあいに思ったところであります。こういったことから、家族の繋がりや人と人の繋がりを考えた時に、こういった教育というのは小さい頃からの教育が大切ではないだろうかというぐあいに思ったところであります。学校現場において、こういった人との繋がり、あるいは人を大切にする道徳についてどのように指導されておるのかお伺いをいたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、皆川議員の質問にお答えいたします。

まずは1つ目の高齢者対策についてお答えします。

現在、特別養護老人ホームの待機者は、7月23日現在24名となっており、また平成30年度において24名の方々が死亡等により退所しており、ここ数年はこのような状況で推移しております。

今後の見通しについてであります。八峰町における65歳以上人口の実数は既に減少局面に入っており、また、介護等が必要になりやすい75歳以上人口の実数も2025年までは横ばいで推移し、その後減少していくと見込まれております。したがって、現在の特別養護老人ホーム「松波苑」と「海光苑」及びグループホームなどで十分対応可能であり、施設面では深刻な状況にならないものと考えております。ただ、介護を支える人材については、今後も確保できるのかという懸念があり、今年度から外国人を介護員として雇用する動きも見られます。

いずれにいたしましても、介護の問題については、寝たきり等になる方が増えていかなければ起こらない問題であり、日頃からの健康づくりと介護予防活動が重要であると考えます。このため、町といたしましては新たに保健師を3人採用したところであり、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターとの連携を強化しながら、町民の皆様健康づくりや高齢者の皆様の介護予防活動を強力に展開してまいります。

さらに、介護が必要な高齢者を効率的にサポートする「地域包括ケア」の推進、介護

を支える人材の育成、住民主体で日中の居場所づくりのサロンなどを行う通所型Bサービスの実施などにも取り組んでまいります。

次に、2問目の定住対策についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、町内に空き家や高齢者世帯が増えている直接の原因は、後継ぎとなる世代の町外流出であります。こうした若者を中心とした人口減少が60年以上も続いてきたことにより、現在の八峰町は「若い大人」が大変少ない社会になっております。このため、本町においては産業や地域の担い手となる「若い大人」を増やすことが喫緊の課題であり、その方向性としては、町で育った若者がずっと住み続けられるような定住促進施策やUターン施策が大変重要であると考えております。「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、近隣市町村及び東京圏等への人口流出に歯止めをかけるとともに、これらの地域から本町への人の流れを作ることを基本的な視点とした各種の取り組みを行っているところであります。例えば定住促進用空き家改修事業では、移住者が予算の範囲内でリフォーム内容を自由に選択できる「移住者提案型リフォーム」を実施したほか、平成30年度からは、入居可能条件から住所要件を撤廃して、町内転居でも利用できるようにしております。また、八峰町住まいづくり応援事業では、子育て世帯の定住を促進するための新築支援事業を行っているほか、今年度から親の面倒を見るために同居または同一敷地内で生活する世帯を「支え合い世帯」として、新築支援事業の対象にしております。さらに、仕事づくりにおいては、町の基幹産業である農業への新規参入を促進するため、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し最長5年間の補助金を交付する「農業次世代人材投資事業」を行っており、これまで22経営体を支援したところであり、このうち4経営体は移住者であります。

ただいま申し上げた施策は、少なからず定住促進に効果を上げていると考えておりますが、「若い大人」を増やすという課題は大きく、今後につきましても、より一層強力な施策を打ち出す必要があると考えております。例えば、住まいづくり応援事業で相談を受けた子育て世帯の中に、八森地区で新築を検討したものの、建築用地を見つけられず断念したケースがみられたことから、町で町有地をモデル的に宅地として整備し、子育て世帯に極めて安い価格や無償で譲渡する施策を検討しているほか、現在県と協調して実施している県内就職者向け奨学金返還金助成制度につきましても、助成期間は最長3年間とされていますが、町負担分については、一定期間、八峰町に住んでくれた方に

については返還金を免除するなどの負担軽減策の拡充について検討してまいります。

いずれにいたしましても、今年度策定することとしている次期総合戦略において、定住促進とUターン施策を重要な取り組みとして位置づける必要があると考えており、これまでの事業効果を検証し、さらに効果を高められるよう事業内容を改善するとともに、新しい事業の可能性についても十分検討しながら取り組んでまいります。

3問目の道德教育については、教育長から答弁させていただきます。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 皆川議員の道德教育についての質問について私の方からお答えさせていただきます。

子どもの数が少ない、町の人口が減少している今だからこそ、家族の繋がりや地域の人の繋がりが大事だと私自身感じています。先ほど山本議員の質問の際お答えした「特別の教科 道德」の指導内容には、「思いやり・感謝」、「家族愛・家庭生活の充実」、「伝統と文化の尊重・国や郷土を愛する態度」といった項目があり、身近な友達や周囲の人への思いやりの心やお世話になっている人への感謝の気持ち、家族を大切にすること、ふるさとを愛する気持ちなどを道德教育によって育てています。

このような道德教育を進める上で、家族や地域の人たち、ふるさとと関わる体験活動が必要です。小・中学校ではコミュニティ・スクールとして、家族や地域の人たちとの交流を深める活動を推進しています。この様子はコミスク通信などで紹介していますので、目にさせていただいてと思います。このような取り組みを通して、ふるさとの良さや課題を体験的に学ぶことがとても有効だと考えています。これからも家族の繋がりや人と人との繋がりを大切に子どもを育てていきたいと考えています。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 縷々それぞれ答弁をいただきました。大変、人口減少対策というのは、ここに限らず抱える問題が多すぎて大変だということは十分理解をしております。今答弁の中で町長が申し上げておりましたように、介護する職員も少なくなってきたということもございます。こういった現状を考えた時に、今自分の住んでいる町内会一つを見てもですね、この後空き家になるだろうと思われる世帯、うちの町内会四十七、八軒の町内ですが、指を折っても十四、五軒は数えることができます。跡取りがないからであります。今教育長の答弁いただきましたけども、この跡取り、私どもの時は農家の長男であればうちに残って農家やればと、あるいは農家の長女であれば婿さ

んもらって農業跡継ぎすればというような考え方あったわけではありますが、社会構造が大変大きく変化をいたしまして、若者が中央に流れていく時代になりました。なかなか帰ってきません。そういった時にやはり学校の道德の時間の中で、地元の仕事の大切さ、親が苦勞して頑張ってる姿等、縷々教育をすることによって、ここで何とかして手助けをしながら残って親の面倒見ようかなというような気持ちになれるようなそういった教育ができないのか、いつも思うところであります。先ほど申し上げましたように、学校でやるのは分かっています。梨もぎも分かります。ヒマワリも分かります。それだけで子どもさんがうちに残ってくれるってというようなことにはならない。極端な言い方をすればですね。ただ、うちに残って郷土を守る、あるいは親を面倒見ていくというような単純な考え方をですね、教育の現場でやれないものなのかなと。もう子どものことは家庭に任せればいいと。出て行がったばこれ仕方ねえべしやというようなことでなくて、農業もありますし漁業もあるわけでありまして、地場産業フル回転しながら、この八峰町に残れるような教育があってもいいかなというような気もいたします。まず最初に教育長からその分をお聞きしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今議員お話になりました部分は、私が住んでるところでも切実な問題です。今現在60前後であったとしても、この方が独身のまま一人で住んでおりますので、もう何十年後かは本当に伝統的歴史のあるその農家がまたなくなるんであります。その思いは一緒であります。そのためには私自身はやっぱりUターン対策、ここの部分が力入れるのがその一つなんですけど、もう一つ気がついたことがあります。実は私が住んでいる小さな集落、まあ水沢郷中は大きいんですけど、その中の三ツ森という町内26世帯しかありませんけど、比較的若い人たちが戻ってきています。そしてその戻ってきた人が子どもをつくってくれています。で、本当に子どもの数が少ない中で、三ツ森地域だけはなぜか子どもが、まだ就学前の子どもが五、六人いますし、またこの前また生まれました。そういう形の部分があります。これは自分の中の持論なんですけど、やっぱり子どもってというのが、そこに住んでいる人の大人の背中を見てると思うんです。で、私が帰ってきたのは平成6年でありまして、その前からその地域では若い人たち、今の70前後の人たちが中心となって子どものためのお祭りをつくりました。で、三ツ森から始まって水沢郷中全体に広がっていきました。これは5月3日の沢目神社の例大祭に合わせてやる子どものみこしでありますけど、そういう部分がやっぱり地域と一体と

なった形でそういう地域の行事に子どもたちを招き、そしてその子どもたちにその楽しみを、大人たちも楽しんでいるし、子どもたちにも参加してくれた方は里帰りしてる子どもも含めてみんなお菓子をあげます。そういう部分の取り組みをやっぱり地域と一体となった取り組みをやっていくことがやっぱり必要だと思います。で、私自身も川尻教育長とともに初めてコミュニティ・スクールやった時のその推進母体の学校運営協議会の会長が私で、それを推進するディレクターが川尻教育長でありましたので、その中のテーマもやっぱりそこです。今住んでる大人たちが、ここの地域は楽しいんだぞっていう部分を子どもたちに見せてやることを、学校、家庭だけに任せるんじゃなくて地域を含めた形で取り組んでいく、これがまずこれからの先を考えた時に必要なことだと思います。今現状を改善する部分については、一人でも多くここ出身の人に来ていただくこと。で、まあUターンもいいんですけど、Uターンの方々はなかなか難しい面もありますが、ここで生まれた方々が帰ってくることについてはここにいる人方は皆賛成しますので、そういうUターン対策の部分も両面でやっていかなきゃいけないなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今町長からUターンのお話出ました。いろいろ、町の方で施策も考えておるでしょうけれども、私もいろいろと聞いたりなんかしてみましたが、まあ子どもが生まれれば出産一時金が出ます。うちを建てればいろんな形で補助金があります。ただ、結婚に対しては結婚祝金もございません。私は、あるいは町長が言ったUターンのね、Uターンの奨励するための何ていいますか奨励金っていったりはあれなんですけど、優遇される施策もないように思います。ですんで、できれば、私この前、町の方のアンケートにも書かせてもらいましたが、結婚祝金を差し上げてもいいんじゃないかな。それで関係課の方に問い合わせ調べてみました。町内で結婚する方は、婚姻届を提出する方は多い時で十二、三件よりないような気がいたします。そうしますと、金額までどうこう言うわけではないんですが、そんなに多くの予算を必要とするものではないかな。もちろん子どもさんが生まれれば出産一時金なりお祝い金を出すのはこれ結構ですけども、結婚しないことには子どもさんも生まれないわけですから、まずは結婚する方にお祝い金を差し上げて、あるいはUターンしてこちらの方に住んでくださる方、条件付きでも構いません、何らかの手立てを考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の方も原課の方から、いわゆる皆川議員が資料として要求された数字を見てびっくりしました。八峰町で事務処理している婚姻届の処理件数が、平成29年度96件、そして平成30年度が81件あるんですが、町内に住んでる人、平成29年度が96件のうち9件で、平成30年度が81件のうち6件しかありませんでした。それなりに結婚適齢期の方々が生まれているんだけれども、いかに多く外に流出しているかという部分を物語る数字として、私、これ気がつかなかったんで初めて大きくすごくこうショック受けました。

で、今の結婚祝金部分についてでありますけれども、まず転入祝金の部分は私自身が、単独で来た場合15万円、世帯で来た場合30万円、これを目当てで来る人はいないだろうというふうな形で今年度からその事業をやめました。で、去年来た人は該当するので経過措置はありますけれども、ただ、その結婚祝金の部分については、この後また、まち・ひと・しごと創生総合戦略立てますので、その中で、ほかの方の町の動向も参考にさせていただきながら、私とすれば外から来る人よりも町で住んでる人方を応援したいという気持ちが強いので、そういう部分のお話はやりますが、いずれちょっと次の総合戦略の中で重要な課題として検討していきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 大変前向きにお話でありがたいんですが、是非そういったことを実現しながらいくらかでも町の定住に繋がるように努力をしていただければというぐあいだと思いますし、先ほど町内の話ちょっとしてみました、やはり親族が近くにいないくて老夫婦が2人で住んで、父さんがかなり覚束なくなってきた車の運転もそろそろ危ないといって、この前ちょっとした例がありまして、町内でみんなで探したというような事例もございます。やはりこういった時に、こういった独り暮らしとなりますとさらに連絡がとれなくなったりするわけですが、町内会あるいは民生委員の方々、あるいは社協、そういったところのネットワークの構築がまだまだ不足のような気がしてなりません、今の現状をどのように捉えておりますでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 社協の方で独り暮らしの方々の部分については、万が一の連絡先、その部分についてはいろいろ作っております。ただ、全員の部分はまだ作っておりませんので、今後そういう部分については、町内会長さんには、自治会長さんには独

り暮らしの人方への連絡先こうなってますということを情報は行ってると思います。で、やっぱりこの後の一番大きな問題は、見守りをどうしていくかっていう部分がこれから大きくなっていくと思います。これは単に独り暮らしでなく高齢者のみの世帯も含めての格好になると思うんですが、そこの部分についてはやっぱり語る会の大きな目的の一つでもありますので、見守り活動も自治会・町内会にお願いできないのかなという考え方は持っておりますので、今の部分も含めて、今現在の独り暮らし高齢者の部分、高齢者のみの部分まで含められるのか、社協ともよく相談させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今まで血縁関係があれば血縁関係の方々が中心になってそういった高齢者の独り暮らしの方とかは連絡がとれたと思うんですが、やはり緊急の場合ですね、なかなか遠方にいる親戚の方々では連絡はとりづらいたらうというぐあいになります。今まではそれでも良かったでしょうけれども、どうでしょうか、これからってというのは自治会あるいは町内会単位で全体でそういった方々を支えていくというような新しい形の模索も必要じゃないかなと考えますが、町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私縷々、語る会、皆川議長がいる町内とやりましたけど、そこでもお話ししましたが全く同じ考え方なんです。誰も経験したことのない高齢社会がどんどんどんどん進んでいってるんです。何が起こるか分からないので、その中で気がつくこと、それは見守り活動とかいわゆる地域コミュニティですね。昔できたところが今できなくなる可能性があるんで、それを今私たちがまだ元気なうちにその仕組みを作りたいというのが私の考え方です。ですから、そこの部分については全く同感であります。この後も自治会等と話し合いしながら、そういう仕組みができないのか。その中でやっぱり私先ほども申しましたけれども、自助・共助・公助の部分の共助の部分に大枚な補助金は出せませんが、少なからず自治会活動、あるいは町内会活動にプラスになるような形の支援制度を含めながらお願いできないかなという部分を今模索しているところであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 先ほど町長から道徳活動の部分で教育長に代わって答弁、似たような答弁いただきましたけども、やはりこの前うちの方の郷中で運動会もやらせていただきました。いろいろとプレミアムの商品券など使わせてもらって、町の方の応援も



いただきながらやったわけでありますが、大変結構な運動会であったなというぐあいには自画自賛をしておるところでありますけれども、教育長からも参加をしていただいておりますので、ああいった場面場面です、やはりその地域地域のやり方という、あるいは特色なりがあるわけでありまして、そこら付近、学校の方です、やはり小学校の道徳の時間等々も利用しながらですね、学校の先生方にも協力していただくというようなこともこれまた大切じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 私も水沢郷中の運動会の一員として参加して、大変こうい運動会だったなと思います。特に私良かったなと思うのは、お昼の時間にいわゆる町内ごとにまとまって、ちっちゃい子どもも一緒になってお昼ご飯食べてるっていう場面、すごく良かったなと思います。私そういった町の人と人の繋がり、これを大事にしていくっていうふうなことは大変重要だと思っておりますので、先ほど道徳という話しましたが、そういった体験させるということがすごく大事だと思います。ですので、そういった体験をできるだけ多くしたいと思っております。学校の方にもできるだけ地域の行事とかには参加するようにお話してますし、それから地域の人方との交流をどんどん進めるようにということで、そういったいわゆる体験する、交流するというふうな活動が道徳の教育の中ではすごく大事にして進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） そういった形で先生方にお願ひするのも結構ですし、これからもよろしくお願ひしたいと思うんですが、その際、中学校の吹奏楽部の生徒さんからもお手伝いをしていただきまして、吹奏楽を四、五曲披露していただきました。まあこれも協力いただいて本当ありがたかったんですが、できればもうちょっと地域の皆さんに多く出てもらって聞いていただければなと思ったんですが、地域も高齢者の方々が増えてそう簡単に来れないという事情もあったわけでありまして、やはりこういった地域の行事がこういったぐあいにありますよというようなことも学校の方に周知してですね、できれば、学校の授業までどうこうというわけではございませんけれども、子どもさんがスポーツ少年団の活動でこういったのに参加できないとかですね、なかなかそういった地域の行事に生徒さん、子どもさん方から参加していただけない部分も多くあります。そこら付近は、まあこれはわがままだといえればそれまでになるでしょうけれども、できればですね、私どもも1年前にはもう日程決まってるわけですので、もう会

場も借りてますから分かるかと思うんで、できれば便宜を図っていただければありがたいもんだなと、いつも思うんですが、そういった中で先ほど教育長が言ってくれたようにお弁当食べる時間はみんな一緒に食べますし、そういうような形がとれますんですね、是非そういった地域地域の行事に、例えば石川の方でもこの前大きなイベントがやって大変にぎやかだというぐあいにお伺いいたしました。そういった際も、子どもさんがいなければやはりにぎやかでないんですね。ですんで、そういった際には学校の方にも是非協力を求めていただきたいなというぐあいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 繰り返しになりますけども、コミュニティ・スクールっていうふうなことで学校としては地域の協力を得たり、それから地域との交流を深めたりというのをやっています。その中で、8月に熟議ということを行いました。地域の人方、保護者と、それから学校の先生方が一緒になってその学校のこと、子どもたちのことを話し合うというふうなことです。その中で、意外と先生方って地域の行事を知らないなということで、それを地域の人方からいっぱいこう、こんな行事あります、いついつこういうようなことありますって出してもらって、まず全て、今言ったように部活だったりスポ少だったりで参加できないことはありますけども、そういったことを学校の方に情報を集めた形で子どもたちにできるだけ時間あったら参加するようになっていうことを指導してるっていうか促してるっていうことをやっていますので、これからはいろんな町の行事、できるだけ子どもたちが参加するようになっていうことで、これから学校と一緒にやっていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 以上、いろいろ申し上げたわけでありまして、いずれにしても人口減少問題を解決するためにはまだまだ未解決の部分が多くあると思えます。いずれ高齢者対策であろうと定住対策であろうと道徳教育であってもですね、欠かすことのできない部分でございますから、是非この部分を頑張っていただければなと思えます。

最後にですね、先ほど町長、農業のお話してございましたんで、定住のための農業という格好でちょっと質問してみたいと思うんですが、やはり地場産業がしっかりしていないと定住も難しいような気がいたします。そのため、いろんな農業施策なり漁業の施策講じてくれているとは思いますが、この後もですね引き続きそこら付近を頭に

入れながら頑張っていたきたいと思うんですが、その意気込みをちょっと聞かせていただければなというぐあいになります。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、今町長職1年半ぐらいなんですけど、全体の部分見た時に、将来の八峰町の核になっていくべき、いかなければいけない部分は農林漁業だと思っています。その中で農業に対する支援というのは、まあこれ歴史的なものがあると思うんですが、ものすごく手厚い。これは実態としてそうあります。それとあと林業、漁業への支援をどうしていくかっていう部分もあるんですが、いずれこう核となっていく産業の中で一番可能性を感じてるのは私は農林漁業でありますので、ここの部分に関して若者がそちらの方で働く、そういう部分の仕掛けを何とか作れないかなっていう形で考えていきたいと思っています。何たって世界に目を転じた時には、人口減少でありません。人口の爆発的な増加が問題でありまして、その中で将来不足すると見込まれているのは食糧・水・エネルギーでありますから、その部分のひとつの食糧の部分、ここの部分に司る部分はやっぱり何としても守っていかなくちゃいけないなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 何回も申し上げて申し訳ない。やはり地場産業がしっかりしていれば後継者も育つと思いますし、いわゆるUターン、あるいは定住者も増えてくるような気がいたします。そういった意味で今申し上げました、町長が答弁してくれましたように農林漁業ということですから、この基幹産業をですねしっかりと守るべく施策をこの後も十分力を入れて頑張っていたいただければというぐあいなことをお願いしながら質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） 答弁はいりませんか。

○11番（皆川鉄也君） ありません。

○議長（門脇直樹君） これで11番議員の一般質問を終了します。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 自分の質問で最終の質問となります。今しばらくご協力お願いします。

では、10番芦崎です。通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、廃校の旧塙川小学校の利活用について。

平成28年3月以来閉校のまま、現在も空き校舎となっております。景観、環境面での

周囲の草刈りなどは行っているようですが、この状況がもう何年続くのでしょうか。平成28年度には、利活用のアンケート結果などを踏まえ、11月に八峰町旧塙川小学校利活用計画検討会を設置し、平成29年の2月には利活用計画の答申を受けておりますが、これまでの経過と今後の利活用についての考えを伺います。

次に、2つ目といたしまして、廃校を利用しての福祉施設について。

在宅の老人福祉対策についてお尋ねします。

高齢者はどこで生活することが望むのか。また、どこで生活することが幸せなのか。基本的には自宅であろうと、こう思います。家族と起居をともにすることが最高であることは論を待たないところであります。しかし、現状はどうか。扶養者がいないために老人ホームに入る、また、少し日常生活に支障を生ずるようになると特別養護老人ホームに入所させるなど、老人は、まあ高齢者、老人は幸せを感じないにもかかわらず、国では多額の措置費の支出となり、いわば生きたお金の使い方がされていないのであります。

八峰町の老人医療費も年々増加傾向にあると思われまます。これは一体何に起因してまいしょうか。本町は農家が多い故に、農繁期に支障のある老人を抱えていると農作業に影響があります。そこで、入院させよう、させるといった社会的入院が全部でないにしても、療養費の大きな要因にもなっているのではないのでしょうか。老人ですから体のどこかは悪くなっているのは当然であります。それを理由に入院生活に入ると、体力が減退し、余病の併発にもなりやすいと考えます。

こうしたことから、私は託児所ならぬ託老所、まあ要するに老人の方々が集まれる場所ですね、託老所を開設してはと考えます。老人も一人で自宅でおるよりも仲間たちといた方が寂しくもないし、また、生活に張りも出てくるでしょう。デイやケアは要介護者を対象としますが、託老所は健老者を対象とします。こうした施設を開設することに町長の考えは。

次に、私の今提言したこの託老所については、現在、補助金の制度はないと思います。特養の施設が不要とは思いませんが、必ずしも万能ではないと思いますので、この施設と在宅の中間的な存在としての施設は将来不可欠だと思います。補助金の制度化を国や県に働きかける考えはないか。

以上、2点についてお尋ねします。よろしくお願ひいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎議員の質問にお答えいたします。

まず、旧埴川小学校の利活用についてお答えいたします。

平成28年3月をもって閉校となった旧埴川小学校につきましては、閉校後、地区住民アンケートを行い、再利用計画庁内会議を開催後、自治会関係者、旧PTA役員、議会議員などからなる「八峰町旧埴川小学校利活用計画検討委員会」を設置し、平成29年2月に「八峰町旧埴川小学校利活用計画」として答申いただいております。

計画では、産業振興及び地元雇用の拡大等に資する利活用を最優先とし、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」の活用や、トップセールスによる生薬関連企業、しいたけ関連企業の誘致などがアクションプログラムとして掲げられております。

これまでの経過といたしましては、平成29年6月議会定例会の一般質問の際に、「東京生薬協会を直接訪問し、校舎の活用の打診を行ったものの活用予定がないとの回答を受けたこと。」、「北海道東川町へ行政視察を行い「日本語学校」としての活用策を探ったものの、学校の開設は難しいと判断したこと。」、さらには、町内若手農業者から「野菜の加工場として利用可能か。」と問い合わせがあったほか、町内農業法人からは「事務所兼作業場」としての活用は可能かといった問い合わせがあったものの、具体的な申し出がなかったことをご報告しております。また、昨年9月議会の水木壽保議員の一般質問の際に、「現在、地元事業者から、旧埴川小学校体育館を利用して「わら縄」や「わら縄で編んだわら網」を作りたいという相談を受け、「稲わら」という地域資源を活用する事業であり、また、新規雇用が見込まれるなど地域の産業振興に資する事業であることから、貸し出しについては前向きな対応を考えており、貸与に向けた国への手続を進めていること」をご報告しております。その後、国からの承認はいただいたものの、本年3月19日付で借用を申し出ていた法人から旧埴川小学校体育館の取り消しについての申し出を受けております。

現在の状況については、農業関連で校舎等を事務所として、グラウンド等を作業場として活用できないかとの相談を受けており、その進捗状況を見守っているところであります。

旧埴川小学校は、校舎、体育館など大きなスペースがあることから、有効活用できるよう引き続き文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」やホームページなどで広く企業等の募集を続けるとともに、現在相談を受けている農業関連の活用希望が具体化して

くるのを期待しているところでもあります。

次に、廃校を利用した福祉施設についてお答えします。

託老所については、介護保険等既存の福祉サービスの対象とならない方々を対象とし、例えば健康な高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするなど、独自の福祉サービスを提供する施設と理解しております。一般的には、家庭的な雰囲気の中でサービスできるよう、鉄筋コンクリート造りの建物ではなく、民家等を改修した建物を利用しているケースが多いようであります。具体的なサービスとしては、デイサービスのような「通う」とこととショートステイのような「泊まる」というサービスが基本で、その他のサービスについては独自に行うことができる施設となっております。

私が元気な八峰町づくりに向けて掲げた「5つの重点」の1つに「高齢になっても、障害があっても、認知症になっても、住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる体制づくりを進めます。」という重点があります。これは、更なる高齢化が進展した際には、要介護になる前の高齢者が冬期間等ある一定の期間に共同で生活できるような施設や、障がいを持った方々の親御さんの更なる高齢化が進んでいった際に、障がいを持った方々が共同で生活できるような施設が必要になるのではないかという思いからであります。

芦崎議員ご提案の「託老所」についても、ただいま申し上げました重点を実現する体制の一つであり、前向きに考えたいと思います。議員が例に出された「託児所」のように、元気な高齢者がいつでも気軽に集まることができる日帰りサロンのような施設でいいのか、また、宿泊機能も必要なのか、また、食事の提供はどうするのか、また、運営体制はどうするのかなど検討しなければならないことが多くあり、さらに、旧埴川小学校を活用するとすれば広すぎると思いますので、どの部分をどのように利用し、どのような改修が必要になるのかなどの検討も必要であり、今後、先進地事例の視察研修等によりイメージを膨らませてまいりたいと考えます。

なお、国や県への補助の働きかけについては、極端な高齢化が進んでいく地域にとって必要になるようなモデル的な取り組みになるような計画としてとりまとめることに努めながら、その計画が具体化してきた段階で要望してまいります。

○議長（門脇直樹君） 10番議員、再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） ただいま丁寧に答弁いただきましたのであまりないわけですが、せっかくですので二、三点質問させていただきます。

それ以来ですね、いろいろプログラムのアクション的な、あるいはトップセールス的なこともやっておるようですが、先ほど何点か、生薬関係あるいは北海道、あるいはちょっと聞き逃しましたがどっかの作業場づくり、あるいは体育館を利用してのわら縄ですか、そういう関係もお話はされておるようですが、今現在も使用されていないということで、まあ何件かは返事というかお待ちしてるということであります、いずれにしても物事は多少なりとも進めてるということですよ、もう一度。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの答弁の中では、ひとつ利用寸前までいったケースがありまして、国の目的外使用の承認はいただいたんでありますが、その後の交渉の中でうまくまとまらなかった部分があります。まあいずれ町としては使われていない公共施設をどのようにするかというのは常に考えながら進めていってますので、今現在の状況は先ほどお話したとおりでありますけれども、なかなかやっぱり難しいというところもあるのも確かな部分であります。まあ産業振興とか使えばいいんですけど、いずれ先ほどの部分で、こう老人の方々が地域で、要介護・要支援ならないような方々が気軽に集まれるようなそういうサロンの部分であれば、それはそんなに制約なくできると思いますけれども、ただ、県の補助とか国の補助となるとなると、やっぱり極端な高齢化が進んでいく地域で全国展開できるようないいアイデアとしてやっていかないとなかなか補助制度はできないので、その辺を少し考えてみたいなという感じで思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 企業誘致等が進まなかった場合ということであつたわけですが、もし仮にずっとこのまま進まなかった場合に、旧、今の埴川小学校の建物の耐用年数、あるいは年数経過によって劣化的な問題をあわせて、およそどれぐらいで例えば除去されますか。まあ簡単でいいですよ。10年なら10年、15年から15年でいいです。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。

○町長（森田新一郎君） ちょっと休憩いいですか。

○議長（門脇直樹君） 総務課長。建設課長。分がんね。

○副町長（日沼一之君） ちょっと休憩してもらいたい。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 3時22分 休 憩

午後 3時22分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 資料手元になくて申し訳ありません。まあ私も廃校になる直前まであそこで将棋とかやっていたので、当分、すごくきれいなそういうところですので、まだ当分もつとは思いますが。まあ正確には公共施設の管理計画の部分に載せてあると思いますので、その部分は後でお答えいたしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 縷々こうやっておるわけですが、このもし利用者がいなくて非常にそういう除去になった場合には、非常にまあ我々は近くで寂しいですよ。そういう観点からですね何らかの形で使用していただければいいなど、このように本当に強く思っております。

1問目はだいぶ詳しく答弁ありましたので、これで終わります。

○議長（門脇直樹君） 答弁いりませんか。

○10番（芦崎達美君） はい。

○議長（門脇直樹君） 2問目の再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 2問目についてはですね、ある方々から非常にうちに独りでおっても寂しいと。やはり気軽に集まって、こうどなたかさんでもお話しできる場所が欲しいと、できないかという要望もありましてですね。それとですね、非常に物事を厳しく、こうしなければ使えない、こうしなければこういう団体は入れないということではなくて、まずは最初1人でもいいし2人でもいいし、どこの教室使ってもいいんだから、まずやってみようやと。で、いろいろ難しいことがあったらそれはそれなりに段階を踏んでいけばいいだろうし、最初っからもうこの部屋を使うためにはこうだ、これではね進まないだろうと思います。ですから、まずはやってみて、それから反応を見て、「いや、これはやっぱり思ったより人が来るな。」とか、「いや、これはやっぱり老人の人方に喜ばれるな。」と、そういうその何と申しますか、ことをですね平均とって、それから大きくしていてもいいのではないかなと。最初からもこれもあれもっていったらね、もう何もできないと思いますよ。

そしてやはり、まあ送り迎え、いろんなそういうバスの面とかも少しお話しされましたが、今農家でみんな車持っていますので、今日朝に送って行って、また夕方迎えに行っ



てもいいし、お昼はおにぎり作ってもいいし、お弁当作ってもいいし、まあそんなに難しく考えないで私は利用する、使ってもらう方法があればいいかなと、そういう形で質問しております。その点について。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の芦崎議員のそういう言葉が聞けて大変うれしく思います。そういう意味では非常に自分が考えてる部分のハードルがぐっと下がりましたので、この後どういうふうな形で、管理運営体制も含めてですね、まあ日帰りの自由に集まれるそういう、まあ言うなれば能代市に市民プラザってあったんですけど、今、別のNPO法人に貸してありますが、そこの部分が自由に集まれるようなそういうスペースで管理する人もいて、そういう形のイメージだと思いましたので、そういう形であれば迅速に進めていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 石川地区でも二、三日前ですね11回目のフェスティバルを行ったわけでありましたが、石川には外国人、ベトナム人が今5名ほど泊まっております。それでその方たちもですね、このフェスティバルに入って、そして1日を有意義に過ごしたわけでありまして。それから、そういう外国人の、まあ石川だけでなく、もっとうる来てると思えますので、そういう連絡も取り合いながらですね、外国人の人方も気軽に気さくに集まれるような形をとってもらってもいいです。いずれにしても、交流、交流しやすい場所にしていだければと。

まあ1問目と若干関連ありますのでちょっと戻りますが、地区のこのアンケート結果を見てもですね、70名のアンケートの結果出ておりますが、項目として例えば教育振興、あるいは産業振興、観光振興、人口減少、高齢者対策、その他とこうありますが、これでも一番の上位は、一番の心配してこれやってほしいというのは高齢者対策の数字が51と出ております。やはりこれだけですね、これだけ高齢者を考えてるといえるか、高齢者が増えてるといえるか、それでまた答弁された、このアンケートに答えたのもね60代、70代が40名以上です。70名のうち40名以上が高齢者が答えてるわけです。

いずれにしても、高齢者が増えるということは間違いのないわけでありましてから、やはりその点も考慮して、やはり早めにですね何らかの形で学校を使えるようにいだければありがたいなと、このように思えます。その点もう一度、当局の考え。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君）　まあいわゆる制約もいろいろありますので、鍵の管理とか安全面だとかいろいろ部分があるので、検討しながら、できるだけ早くそういうスペースができるような方向で頑張ったいと思います。

○議長（門脇直樹君）　ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君）　これが最後の質問となりますが、さらに念を押して力を入れて言います。

これは8月31日の北羽新報に出ておった高齢化率であります。これは全県であります。当町は、当町というよりも一番の高齢者が多いのが上小阿仁村の55.2%、次に藤里町の50.1、次に五城目町の48.2、それから4番目に男鹿市の47.8、そして5番目に我が八峰町が47.5%と出ております。全県の5番目です。いかに高齢化が進んでいるかということ強く申し上げて、1日も早く利活用できるようにお願いして終わります。

○議長（門脇直樹君）　これで10番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は9月13日午後1時より開会します。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午後 3時31分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美



令和元年 9 月 8 峰町議会定例会会議録（第 4 日）

令和元年 9 月 13 日（金曜日）

議 事 日 程 第 3 号

令和元年 9 月 13 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 日程の追加について
- 第 3 議案第 84 号 平成 30 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 85 号 平成 30 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 86 号 平成 30 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 87 号 平成 30 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 88 号 平成 30 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 89 号 平成 30 年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 90 号 平成 30 年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 91 号 平成 30 年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 92 号 平成 30 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 93 号 平成 30 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第 94 号 平成 30 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第 1 議案第 96 号 八峰町人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第 2 議案第 96 号 八峰町人権擁護委員候補者の推薦について

第14 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

第15 発議第8号 秋田市新屋への地上イージス配備に反対する決議文の提出について

第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第17 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

---

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 佐々木 高
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 和平 勇人
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 藤田 吉孝
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿部 克之
学校教育課長 山本 節雄	生涯学習課長 米森 伴宗
学校給食センター所長 田村 高夫	あきた白神体験センター所長 山内 章
防災まちづくり室長 内山 直光	

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 正志	書記 船山 厚子
--------------	----------

---

午後 1時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第95号と議案第96号の追加提案につきまして、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） 皆様ご苦勞様でございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る9月4日、議長同席のもとに議会運営委員会を開き、議長から諮問のあった議案第95号と議案第96号の追加提案について協議いたしました。

その結果、議案第95号と議案第96号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。委員長報告のとおり、議案第95号と議案第96号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号と議案第96号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月4日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた、日程第3、議案第84号、平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第94号、平成30年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長水木壽保君。

○決算特別委員会委員長（水木壽保君）　ご報告いたします。

9月4日本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定にかかる審査経過と結果についてご報告いたします。

これらの付託議案につきましては、去る9月5日より9日まで3日間にわたり決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第84号、平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算、議案第85号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第86号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第87号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第88号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算については賛成多数で、議案第89号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第90号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第91号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第92号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第93号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算、議案第94号、平成30年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算については全会一致で、それぞれ認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、決算特別委員会から、平成30年度決算に関する付帯意見を本日文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（門脇直樹君）　日程第3、議案第84号、平成30年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん）　一般会計の反対討論を行います。

まずはじめに、財政調整基金が30億8,700万円あまりで、合併以来過去最高になってます。このため込んだお金は、国保税が高くて大変だという声に答えていかななくてはならないのではないのでしょうか。近年にない金額で、昨年よりも320万円あまりが滞納金額の増となっています。法定外の国保会計に繰り出しをして負担軽減すべきだと思います。また、そのほかにも均等割負担をせめて子ども分をなくすとか、こういうことも考えられるのではないのでしょうか。今払えない人には減免制度があります。その減免制度も大



変複雑で、県内ワーストワンで、規則には生計を一にする家族全員の預金通帳調べがあります。これは家族を一にするので、子どもの分の預金通帳も調べられます。町民税などの税金が不納欠損5年以降永遠と続いて、10年前まで計上されています。滞納金額を支払い計画をもって払いたいと思っても、それが不納欠損ぎりぎりではなくて一番遅いところからこれが支払われれば、永遠と税金滞納は10年以降まで続くというこういう状態になってしまいます。執行停止処分を行い、支払いは近年から行う、これが今、各自治体でやられています。これを行うべきではないでしょうか。負担軽減の政策を求めますが、残念ながらありません。以上のことから、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第85号、平成30年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国保税の特別会計に反対をいたします。

国保税の滞納金額が増加しています。負担軽減の対策を求めます。医療費窓口100%支払わなければならない家族は14家族22人です。短期保険証の発行は29世帯51人になっています。病院に行きそびれることは、早期発見に至らなかったために重病になってしまふ。ひいては国保会計に影響を及ぼすという悪循環になってしまいます。一般会計からの繰入で負担軽減をするべきではないでしょうか。その施策がありませんので反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第86号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） 介護保険特別会計に反対をいたします。

介護保険料を年金が少なくて天引きできない、この人たちのための普通徴収になりますけれども、230人、そのうち滞納者は22人です。低年金で介護のサービスを受けられない、こういう人たちの負担軽減はありません。前年度収入の半分以下になった場合だけです。この人たちには当てはまりません。軽減施策が必要ではないでしょうか。望む人が誰でも介護サービスを受けられるようにしなければならないと思います。また、外出支援サービスは介護1からでないと利用できません。要支援2が50人いますが、家の中は歩けてもバスに乗って八森、中浜、水沢、近くの病院に行くことさえできません。診療所はバスで、まあ町営の診療所はバスがありますけれども、峰浜地区は走っています。こういう人たちは、これに当てはまらない人たちは本当に困っています。また、要支援は103人。予備軍が控えています。このような人たちのために外出支援サービスの充実を求めます。ところがこういうことがありませんので、私は反対をいたします。

- 議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第87号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療制度に反対をいたします。

後期高齢者で年金から引くことのできない人たちは普通徴収ですけれども、収納率は95.7%です。年金がほんの少しでも無年金者でも、この保険料は取られます。その人たちは6か月ごとに短期保険証が発行されています。家族が手続を忘れていたりしたら大変なことになります。この制度は国保会計のような減免制度も医療費一部負担制度も、そういう恩恵はありません。秋田県の後期高齢者医療保険の中で基金がどのくらいたまるのか分かりませんが、この制度の抜本的な改革を求めますので私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第88号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沢目財産区特別会計に私は反対の討論をさせていただきます。

審議しましたがけれども、風力関係事業が沢目財産区の中に7か所から636万8,000円あまりが土地貸付に伴う交付金が入っております。環境アセスを伴わない風力に対して、町は直接関知するものではありません。また、1基大型風力発電があっても、2基、3基合わせて7,500kWでなければアセスに入りません。地権者同士で建設が許されるのであります。故障しても破損しても賃貸料をもらえば何の責任がないというこういうやり方は、町民全体にとってはとってもいいものではありません。民家の近くや高齢者の近くに立つ可能性も出てきます。現に今動いてない風力発電、これはドイツ製のもので外国からボルトが来ないと動かない、こういう状態に陥っています。また、もう1か所、海光苑の近くでも動かない、こういうのが多く立っているのでしょうか。地権者同士の問題ではないと思います。風力発電の土地貸与については、町全体が了承することが必

要ではないでしょうか。こういうことから私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第8、議案第89号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第90号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第91号、平成30年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第92号、平成30年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第93号、平成30年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第94号、平成30年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第89号、平成30年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第94号、平成30年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第89号から議案第94号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。お諮りします。本案に対する委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号から議案第94号は

認定することに決定しました。

以上をもって、平成30年度歳入歳出決算認定に関わる議題については全て認定されました。

追加日程第1、議案第95号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第95号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第135号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜畑谷字川端62番地

氏 名 武田ムツ子（昭和24年3月10日生）

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、現委員の武田ムツ子氏が令和元年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

タブレットの中に議案第95号の説明資料として提出してありますが、武田ムツ子さんは畑谷在住で、昭和24年生まれの70歳の方であります。現在、八峰町人権擁護委員2期目の方であり、今回引き続き3期目の候補者として議会の意見を求めるものであります。また、能代山本人権擁護委員協議会の幹事を務めているほか、八峰町選挙管理委員会の委員の長くお引き受けいただいている方であります。

ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第2、議案第96号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第96号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字岩館向台94番地

氏 名 金谷由紀子(昭和26年1月5日生)

令和元年9月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。現委員の金谷由紀子氏が令和元年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

タブレットの中に議案第96号の説明資料として提出してありますが、金谷由紀子さんは岩館在住で、昭和26年生まれの68歳の方であります。現在、八峰町人権擁護委員2期目の方であり、今回引き続き3期目の候補者として議会の意見を求めるものであります。また、能代山本人権擁護委員協議会子ども人権の部副部会長を務めているほか、八峰町民生委員、連合婦人会会長、更生保護女性の会会長などをご経験された方であります。

ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木正志君) 発議第7号

令和元年9月13日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由であります。陳情第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要がある

ためでございます。

○議長（門脇直樹君） 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第15、発議第8号、秋田市新屋への地上イージス配備に反対する決議文の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正志君） 発議第8号

令和元年9月13日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

秋田市新屋への地上イージス配備に反対する決議文の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由であります。陳情第5号、町議会として秋田市新屋への地上イージス配備に反対の意見表明を求める陳情を採択する旨決定したので、対外的に八峰町議会の意思を表明する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

秋田市新屋への地上イージス配備に反対する決議。

防衛省は、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の配備候補地として新屋



演習場を含め、秋田、青森、山形の3県の国有地20カ所を対象に行う再調査について、公平に比較検討し「ゼロベースで行う」と秋田県と秋田市に説明した。

一方、防護範囲の観点から秋田への配備が最も効果的であるとし、秋田県以外は予備的な位置づけとの報道もあり、これまでの防衛省のずさんな調査や不誠実な対応を鑑みると、秋田市新屋演習場ありきという疑念は拭いきれない。

新屋演習場は住宅密集地や小中学校にあまりにも近く、地上イージス配備に対する周辺住民の不安は計り知れない。このことから八峰町議会としては新屋演習場への地上イージス配備に反対する決議を表明する。

令和元年9月13日 八峰町議会

以上であります。

○議長（門脇直樹君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この決議に反対の立場で討論いたします。

はじめに、陳情の内容は防衛省の説明不足によるものであります。内容はですね、電波による人体の影響とイージスの監視する自衛隊の存在が怖いからという記載内容であります。課題は、住民が直接被る影響、電波による健康被害についてと、イージス・アショアが標的とされるテロ攻撃やミサイル攻撃について、大きくはこの2点で絞られると思います。

国民は今、この瞬間にも国のためにレーダーのそばにいる自衛官の健康にも思いは致すべきであり、親が我が子の健康を第一に心配するのは当然であります。日本が今、今まで平和であり続けられてこられたのは、危険な職務に24時間365日張り付いている自衛官がいるからこそであり、平和が担保されて初めて子どもを安心して生み育てることができている、この現状にまず目を向け、国防業務を理解するべきであると思います。

テロ攻撃対策については、自衛隊の本来業務として日々行われているものであり、イージス・アショアだからといって駐屯地の防衛と基本的には変わらないものであります。心配するミサイル攻撃については、北朝鮮が攻撃するとしたら原発やダムや大都市を目標とするでしょう。

新屋地区だから駄目なのですか。ほかの場所だったら良いとするのでしょうか。冷静に考えてみて、日本にミサイルを撃っても無駄だと思わせて初めて軍事力バランスが互角となり、拉致問題の話し合いの機運も期待されます。だからこそ、政府はイージスの

配置を急いでいるのではないのでしょうか。世界と日本の軍事バランスの観点なくして、さらには拉致被害者の責任の苦しみを度外視して、新屋演習場と住宅地があまりにも近いという理由だけで反対するのは自己本意の考えではないのでしょうか。

同僚議員にお願いしたいのは、確かに防衛省の説明不足による県民の反対機運だけで賛同し、防衛省の説明をしっかりと理解した上で一つ一つの問題を是々非々に取り分けて冷静に判断してほしいと願います。防衛省は、新屋駐屯地は住宅地に近いけれども、迎撃ミサイルを撃つために必要な保安距離は十分にあるし、北朝鮮のミサイルはイージス本体を破壊するほどの命中精度はなく、狙ったとしても宇宙に近い高度で迎撃できるため、むしろ新屋住宅地を守ることになると思われまます。配備後の安全性はむしろ高まるのだと丁寧に説明をしております。感情的になって全く理解できないなど、議員が理解できなければそれこそ住民は全く理解できません。国から未だに納得できる説明がなされないなど、国のせいにはしないでください。国家全体の防衛のためには、苦渋の決断が必要な場合もあるという一定のビジョン、議論の着地点へと穏やかに導いていくのも議員の役割だと思います。地域住民の日常生活を守る観点から、十分な保安距離や緩衝帯がとれるかどうかについても調査するとともに、とれない場合はどのような代替措置が可能か検討するよう求めるなど、まず議員が十分に深く調査し、防衛省と住民の橋渡し役となって、どの方面にも公平に賛否両論の視点をもって公務にあたっていただきたいと切に願い、決議の反対討論とします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この意見書に賛成の討論をします。

（「決議」と呼ぶ者あり）

○7番（見上政子さん） 決議に。

（「決議、発議でしょう。」と呼ぶ者あり）

○7番（見上政子さん） 賛成の討論をいたします。

イージスそのものは、安倍首相がアメリカに行ってトランプ大統領と会談して閣議決定をしたもので、これは軍事費の爆買いと言われるかなりの武器を買う約束をしてきたのが、このイージスが一つであります。イージス・アショアを撃ち落とすことは、イージス・アショアが核ミサイルを撃ち落とすということは、本当に確率は何%かと言われております。世界の中にこの秋田県にイージス・アショアがあるんだということを表明して、そしてこのイージス・アショアをもし攻撃するならば、もう核でしかこれはなく

せないというほどの大変な頑丈なものらしいです。もしこのイーゼスを壊すということで核戦争が始まったら、もうこれは元も子もありません。こういう危険なものを配備するというこういうこと自体がこれは間違っているし、秋田県全体の命が本当に脅かされてしまいます。こういう危険な軍事を秋田県に置く、日本に配備するということは、これは今、秋田市の中では、本当に真剣な討論をして絶対やめてほしいというこういう願いを込めて各市町村の議会方に願いをしているところですので、この願いを叶えてあげるのが議会の役目だと思います。よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第8号採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第84条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第84条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し

出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和元年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 1時43分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人